

第 6 回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成21年 3 月 16 日

開 会 中

場 所 第 3 委 員 会 室

平成21年3月16日（月曜日）

午前10時1分開議

午後1時27分休憩

午後2時15分開議

午後4時3分休憩

午後4時12分開議

午後4時27分閉会

本日の会議に付した事件

議案第57号 平成21年度熊本県一般会計予算

議案第60号 平成21年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計予算

議案第72号 平成21年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算

議案第77号 平成21年度熊本県病院事業会計予算

議案第84号 熊本県環境センター条例の一部を改正する制定について

議案第85号 熊本県鳥獣保護センター条例を廃止する条例の制定について

議案第86号 熊本県交通補導員等災害見舞金支給条例を廃止する条例の制定について

請願第27号 伝統薬の通信販売規制に係る緩和措置等の国への意見書提出を求める請願

請願第24号 認可外保育施設に通う子どものための助成金に関する請願

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

①第2期熊本県ひとり親家庭等自立促進計画の策定状況について

②熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画の策定状況について

③熊本県手数料条例の一部を改正する条例(案)の概要について

④第2期熊本県障がい福祉計画の策定状況について

⑤新型インフルエンザ対策の取組みについて

⑥熊本県手数料条例の一部を改正する条例(案)の概要について

⑦「くまもと『夢への架け橋』教育プラン」の策定について

⑧「熊本県立こころの医療センター中期経営計画」の策定について

⑨光化学オキシダント測定局の増設及び大気環境測定車の追加導入について

⑩騒音・振動・悪臭に関する規制地域等の見直しについて

⑪熊本県地域地下水総合保全管理計画に基づく第1期行動計画の策定について

⑫平成20年度水俣湾の水質及び魚類等の水銀調査結果について

⑬熊本県手数料条例の一部を改正する条例(案)の概要について

⑭公共関与による管理型最終処分場の整備について

⑮水俣病対策の状況等について

⑯第2次熊本県食の安全安心推進計画の策定について

出席委員（8人）

委員長 重村 栄

副委員長 小早川 宗弘

委員 中原 隆博

委員 平野 みどり

委員 大西 一史

委員 城下 広作

委員 船田 公子

委員 山口 ゆたか

欠席委員（なし）
委員外議員（なし）

説明のため出席した者
健康福祉部

部長 森 枝 敏 郎
次長 林 田 直 志
次長 坂 田 正 充
次長 東 明 正
首席健康福祉審議員兼
健康福祉政策課長 岡 村 範 明
社会福祉課長 坂 田 憲 久
少子化対策課長 吉 田 勝 也
高齢者支援総室長 岩 田 宣 行
高齢者支援総室副総室長 江 口 満
高齢者支援総室副総室長 橋 本 博 之
障害者支援総室長 前 田 博
障害者支援総室副総室長 米 満 譲 治
障害者支援総室副総室長 西 岡 由 典
医療政策総室長 高 橋 雄 二
医療政策総室副総室長 末 廣 正 男
首席医療審議員兼
健康づくり推進課長 中 田 榮 治
健康危機管理課長 牧 野 俊 彦
薬務衛生課長 木 下 政 治
環境生活部
部長 村 田 信 一
次長 江 副 健 二
次長 中 山 寛
環境政策課長 檜木野 史 貴
環境政策監兼
環境立県推進室長 森 永 政 英
環境保全課長 福 留 清 秀
水環境課長 小 嶋 一 誠
自然保護課長 久 保 尋 歳
廃棄物対策課長 山 本 理
廃棄物公共関与政策監兼
公共関与推進室長 山 口 洋 一
首席環境生活審議員兼
水俣病保健課長 谷 崎 淳 一

水俣病審査課長 田 中 彰 治
食の安全・消費生活課長 山 地 あつ子
消費生活政策監兼
消費生活センター長 辻 本 英 子
交通・くらし安全課長 高 野 利 文
人権同和対策課長 佐 藤 幸 男
人権センター長 福 岡 耕 治
病院局
病院事業管理者 若 本 隆 治
総務経営課長 向 井 康 彦

事務局職員出席者

議事課課長補佐 中 村 時 英
政務調査課課長補佐 武 田 正 宣

午前10時1分開議

○重村栄委員長 おはようございます。
定刻になりました。皆さん方おそろいでございまして、ただいまから第6回厚生常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に6名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

きょうはちょっと長丁場になるかもしれません。途中休憩はとりませんので、適宜トイレとかはお願いいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○平野みどり委員 午前と午後、分かりますか。

○重村栄委員長 午前、午後は分かれています。

次に、今回付託されました請願、請第27号について、提出者から趣旨説明の申し出がっておりますので、これを許可したいと思います。

請第27号についての説明者を入室させてください。

（請第27号の説明者入室）

○重村栄委員長 説明者の方に申し上げます。

各委員には、請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いをいたします。どうぞお願いいたします。

(請第27号の説明者の趣旨説明)

○重村栄委員長 趣旨はよくわかりました。後ほど審査をいたしますので、本日はこれにてお引き取りください。

ありがとうございました。お疲れさまでした。

(請第27号の説明者退室)

○重村栄委員長 次に、執行部から、本委員会に付託された議案等について審査を行いますが、健康福祉部、環境生活部、病院局とも相当の事務量がありますので、健康福祉部及び病院局と環境生活部の出席を分けて説明を求めることにいたしました。

本日は、日程の都合上、健康福祉部及び病院局から先に行います。

なお、採決及び請願の審査は、環境生活部関係の審査が終わった後に行います。

では、始めますが、質疑は、付託された議案及びその他報告について説明を求めた後、一括して受けたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○重村栄委員長 異議なしと認めます。

それではまず、健康福祉部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から資料に従い説明をお願いいたします。

初めに、森枝健康福祉部長、お願いします。

○森枝健康福祉部長 健康福祉部でございます。

本議会に提案しております健康福祉部関係の議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提案しておりますのは、予算関係2議案でございます。

まず、第57号議案の平成21年度熊本県一般会計予算でございますが、総額で1,090億8,300万円余を計上いたしております。

その主なものについて御説明申し上げます。

まず、地域福祉の推進については、県地域福祉支援計画、地域ささえ愛プランに基づき、地域福祉の拠点としての地域の縁がわづくりや住民相互の支え合いの仕組みとしての地域の結びづくりなどに取り組んでまいります。また、新たに、地域の縁がわ機能を有する小規模多機能サービス施設、仮称地域ふれあいケアホームの整備を支援してまいります。

次に、近年増加しつつある生活困窮者については、生活保護の活用を初め、福祉事務所にモデル的に自立支援相談員を配置し、これらの方々の生活の安定と向上に向けた支援を行ってまいります。

さらに、貧困の連鎖を断ち切る一環として、新たに、生活保護世帯の子供たちの大学進学を応援するために、無利子の生活資金貸し付けを行います。

また、今後増加が懸念されるホームレスの支援については、関係機関の連携を強化するとともに、民間の支援団体と協働して就労支援等を行ってまいります。

次に、子育て支援については、第3子以降の3歳未満児の保育料の無料化を引き続き実施するとともに、地域のニーズに応じた多様な保育サービスや、放課後児童クラブへの支援を通じて、保護者の仕事と子育ての両立を支援してまいります。

また、妊娠から出産、育児期まで、母親の心の面を中心に、切れ目なく支援できるコーディネーターの養成に取り組んでまいります。

さらに、2月補正予算で造成した熊本県安心子ども基金を活用し、保育所の整備を推進するとともに、現任保育士等の研修の充実を図ってまいります。

次に、児童虐待の防止については、児童相談所を核として、発生予防から早期発見、早期対応、子供の自立支援まで、切れ目のない支援に努めてまいります。

次に、高齢者対策については、介護保険がスタートして10年目になりますが、今年度策定する新たな高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画に基づき、安心して暮らせる長寿社会を目指して、要介護状態や認知症になっても可能な限り住みなれた地域で生活ができるよう、施設サービスを含め必要な福祉・介護サービスの供給体制の充実を図るとともに、地域における相談・見守り体制の充実を通じて、地域全体で認知症等の要介護高齢者を支える仕組みづくりに取り組んでまいります。

また、認知症の早期診断や早期治療に資するため、新たに、診療体制や相談体制の整備に取り組んでまいります。

次に、障害者支援については、今年度策定する第2期障がい福祉計画に基づき、障害福祉サービスの必要量の確保に向けたサービス基盤の計画的整備に取り組んでまいります。

また、国の障害者自立支援対策臨時特例交付金による特例基金の平成23年度までの延長、積み増しにより、新たな事業メニューを加え、障害者自立支援法の円滑な実施に努めてまいります。

なお、自殺対策については、現下の厳しい経済情勢を踏まえ、県内の関係機関や団体とも連携しながら、相談体制の充実等に取り組んでまいります。

次に、地域医療体制の整備については、深刻化する医師不足に対応するため、総合的な医師確保対策を講じてまいります。

まず、熊本大学医学部の新規入学者に対し、修学資金の貸与を開始するとともに、同医学部に開設した地域医療学寄附講座の運営を市町村とともに支援してまいります。

さらに、救急医療機関における勤務医や産科医の確保に向けた取り組み、女性医師の就

業継続を図るため、自治体病院における院内保育所の設置や、代替医師の雇用による女性医師の短時間正規雇用体制の整備などを支援してまいります。

また、大規模地震などの災害発生時に、被災地に迅速に駆けつけ、人命救助や治療などを行う災害派遣医療チームの整備を進めます。

次に、小児医療体制の整備については、救急医療拠点病院の運営支援や小児救急の医師研修事業、シャープ8000番による電話相談事業等に取り組んでまいります。

次に、健康増進・長寿づくりの推進については、子供から高齢者まで、生涯を通じた健康づくりを進めるとともに、メタボリックシンドロームの予防対策等に取り組んでまいります。特に、近年最も増加した慢性疾患であり、本県でも約22万人が患者または予備軍となっている糖尿病について、その予防のための総合的な対策に取り組んでまいります。

また、県民の健康的な食生活に大きな役割を果たしている食生活改善推進員の活動をさらに盛り上げるため、来る10月には、全国食生活改善大会を開催することとしております。

次に、周産期医療対策については、危険な状態にある母体、新生児をより迅速に受け入れることを可能とするため、新たに医療機関へのPHSの配備や、新生児集中治療室、NICUが効果的に運用できるように、長期に入院している子供を在宅等に移行することを支援するコーディネーターを配置する等、周産期医療体制の整備に取り組んでまいります。

最後に、発生が懸念されている新型インフルエンザ対策については、引き続き緊急に取り組むべき最重点の施策として取り組んでまいります。

まず、先般改定が行われた国の行動計画及びガイドライン等を踏まえて、平成17年度に

策定した県行動計画の見直しを行っているところであります。

これと並行して、庁内対応体制の一層の充実を図るとともに、大流行した場合に県の業務が停滞することによる県民生活への影響を最小限に食いとめるために、業務継続計画を策定することとしております。

また、医療体制の整備、公衆衛生上の対策及び社会経済活動維持の対策を着実に進めるため、医療、消防、公共交通、商工関係などの団体等を含めて、県全体で取り組む体制の構築を図るとともに、訓練の実施等に取り組んでまいります。

次に、第60号議案の平成21年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計予算でございますが、母子寡婦福祉資金の貸付金として9,600万円余を計上しております。

これは、母子家庭を対象とした修学資金等の貸付枠を拡充するとともに、利用しやすい要件に緩和するものであります。

以上、特別会計を含む健康福祉部の平成21年度予算総額は1,091億8,000万円余となり、平成20年度当初予算と比較しますと、金額にして51億3,700万円余の増額、率にして4.9%の増となっております。

予算総額が伸びておりますのは、主として、介護報酬改定による介護給付費等の扶助費の増及び安心こども基金事業等の緊急経済関連事業や新型インフルエンザの発生に備えた抗インフルエンザウイルス薬の備蓄経費等によるものであります。

このほか、第2期熊本県ひとり親家庭等自立促進計画の策定状況についてなど、7件について御報告させていただくこととしております。

以上が今回提案いたしております議案等の概要でございますが、詳細につきましては、関係各課・総室長から説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○重村栄委員長 引き続き各課長から説明をお願いいたします。

説明については、着座のままよろしく願います。

○岡村健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

委員会説明資料の2ページをお願いいたします。

予算の内容につきまして、重立ったものを御説明させていただきます。

まず、上段の社会福祉総務費の1. 職員給与費でございますが、2億4,442万円余を計上いたしております。職員給与費につきましては、平成21年1月1日時点の定年退職予定者を除く職員数とその給与額をもとに積算をいたしております。部全体では69億1,600万円余となっております。

職員給与費につきましては、各課とも同様の趣旨でございますので、各課ごとの御説明は省略させていただきたいと存じます。よろしく願います。

次に、説明欄の2の民生委員費でございますが、熊本市を除きます県下2,810名の民生委員、児童委員の日常活動等の経費に係る補助金等でございます。

それから、4の社会福祉協議会助成費につきましては、(1)から(3)まででございますが、それぞれ県の各種福祉施策の実施主体として活動しております熊本県社会福祉協議会の運営費及び福祉サービス運営適正化委員会並びに地域福祉権利擁護センターへの補助金でございます。

3ページをお願いいたします。

5の地域福祉振興費でございます。

(2)、(3)、(4)につきましては、地域福祉施策の3本柱といたしまして、県の地域福祉支援計画、地域ささえ愛プランで位置づけをしているものでございます。

(2)の地域の結いづくり推進事業ござい

ます。

身近な地域で住民同士がともに支え合う小地域ネットワーク活動の普及や専門医を配置いたしまして、地域福祉の再構築に取り組む市町村補助などを行うものでございます。

(3)の地域の縁がわづくり推進事業でございます。

高齢者、障害者、子供など、地域住民だれもがいつでも集い、支え合う地域福祉の拠点づくりに取り組む団体への助成等を行うものでございます。

(4)地域のちからおこし事業でございます。

今後の地域福祉の担い手となります若年層を開拓、育成するものでございます。

それから、新規事業といたしまして、(5)の地域ふれあいケアホーム、仮称でございますが、整備推進事業をお願いしてございます。

この事業は、年をとっても住みなれた地域で暮らしていけるよう、認知症高齢者介護の小規模事業所等に、先ほど申しあげました地域の縁がわを併設した地域ふれあいケアホームの整備を支援し、その普及、推進を図るものでございます。2,159万円余をお願いしているところでございます。

4ページをお願いいたします。

6の社会福祉諸費でございます。

(1)の県総合福祉センター管理費についてですが、平成18年4月から指定管理者制度を導入しております総合福祉センターの管理運営費、(2)の福祉人材センター運営事業は、県社会福祉協議会が行っております福祉人材確保のための就労支援や研修会事業の委託経費でございます。

それから、(3)に新規事業といたしまして、福祉・介護人材緊急確保事業、7,688万円余をお願いしております。これは、近年の福祉・介護分野におきます人材確保の厳しい状況を踏まえまして、進路の選択期にある学生への説明会や個別相談の支援のほか、資格は有しているけれども、現在は福祉・介護分野の職

から離れている潜在的有資格者の再就職研修を支援するなど、福祉・介護人材の参入促進と定着化を図るものでございます。

なお、これにつきましては、国の緊急経済対策に対応いたしまして、全額国庫で積み上げました障害者自立支援対策臨時特例基金を活用して実施をするものでございます。

(4)地域共生くまもとづくり事業でございますが、県の地域福祉支援計画の推進に寄与する民間団体の地域福祉活動に対し、活動費の助成を行うものでございます。

5ページをお願いいたします。

8.(1)やさしいまちづくり普及啓発事業でございます。

障害者用駐車場の適正利用を推進するため、平成20年1月31日から運用を開始いたしましたハートフルパス制度の運営経費等でございます。

それから、9の国庫支出金返納金でございますが、県社会福祉協議会にございます生活福祉資金の原資のうち、貸付可能額の余裕分3億円につきまして引き揚げを行いまして、そのうち、国庫相当分の2億円を国に返納するものでございます。

ページが飛んで恐縮でございますが、7ページをお願いいたします。

宇土市にございます保健環境科学研究所と県内10カ所にございます保健所の運営費及び維持管理費をお願いしてございます。

健康福祉政策課は、以上、40億1,033万円余をお願いしてございます。

それから、報告事項が1件ございます。

恐縮でございますが、A3の2つ折りになってございます教育プランの案につきまして御説明をさせていただきます。A3の1枚紙になってございます。

くまもと「夢への架け橋」教育プランでございます。

今回の2月議会に上程されております当計画につきましては、文教治安常任委員会で付

託審議となっておりますが、この計画は、子育て、あるいは食育、環境教育などに関する事項が含まれておりますので、御報告させていただきます。

最初の1ページの2でございますが、策定のポイントを書いております。

この計画は、教育基本法に規定されております教育の目的や理念等を反映するとともに、国が策定いたしました教育振興基本計画を参酌して策定されたものでございます。

策定に当たりましては、熊本県教育振興基本計画策定幹事会を設置いたしまして、全庁的に取り組みますとともに、検討委員会を設置いたしまして、外部の有識者の御意見を伺ってまいりました。

内容でございますが、1ページの下の方の4、総論のところをお願いいたします。

家庭教育を中心といたしました幼児期の教育の推進、生涯を通じて学び、その成果を適切に生かす社会の形成、社会全体で教育に取り組む仕組みづくり、この3つを柱といたしまして、本計画の基本理念を、未来を拓く「くまもとの人」づくりということにしております。

この理念のもとに、資料の2ページから3ページにありますように、各ライフステージごと、あるいは項目ごとに今後5年間でどのような人づくりや教育を目指すのか、その指針となります基本的目標とその実現に向けて、県として重点的に取り組む事項を設定しております。

3ページの下段の方でございますが、各論のところをごらんいただきたいと思います。

本計画の一つの柱として位置づけております生涯学習社会の形成と生涯学習社会の実現に向けた具体的な取り組みにつきまして、項目ごとに、将来の目標であります目指す姿やその実現に向けた施策の取り組み方向等について記載をしております。

各論の項目につきましては、3ページから

4ページに記載しているとおりでございますが、このうち、3ページの下の方になりますが、家庭の教育力の向上、次の地域の教育力の向上の中で、熊本県子ども輝き条例の具現化に向けた取り組みや、放課後子どもプランの推進等を盛り込んでおります。

さらに、4ページでございますが、冒頭の方でございますが、幼児期における教育の充実の中で、保育所における保育の充実について盛り込んでおります。

また、その2つ下の豊かな心をはぐくむ教育の充実の中では、人権教育の推進、そして、次の児童生徒の健康づくり・体力づくりの中では、食育の充実について、さらに、2つ下の社会の変化に対応した教育の推進の中では、環境教育の推進について盛り込んでおります。

簡単ではございますが、以上、御報告をさせていただきます。

よろしく願い申し上げます。

○坂田社会福祉課長 社会福祉課でございます。

説明資料の8ページをお願いいたします。

まず、社会福祉総務費でございます。

右の説明欄の2の社会福祉諸費でございますけれども、社会福祉法人や社会福祉施設の指導監査に要する経費でございます。

次に、遺家族等援護費でございますが、主な事業は、戦没者やその遺族、戦傷病者等に対する特別給付金等の支給事務、中国残留邦人に対する帰国の促進、帰国後の自立支援、さらに、昨年4月から支給されました支援給付金に関する経費等でございます。

9ページをお願いいたします。

生活保護総務費でございます。

説明欄1の(1)、(2)は新規事業でございます。

まず、生活保護世帯進学「夢」応援事業でございますが、現行の生活保護制度では、世

帯の子供が大学に進学した場合、世帯から分離され、生活保護の対象となりません。このため、生活費については、世帯のやりくりや本人のアルバイトなどで工面するというのが実態でございます。それがため大きな負担になっているということでございます。経済的な理由で学業をあきらめることなく安心して就学できるよう、今回、大学での生活費を貸し付け、本人の自立や夢の実現を図り、そして貧困の連鎖を教育で断ち切ろうとするものでございます。

(2)の低所得者自立生活支援事業でございますが、近年、ワーキングプアなど生活困窮者が増加していると言われております。生活保護も増加傾向にございますが、こうした中、生活困窮者を発見し、早期の支援を行い、これらの方々の自立や生活の安定を図っていくため、今回、福祉事務所にモデル的に自立支援員を配置し、ハローワーク等関係機関と連携しながら、生活支援を行うものでございます。

(3)のセーフティーネット支援対策等事業、次の2の福祉事務所費は、生活保護の決定、あるいは受給者に対する支援、扶養義務調査など、生活保護の適正な運用を期するための経費でございます。

次に、10ページをお願いいたします。

中ほどの扶助費でございます。

これは、生活保護の生活扶助、医療扶助などに要する経費でございます。

保護は増加傾向にありますものの、扶助については2月補正で減額などを行っており、実績に沿ったところで計上いたしました関係で、当初比較では減額となっております。

下段の住宅管理費は、引揚者住宅山の上団地の管理運営に要する経費でございます。

以上、社会福祉課総額39億1,273万8,000円を計上いたしております。

11ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定についてでございま

す。

先ほど説明いたしましたけれども、生活保護世帯進学「夢」応援資金の貸し付けについて、大学在学中の4年間にわたって継続して貸し付けを行う必要があり、債務負担行為を設定するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○吉田少子化対策課長 少子化対策課でございます。

説明資料の12ページをお願いいたします。

説明欄に沿って主なものを説明させていただきます。

まず、児童福祉総務費では、2. 保護事務費のうち、(2)は、認可外保育施設の職員及び児童の健康診断費に対する補助でございます。

3. 児童健全育成費のうち、(1)と次のページの(2)は、子育て支援関係の事業を再編したもので、(1)は、社会全体で子育てを支援する環境づくりのため、県民意識の啓発を行う事業でございます。(2)は、市町村、企業、民間団体等の子育て支援の取り組みを支援するものでございます。

(3)は、妊娠・出産・育児期を通して、子育ての不安や母親の心の悩み等に対して、予防や早期発見、適切な支援等、切れ目なく総合的にコーディネートのできる人材を育成する研修を行う事業でございます。

(4)は、第3子以降の3歳未満児の保育料の無料化等を実施する市町村に対する補助でございます。子育て家庭の経済的負担の軽減のため19年度に制度を拡充しており、引き続き市町村を支援していくものです。

(5)は、保育所職員等を対象に、計画的、体系的な各種研修を行う事業です。安心こども基金を活用し、20年度の約3倍の予算により、研修の充実を図ることとしております。

(6)は、共働き等で昼間保護者のいない家

庭の子供に生活あるいは遊びの場を提供する放課後児童クラブや、児童の健全育成のための児童館活動を実施する市町村に対する補助でございます。

14ページをお願いします。

(7)は、次世代育成支援行動計画の周知、推進を図るための経費でございます。

21年度は、22年度から26年度までの5年間を計画期間とする後期行動計画の策定することとしております。

6. 保育大学校費は、3月末で閉校します県立保育大学校の学生寮を売却するため、解体、整地をするための経費でございます。

次に、児童措置費のうち、1の児童扶助費では、(1)は、児童福祉法に基づき、県が児童を児童養護施設や里親に措置、養育委託した場合に支弁する経費でございます。

15ページをお願いします。

(3)は、民間保育所の運営費に対する県負担金、(4)は、県が保護の必要な母子等を母子生活支援施設等へ入所委託した場合の支弁に関する経費でございます。

2. 清水が丘学園費は、学園の庁舎管理及び運営に関する経費でございます。

3. 児童手当費は、小学校修了前の児童の養育者に児童手当を支給する市町村に対する交付金でございます。

16ページをお願いします。

母子福祉費のうち、1. ひとり親家庭対策費の(1)は、ひとり親家庭等に対して自立に必要な相談、指導等を行うため、各福祉事務所に配置している女性福祉相談員に対する人件費等、(2)は、母子家庭の母等の自立のための就労支援や父子家庭の子育て支援等を行う事業でございます。

2は、母子寡婦福祉資金貸付金の償還を促進するため配置している協力員に係る経費、

3は、父母の離婚等により、父親と生計が異なる児童を扶養している母等に支給される児童扶養手当の支給等に係る事業費でござい

す。

17ページをお願いします。

4は、ひとり親家庭等の自立促進と家庭生活の安定を図ることを目的として、医療費の一部を助成する市町村に対し補助を行う事業でございます。

次に、児童福祉施設費でございます。

2は、保育所等において、地域のさまざまなニーズに対応した保育サービスや子育て支援を行う市町村に対する補助事業でございます。

3は、安心こども基金による民間保育所の施設整備費の補助を行うものでございます。

20年度までは、保育所の整備につきましては、国から直接市町村に対して交付金が交付されておりましたが、国の交付金相当額を安心こども基金から補助するよう改められたことに対応するものでございます。

18ページをお願いします。

6の(2)は、児童福祉法の改正により、里親制度が拡充されたことに対応するため、里親制度の普及啓発、里親に対する研修等を行う経費でございます。(4)は、児童虐待に対する早期発見、早期対応を図るとともに、虐待を受けた児童への支援を行うための経費でございます。(5)は「こうのとりゆりかご」検証会議開催に係る事業で、平成21年秋をめどに最終報告を取りまとめることとしております。

19ページをお願いします。

7番、児童一時保護所は、虐待を受けた児童、あるいは養育困難な児童の緊急保護等を行う一時保護所に係る経費でございます。

下段の母子寡婦福祉資金特別会計繰出金でございますが、母子家庭等の経済的自立を図るための各種の資金の貸し付けを実施するため、特別会計の繰出金として300万円を計上しております。

以上により、一般会計総額として164億2,000万円余の予算をお願いしております。

続きまして、20ページをお願いいたします。
母子寡婦福祉資金特別会計についてでございます。

母子家庭の子供が経済的な理由で進学に対する夢を断念することがないよう、このたび、夢づくり教育資金として、学費など教育費の貸し付けを別枠として設定し、額も拡充することとしております。

なお、あわせて、連帯保証人の要件を緩和するなど、利用しやすい制度へと改めることとしております。

続きまして、21ページをお願いします。

債務負担行為の設定について御説明いたします。

まず、上段の母子家庭等の児童の身元保証についてでございます。

これは、母子家庭等の児童が就職する際、保証人が得られないときに、県が3年間身元保証を行うものでございます。

次に、母子寡婦福祉資金貸付についてでございますが、技能習得資金あるいは修学資金など、2カ年度以上にわたり継続的に貸し付けを行う資金について債務負担行為を設定するものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

続きまして、報告事項が1件ございますので、報告事項の資料1ページをお願いいたします。

第2期熊本県ひとり親家庭等自立促進計画の策定状況について御報告いたします。

この件につきましては、12月定例会におきましても、その時点の策定状況を御報告いたしました。改めて御報告するものでございます。

1番、策定の趣旨の丸の1つ目と2つ目にございますように、15年3月、国において示されました基本指針に基づきまして、現在20年度までの自立促進計画を定めておりますが、3つ目の丸にありますように、この計画

期間が20年度末で終了いたしますことから、新たな計画目標値の設定を含めた第2期計画策定作業をしております。

2. 策定の経過にありますように、昨年7月に第1回の計画推進委員会での議論をスタートに、8月には、県内のひとり親家庭の実態調査を行った上で、計画の骨子、事業の数値目標等につきまして議論し、1月にパブリックコメントを実施いたしました。これにつきましては、特に御意見ございませんでしたが、3月2日に推進委員会での議論を経て、現在計画書の最終文案の調整をしているところでございます。

2ページをお願いいたします。

3番の計画の概要にあります。計画全体は5つの章で構成されております。

第2章では、ひとり親家庭等の現状につきまして実態調査の結果を取りまとめ、例えば、就労の不安定さですとか、収入の減少が懸念されることなどを記載しております。

第3章では、(1)のとおり、基本理念としては現在の計画を維持することとし、ひとり親家庭等が自立し、安心して生活できる環境づくりの推進を掲げております。

第4章では、基本目標として6つ定めておりまして、あわせて、25の数値目標を設定しております。この基本目標につきましても、本年度実施しました実態調査において、母子家庭では、収入額の平均が約81万円と非常に低い水準にあることから、こうした経済的に厳しい状況を踏まえまして、現計画の基本目標を維持することとしております。

具体的には、記載のとおり、(1)の就業支援策を初め最後の父子家庭支援策までの6つの目標を定めて、施策を推進することとしております。

4ページ以降に参考資料としてつけておりますのが、4ページをごらんいただきますと、計画の全体の概要としまして、左端に計画書の第1章から第5章まで、その右には、さら

にそれぞれの目次、内容となりますようなことを書いております。さらに、右の方が、図が全体のイメージというふうになっております。真ん中に、記載のとおり、基本理念に向けて6つの柱で施策に取り組んでまいります。

さらに、5ページ、6ページをごらんいただきますと、計画の中で要点となります項目ごとの目標値を記載しております。例えば、一番上の自立支援センターにおける就業相談・情報提供者数では、右端でございますように、25年度は1,400件の相談を目指しておるところでございます。

以上のように、平成21年度から、この計画に基づき、関係機関連携しながら、ひとり親家庭の支援のための取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○岩田高齢者支援総室長 高齢者支援総室でございます。

まず、当初予算の関係でございますが、説明資料の22ページをお願いいたします。

まず、老人福祉費でございます。

右側の説明欄で、2番、高齢者福祉扶助費の軽費老人ホーム事務費補助事業でございますけれども、軽費老人ホーム17施設につきまして、各施設が入所者の所得に応じて利用料を減免した場合に、その減免相当額を補助するものでございます。

次に、3の高齢者福祉対策費でございます。

(1) 高齢者住宅改造助成事業でございますが、要援護高齢者が介護保険による住宅改修費の上限でございます20万円を上回る住宅改造、例えば浴槽の取りかえなどを行う場合、それに要する経費を助成する市町村に対する補助でございます。

(2) 明るい長寿社会づくり推進事業でございますが、熊本さわやか大学校の運営、シルバー作品展、あるいはスポーツ交流大会等、

高齢者の生きがいと健康づくり推進事業を行う熊本さわやか長寿財団に対する補助でございます。

(3) 元気はつらつシルバー活動応援事業でございます。

積極的に地域貢献活動等に取り組んでおられる老人クラブへの活動費の助成を行います市町村に対する補助でございます。

23ページをお願いいたします。

上から2段目、(5) 高齢者能力活用推進事業でございますが、高齢者の職業相談・紹介及び求人開拓を図るため、総合福祉センターと各地域振興局に高齢者能力活用推進員を配置しております。この経費と高齢者無料職業紹介所の設置運営に要する経費でございます。

(6) 新規事業でございます。

認知症診療・相談体制強化事業でございますが、認知症の早期診断、早期治療に資するため、まず、認知症疾患医療センターを新たに設置しますとともに、そのセンターと地域包括支援センターの連携体制を構築しまして、あわせまして、認知症の人とその家族への相談、支援対応のためのコールセンターを設置するなど、認知症に関する的確な診療体制、相談体制を整備するために要する経費でございます。

(7) 介護予防推進重点対策事業でございます。

市町村において効果的な介護予防事業が実施されるよう、地域リハビリテーション広域支援センターを通じての専門的、技術的な支援を行う経費でございます。

24ページをお願いいたします。

(10) 全国健康福祉祭開催準備事業でございます。

平成23年度に本県開催が決定しております第24回全国健康福祉祭くまもと大会の開催に向けまして、大会の実行委員会設立などの開催準備に要する経費でございます。

次に、(11)新規事業でございます。

地域ケアの充実による待機者解消支援事業でございます。高齢者が住みなれた地域で安心して生活を続けていけるよう居宅サービスの充実を図り、ひいては特別養護老人ホーム等への待機者の減少にも資するため、中山間地等へ新たに立地する介護サービス事業の開設を支援する経費でございます。

次に、4. 介護保険対策費でございます。

(1)の介護保険低所得者対策特別事業でございます。

ホームヘルプサービス等介護サービスを利用される低所得者の負担軽減を行う市町村に対する補助でございます。

(2)介護給付費県負担金交付事業でございます。

県内市町村の介護保険給付に対する県負担金でございまして、今回の介護報酬の3%アップも含めまして、約187億9,000万円余を計上いたしております。

(3)地域支援事業交付金交付事業でございますが、これは、市町村が実施します介護予防事業や地域包括支援センターの設置運営等に係る経費に対する県の交付金でございます。

25ページをお願いいたします。

右側説明欄5. 介護保険財政安定化基金積立金でございます。

これは、市町村の介護保険財政の安定を図るため、保険料の収納不足や見込みを上回る介護保険給付費の増加等に起因する財源不足が生じた場合に、交付や貸し付けを行うための基金への積み立てでございます。

内容は、これまでに貸し付けた市町村からの償還金と基金の運用利息を積み立てるものでございます。

次に、老人福祉費でございます。

1番の老人福祉施設整備費でございますが、養護老人ホームや特別養護老人ホームなど、老人福祉施設を整備する社会福祉法人等

に対する補助でございます。

以上、高齢者支援総室の21年度当初予算として207億8,100万円余を計上しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

引き続き、報告事項が2件ございますので、御説明いたします。

資料は、報告事項の7ページをお願いいたします。

まず、高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画の策定状況について御報告いたします。

12月の委員会におきましても中間報告をいたしました但、今回改めて御報告いたします。

1番の計画策定の趣旨でございます。

高齢化が進む中で、高齢者が住みなれた地域においてできるだけ健やかで自立した生活ができるよう、介護保険制度の円滑な運営を図りながら、熊本らしい高齢者福祉施策を総合的に推進する必要があると考えております。

現在推進しておりますプランが平成20年度をもって終了するため、21年度から23年度までの3年間を計画期間とする新たな計画の策定作業を現在進めております。

2番の計画の位置づけでございますが、この計画は、新たな県政運営の基本方針でありますくまもとの夢4カ年戦略を踏まえた上で、高齢者福祉計画と介護保険事業支援計画、この支援は市町村に対する支援でございますが、この計画を一体として策定することとしております。

3番の計画の策定体制でございますが、社会福祉審議会の中に高齢者の保健福祉推進部会を設置しておりまして、この部会において広く御意見をいただきながら策定を進めております。

なお、資料の11ページに委員の方々の名簿をつけておりますので、後ほど御参照いただければと思っております。

なお、この部会には、本委員会の重村委員長にもお入りいただいておりますのでござい

ます。

8ページをお願いいたします。

4番、策定スケジュールでございますが、昨年の7月2日以来3回の部会を開催いたしまして、計画の素案について了承をいただいております。

ことしに入りまして、2月16日から、この計画素案に関するパブリックコメントを実施中でございます。パブリックコメントでは、今回、このくまもとの夢4カ年戦略も策定されましたことなどから、計画の名称についても御意見を聞くこととしておりまして、今月17日、あすでございますが、あすまでのパブリックコメントを行いまして、取りまとめを行うこととしております。

その後、3月26日に第4回の部会を開催いたしまして、再度御意見をちょうだいした上で、今月末までに計画の名称も含め新たな計画の策定を目指しております。

5番、計画の概要でございますが、これを8ページから10ページにかけてお示しております。

恐れ入りますが、12ページ、A3縦様式の体系図をごらんいただければと思います。

こちらの方で概要を御説明いたします。

まず、左上、計画の目指す姿でございますが、“高齢者がいきいきと輝き、長寿を楽しめる”くまもとと定めまして、これに基づきまして、理念として、高齢者の尊厳、その他4つの計画の理念を掲げております。

その下が計画の中心でございますが、現時点で生じている課題とその対応策につきまして、ここに掲げております8つに整理しております。

時間の関係ございますので、詳細は省略いたしますが、ここにありますように、高齢者の方々の状態に応じまして、高齢者の健康づくりと社会参加、2番目が重度化の予防、3番目が孤立化の防止、4番目が認知症対策、5番目がサービスの基盤整備、6番が介護サ

ービスの質の向上、7番が療養病床の円滑な転換、8番が地域包括ケアの実現、この8つの課題と対応策を掲げております。

これらの課題は、介護保険制度の創設当時、あるいはそれ以前から抱える課題とともに、現在の計画策定以降、社会状況の変化等で生じた新しい課題、あるいは高齢者御本人、関係者から寄せられた声等踏まえまして、この計画期間内に対応すべき優先性の高いものとして抽出いたしました。

これからこの課題の解決に向けまして、3年間で重点的に取り組んでいきたいと思っております。

恐れ入りますが、10ページにお戻りください。

10ページの真ん中ほどに6番、療養病床の転換状況について簡単に触れさせていただきます。

先ほど、この計画の課題の対応の7番のところに療養病床の円滑な転換を掲げております。現時点において、ここに掲げておりますように、転換の実績はまだ1件という状況でございますが、転換をしたいという御相談はその後もふえておりまして、現在61件でございます。今後徐々に転換の動きも出てくるのではないかと考えております。

県としましては、医療機関からの御相談に応じつつ、円滑な転換を支援してまいりたいと考えております。

続きまして、報告事項の13ページをお願いいたします。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例についての御報告でございます。

まず、(1)についてでございます。

介護保険法の規定によりまして、平成18年度から実施しております介護サービス情報の公表制度におきまして、介護サービス事業者が調査機関に対して支払います手数料についてでございます。

平成21年度から、この訪問調査体制の効率

化を図るための制度改正が予定されております。制度発足当初は、調査員が2名体制でございましたが、その後定着してきたこともございまして、21年度から1名以上の体制に変わります。こういったことに伴い、調査手数料に関する国の指針が一部改正されたことを踏まえまして、手数料が適正な水準となりますよう、ここに掲げておりますように、調査事務手数料を3万5,000円から2万4,000円へと減額改定するものでございます。

次に、(2)についてでございます。

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、本条例中の引用規定の整理が必要となりましたため、一部改正を行うものでございます。

条例の施行でございますが、(1)が21年4月1日、(2)につきましては、改正法の施行に合わせまして、21年5月1日をそれぞれ予定しております。

なお、本条例改正案は、総務常任委員会に付託されております。

以上、御報告いたします。

○前田障害者支援総室長 障害者支援総室で

ございます。

26ページをお願いいたします。

当初予算の事業の説明の前でございますが、地方自治法施行規則の改正がございまして、障害福祉関係予算の款項目の目名が改正をされたところでございます。これまで、身体障害者福祉に関する事業、それから知的障害者福祉に関する事業につきましては、それぞれ身体障害者福祉費、知的障害者福祉費及び社会福祉総務費の目の区分で計上いたしておりましたけれども、21年度から、新たに設けられました障害福祉費の目の区分で統合して予算計上がされることになりましたので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、精神保健福祉に係る事業につきましては、従来どおり精神保健費の費目ござい

ますが、精神保健福祉事業の中でも自立支援法に係る事業につきましては、新たな目である障害福祉の区分で計上されることとなりましたので、よろしくお願いをいたします。

26ページの最上段の社会福祉総務費でございますが、これまでは職員人件費と自立支援法対策の基金事業について計上いたしておりましたが、ただいま申し上げました理由によりまして障害福祉費に計上させていただいておりますので、当初予算には計上いたしておりません。

それから、29ページをお願いいたします。

29ページの下段の身体障害者福祉費、それから知的障害者福祉費につきましても、同様の理由で当初の予算には計上しておりませんので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、26ページにお戻りをいただきたいと思っております。

障害者福祉費の1の(3)の精神通院医療費でございます。

先ほど言いました精神保健福祉関係事業でございますが、これは自立支援法上の事業であるということから障害者福祉費に計上いたしております。継続的に通院による精神医療を必要としている方に医療費の助成を行うものでございます。

次に、下の(4)でございますが、障害福祉サービス費等負担金でございます。

障害福祉サービスに係る市町村への県の負担分でございます。

27ページをお願いいたします。

障がい者福祉諸費の(3)高次脳機能障害対策推進事業でございます。

熊本大学に昨年の10月に支援センターを設置いたしましたところでございますが、その運営に要する経費でございます。

続きまして、(4)新規事業、障害者自立支援法移行促進事業でございます。

旧体系の施設が新体系の事業に移行するための施設整備の助成でございますが、このほ

かに、今回の基金の延長、積み増しによりまして、新たに精神障害者への家族の支援といったしまして、家族交流スペースの整備等に助成をする事業が新たに追加されたものでございます。

次に、(5)同じ新規事業、障害福祉サービス事業者等運営安定化事業でございます。

同じく基金事業でございます。これにつきましては、サービス報酬の算定方法改正に伴う事業者への激変緩和措置のほか、新たに、自立支援法の事務の円滑化のために、事業所に事務職員を配置した場合に助成を行う事業が新たに追加されたものでございます。

次に、28ページの(6)同じく新規事業で、基金事業でございます。

制度改正に伴う広報啓発やシステムの改修費のほか、新たに、在宅の重度障害者の訪問介護に係る費用の一部を市町村へ補助する事業が新たに追加されたものでございます。

次に、3の発達障害者福祉費でございます。

発達障害者やその家族に対し療育指導や相談支援を行うため、発達障害者支援センター業務を社会福祉法人に委託をいたしておりますが、それに伴う経費でございます。

29ページをお願いいたします。

7の重度心身障がい者医療費でございます。

重度障害者に対する医療費の助成制度でございます。その費用の一部を市町村に助成を行うものでございます。

次に、30ページをお願いいたします。

児童措置費の1の児童扶助費でございます。

障害児が施設での保護や支援を受ける場合に係る経費でございます。

次に、31ページをお願いいたします。

31ページの3の心身障がい児通園事業でございます。

在宅の障害児の療育を行うために市町村が設置をいたしております地域療育センターに

対し補助を行うものでございます。

次に、4の心身障がい児施設療育事業費でございます。

これは、在宅の重度の障害者に対する機能訓練等を社会福祉法人に委託をして実施しておりますが、それに係る経費でございます。

次に、32ページをお願いいたします。

精神保健費の(1)精神保健医療費でございます。

精神障害者の方の措置入院に係る経費でございます。

次に、(2)でございます。精神障害者社会復帰施設運営費補助でございます。

精神障害者の社会復帰施設への運営費の助成でございます。

それから、3番でございます。地域自殺対策推進事業でございます。

国からモデル県としての指定を受け、3年目になります。自殺対策を総合的に推進していくための費用でございます。

次に、(4)でございます。障害者地域移行支援特別対策事業でございます。

精神科の病院に入院されている方で、地域の受け入れ環境を整えば退院可能な障害者の方の地域移行を支援するための費用でございます。

それから、(5)でございます。新規事業でございます。熊本県あかねの里民営化移行経費補助でございます。

平成22年4月に民営化移行に向けまして必要な運営費、それから施設改修費等の経費を助成するものでございます。

次に、33ページでございます。

4の(2)の新規事業、精神保健福祉センター移転事業でございます。

精神保健センターの老朽化等に伴いまして、県立保育大学校へ移転をすることといたしております。移転に係る保育大学校の耐震診断や改修のための設計・管理費でございます。

次に、34ページをお願いいたします。

県立病院事業会計繰出金でございます。

地方公営企業法に基づきまして、一般会計からの繰出金でございます。

平成20年度と比較をいたしまして、1億3,000万円余を削減することとなります。

以上、合計184億円の予算を計上させていただきます。

よろしくをお願いいたします。

次に、報告事項でございます。

報告資料の14ページでございます。

第2期熊本県障がい福祉計画の策定状況でございます。

説明に入ります前に、17ページをお願いいたします。

障害福祉関係におきましては2つの計画がございます。1つは、上段の枠囲みのくまもと障害者プランでございまして、このプランにつきましては、福祉関係だけでございませんで、県民意識の向上、それから社会環境の整備、生活環境の整備ということを含む総合計画となっております。

もう一つの障がい福祉計画でございますが、下段の枠囲みでございます。

障害者プランの一つの分野でございますが、障害福祉サービスの計画的な整備に関する県の計画でございます。

くまもと障害者プランとそれから県の障がい者福祉計画の関係は、以上のような関係になっております。

申しわけございませんが、14ページにお戻りをいただきたいと思っております。

1の計画の策定でございます。

第2期の熊本県障がい福祉計画策定につきまして、障害福祉サービスの計画的な整備を進めるために、県及び市町村において策定が義務づけられております。県の計画につきましては、市町村の計画を踏まえまして策定することとなっております。

また、県計画、市町村計画とも3年ごとに

見直しを行うこととなっております。

次に、福祉計画の概要でございますが、第2期の計画期間は、平成21年から23年度までとなっております。

基本理念でございますが、障害福祉サービス等の提供体制の充実を図りまして、障害者の方が自立した地域生活ができるように支援するというのを基本理念に計画を策定いたしております。

15ページでございます。

計画の策定体制でございますが、計画の策定に当たりましては、熊本県障害者施策推進協議会において広く御意見を伺い、当計画に反映させることといたしております。

続きまして、計画策定のスケジュールでございますが、先ほど申し上げましたように、県の計画は市町村の計画を踏まえて策定することになっておりまして、下から2行目でございますが、21年2月に市町村とのヒアリングを行ったところでございます。あわせまして、2月に県政のパブリックコメントを行ったところでございまして、その結果につきましては、9名の方から19件の意見をいただいております。

主な内容といたしましては2つございまして、1つにつきましては、発達障害者の支援の充実を望む声がございます。もう1つにつきましては、精神障害者の就労の支援充実を求める声がありました。

今後の予定でございますが、今月中に熊本県障害者施策推進協議会の開催をいたしまして、最終案について御意見をいただき、後に、第2期計画の策定ということになります。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○高橋医療政策総室長 医療政策総室でございます。

35ページをお願いいたします。

説明欄の主な項目について御説明をいたし

ます。

まず、2の国民健康保険助言指導費の(2)高医療費市町村共同負担金でございます。

高医療費の市町村として国の指定を受けますと、基準を超えた医療費の一部を国、県、市町村で負担をいたしますが、その6分の1の県負担分でございます。

次に、3の国民健康保険制度安定化対策費でございます。

①は、低所得者の方への保険料の軽減に対して県と市町村が負担するもので、県の負担割合は4分の3でございます。

②は、1件当たり80万円を超える高額医療費に対し国、県、市町村でそれぞれ負担するもので、県の負担割合は4分の1でございます。

③は、市町村国保の医療給付費について、その7%を交付するものでございます。

36ページをお願いいたします。

2の(1)救急医療施設運営費補助でございます。

これは、熊本赤十字病院の救命救急センター運営に対する補助でございます。

(2)の救急医療情報システム運営事業、これは、県民、消防や医療機関に対し、救急医療に関する情報を提供するものでございます。

(3)の小児医療対策事業の1点目、小児救急医療拠点病院運営費補助、これは24時間体制で小児救急患者に対する3つの拠点病院の運営に対する補助でございます。

2点目の小児救急電話相談事業は、シャープ8000番で小児患者の夜間相談に応じる事業でございます。

3点目の小児救急地域医師研修事業、これは、地域での初期の小児救急医療を補完するために、内科医等に対して小児救急に関する研修を行うものでございます。

(4)の医療機能情報提供事業、これは、病院等の適切な選択を支援するために、病院、

診療所の医療機能に関する情報を県民の方々に提供するものでございます。

(5)の医療機関等施設・設備整備費は、医療用機器の整備に対する補助でございますが、来年度は5医療機関を予定いたしております。

37ページをお願いいたします。

(6)の医療安全対策事業の歯科医療安全管理体制推進特別事業、これは、県歯科医師会と協力をいたしまして、実態調査などを行い、歯科医療の安全対策を進めるものでございます。

(9)の医師確保総合対策事業でございます。

本年度は、女性医師就業継続支援、それからドクターバンクの設置、熊本大学附属病院に地域医療に関する寄附講座の開設、自治体病院内保育所の設置などに取り組んでまいったところでございます。

平成21年度は、これらの事業に引き続きまして、新規事業といたしまして、熊本大学医学部新規入学者5名分の医師修学資金の貸与、交通費等を補助する僻地診療所等の医師確保支援、医師不足の医療機関に医師を派遣した場合に派遣元の医療機関を支援する医師派遣緊急促進事業、それから短期正規雇用勤務を導入した医療機関に対する補助、また、一時的に離職した女性医師の復職を支援するための研修、救急勤務医の確保のための手当の補助、それに産科医の確保のための分娩手当の補助などに取り組むものでございます。

医師確保対策には、なかなか決め手というものはございませんけれども、これらの事業に総合的に取り組むことによって、医師不足が少しでも解消されるように努めてまいりたいと考えております。

38ページをお願いいたします。

(11)これは、自治医科大学の運営に対する負担金でございますが、本県出身の在校生、現在14名でございます。

(12)の療養病床転換助成事業は、病院また

は診療所が医療療養病床から老人保健施設などへ転換する際に、その費用の一部を助成するものでございます。

(13)の災害時派遣医療チーム支援事業は、県内11災害医療圏にDMATの整備を進めていくものでございます。

なお、医療用器材等の整備については、国の緊急経済対策として補正予算で対応させていただいたところでございます。

3の後期高齢者医療対策費でございます。

これは、これまでの老人医療制度が変わりまして、本年4月からスタートいたしました後期高齢者医療制度に対する法定負担金等でございます。運営主体は、県内市町村が設置する熊本県後期高齢者医療広域連合になってございます。

まず、(1)の医療給付費県負担金事業でございます。

これは医療給付費を国、県、市町村でそれぞれ負担するもので、県の負担割合は12分の1でございます。

(2)の高額医療費負担金でございます。

これは、1件当たり80万円を超える高額医療費に対し、国、県、市町村でそれぞれ負担するもので、県の負担割合は4分の1でございます。

(3)の保険基盤安定制度負担金でございます。

これは、低所得者の方への保険料の軽減に対して県と市町村が負担するもので、県の負担割合は4分の3でございます。

なお、この(2)及び(3)は、国民健康保険の場合と同様の制度になってございまして、県の負担割合も同じでございます。

39ページをお願いいたします。

(4)の財政安定化基金拠出金でございます。

保険料の未納や医療給付費の見込み以上の増加による財政リスクを軽減するため、県に財政安定化基金を設置することとされております。この基金に対する拠出金でございます。

県の負担割合は3分の1でございます。

(5)の不均一保険料負担金でございます。

激変緩和措置として5町村で設定されております低い額の保険料と本来の保険料との差額分について負担するものでございます。負担割合は、国、県それぞれ2分の1でございます。

下の欄の2.へき地医療対策費の(1)へき地医療施設運営費補助でございます。

市町村設置の僻地診療所や僻地診療所を支援します3つの僻地医療拠点病院の運営に対する補助、また、代診医の派遣調整、それから研修会等を実施します僻地医療支援機構等の運営などを行うものでございます。

(2)のへき地医療施設・設備整備費補助は、僻地診療所2カ所、僻地医療拠点病院2病院の医療用機器整備の補助を行うものでございます。

40ページをお願いいたします。

(3)へき地歯科診療支援事業でございます。

これは、県職員の歯科医師が僻地歯科診療所の代診業務や訪問診療を行うものでございます。

3の歯科医療確保対策事業は、心身障害児者や休日の歯科診療の確保を行うためのものでございます。

次の欄の1、看護行政費でございますけれども、(1)の看護師養成所等運営費補助事業は、看護師養成所や院内保育所を設置しております医療機関に対して、その運営費の補助を行うものでございます。

(3)の看護師等修学資金貸与事業は、200床未満の中小規模の医療機関等の看護職員の確保を図るため、看護学生に対して修学資金を貸与するものでございます。

(4)の看護師専門分野育成事業は、本年度までのがん看護に引き続きまして、来年度から糖尿病看護に対応できる専門的知識、技術を身につけた看護師の養成を行うものでございます。

(5)の在宅緩和ケア推進事業、これは、在宅療養を希望する終末期患者が安心して療養できるような在宅緩和ケアの提供体制の整備を進めていくため、専門研修や啓発事業等を実施するものでございます。

41ページをお願いいたします。

(1)のナースセンター事業、これは、離職中の看護職員の再就職を促進するため、無料職業紹介を行うものでございます。

(2)の看護師宿舎施設整備事業は、看護職員の定着促進の一環として、病院の看護師宿舎の整備を補助するものでございます。

以上、平成21年度当初予算386億8,900万円余をお願いいたしております。

次に、42ページをお願いいたします。

先ほど医師確保総合対策事業で御説明をいたしました熊本大学医学部の新規入学者5名に対する医師修学資金の貸し付けについて、卒業までの5年間の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

医療政策総室は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○中田健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

43ページをお願いします。

まず、社会福祉総務費でございます。

1の社会福祉諸費は、育成医療費として、身体障害児等が生活の能力を得るために必要な医療費の給付を行うものでございます。

次に、公衆衛生総務費でございます。

3の健康づくり推進費の(1)健康食生活の推進は、健康的な食生活習慣の定着推進及び全国食生活改善大会等の開催に要する経費でございます。

なお、全国食生活改善大会は、10月30日に県立劇場で高円宮妃殿下をお迎えしまして開催し、約1,600名の参加を見込んでおります。

(2)健康増進計画推進事業でございます。

これは、健康増進計画に基づく県民の健康

づくりの推進に要する経費でございます。

続いて、44ページをお願いします。

(5)がん対策推進事業は、がん診療連携拠点病院に対する補助等でございます。

(7)特定健康診査等実施事業は、市町村国民健康保険が行う特定健康診査保健指導に対する負担金でございます。

(8)市町村健康増進事業は、市町村が行う健康増進事業に対する補助でございます。

(10)新規事業の糖尿病予防総合対策事業は、近年最も増加した慢性疾患でございます。糖尿病について、その予防や悪化防止のための調査検討及び医療連携体制の構築に係るモデル事業でございます。

45ページをお願いします。

5の原爆被爆者健康診断費は、原爆被爆者及び被爆二世に対する健康診断に要する経費でございます。

6の原爆被爆者特別措置費は、原爆被爆者に対し健康管理手当の支給等を行うものでございます。

7の特定疾患対策費でございます。

46ページをお願いします。

(1)から(6)は、原因が不明であって、治療方法の確立していない特定疾患に係る治療費の公費負担等でございます。

9の母子衛生費は、新生児に対する先天性代謝異常等の検査に要する経費でございます。

47ページをお願いします。

11の母子医療対策費の(2)未熟児養育医療費は、未熟児の養育に必要な医療の給付を行うものでございます。

(3)小児慢性特定疾患治療研究事業は、特定疾患に罹患した児童の医療費の一部を公費負担するものでございます。

(5)不妊対策事業は、不妊に関する相談事業及び特定不妊治療に要する費用の助成でございます。

(6)周産期母子医療対策事業は、総合周産

期母子医療センターに対する運営費補助等に要する経費でございます。

48ページをお願いします。

(7)から(9)は、周産期医療対策を推進する新規事業でございます。

(7)周産期医療ホットライン事業は、母体・新生児の迅速な受け入れのための周産期医療を担う5カ所の高次医療機関へPHSを配置するものでございます。

(8)早産予防対策モデル事業は、平成19年度に天草地域で実施し、成果を上げた事業を継承し、効率的な早産予防対策の確立を目指すモデル事業でございます。

(9)NICU入院児支援事業は、NICU、長期入院児の在宅等への移行を支援するコーディネーターを県庁内に配置するものでございます。

12の乳幼児医療費は、乳幼児の医療費の自己負担に助成を行った市町村に対する補助でございます。

13の健康センター費は、県健康センターの指定管理者への管理運営委託経費でございます。

14の妊婦健康診査支援基金積立金は、2月補正予算で造成した妊婦健康診査支援基金の運用利息を基金に積み立てるものでございます。

15の妊婦健康診査費は、妊婦健康診査公費負担を拡充する市町村に対して、妊婦健康診査支援基金を取り崩し、補助を行うものでございます。

49ページをお願いします。

次に、予防費でございます。

1のハンセン病予防費は、ハンセン病事業費としてハンセン病に関する普及啓発等に要する経費でございます。

最後に、保健所費でございます。

1の妊産婦乳幼児保健指導費は、心身の発達に問題のある児の健全な発達のための相談指導等に係る経費などでございます。

以上、健康づくり推進課の当初予算として、49億2,817万7,000円を計上いたしております。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○牧野健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

まず、当初予算関係でございますが、資料の50ページをお願いいたします。

まず、災害救助費ですけれども、右側の説明欄の一番上、災害救助基金積立金4,900万円余でございますが、これは、災害救助法で定められました最低積立額まで積み増しをするものでございます。積立額の基準は、過去3カ年の普通税収決算の平均ということになってございますが、平成19年度の税源移譲の結果、本県の積立基準額が増加したことによるものでございます。

次に、2段目の公衆衛生総務費ですけれども、これは、説明欄の3番、肝炎対策費でございます。これは、20年度からスタートいたしましたインターフェロン治療費助成事業、それから肝炎ウイルス検査費用を計上しているところでございます。

それから、その下の結核対策費でございますが、右側の説明欄、大きな1番ですが、結核医療費、主な事業の結核患者医療費、これは結核患者の医療費の公費負担でございます。

51ページをお願いいたします。

真ん中の予防費でございますが、3億3,200万円余の増となっております。これは、説明欄の大きな1番の(3)新型インフルエンザ対策費でございます。ここで、抗インフルエンザウイルス薬の追加備蓄と、それから入院患者を受け入れる医療機関への個人感染防護具、人工呼吸器の整備補助を計上しているところでございます。

抗インフルエンザウイルス薬に関しましては、県で現在15万4,000人分のタミフルを備

蓄しているところでございますが、今回、国の方で、国全体の総人口23%相当から45%相当に備蓄目標を上げるということにされまして、本県の追加分、計算いたしますと20万3,500人分になりますが、地方交付税措置が3カ年にわたりされるということで、それに合わせまして、今回計上しております6万7,840人分を計上しているところでございます。

なお、新型インフルエンザ対策につきましては、12月議会以降の動きについて後ほど御報告させていただきます。

52ページをお願いいたします。

右側の説明欄の予防接種対策費の主な事業でございますが、予防接種救済給付金3,700万円余、これは市町村が給付いたします予防接種健康被害救済給付金の県負担でございます。

それから、次の食品衛生指導費でございますけれども、これは、説明欄の大きな1番、食品衛生監視費ですが、これは、(1)から(3)まで、食品営業施設の許認可、それから監視、指導の経費でございます。

それから、次の大きな2番、食品安全確保対策費、これは、(1)から53ページの(5)まででございますけれども、食品衛生法等に基づきまして、添加物、微生物、残留農薬等の規格基準の検査等、それから食品の安全性の確保を図るための経費でございます。

それから、53ページの説明欄の大きな3. 乳肉衛生費でございますが、これも(1)から(3)、それから54ページの(4)まででございますけれども、食品の中の乳肉に関しまして、屠畜検査、食鳥検査等を行う経費でございます。

54ページをごらんいただきまして、大きな4番の食肉衛生検査所費は、食肉衛生検査所の運営経費でございます。

次の環境整備費でございますが、これは、説明欄、大きな1番、狂犬病予防費、これは、(1)、(2)で狂犬病予防法関連の野犬等の捕獲、抑留、犬の登録、注射の推進等のための経費

でございます。

それから、55ページをごらんいただきまして、大きな2番の動物保護管理費、これは、動物愛護とか適正飼養等についての普及啓発等を進める経費でございます。

以上、55ページの一番下でございますが、健康危機管理課、17億3,812万3,000円を計上してございます。

よろしく願いいたします。

次に、報告でございますが、報告事項の18ページ。

新型インフルエンザ対策の取り組みということで、12月議会以降の主な動きについて簡単に御報告いたします。

まず、18ページの大きな2番で、12月以降の主な取り組みということで、黒四角の1つ目が国の取り組みでございます。

冒頭のあいさつもございましたが、12月以降、黒ポツの2つ目、国の新型インフルエンザ対策行動計画と、それからいろいろなガイドラインが2月17日付ということで改定されたところでございます。

その下の四角の2つ目、県の取り組みでございますが、12月以降は庁内の職員を対象とした研修会、それから2月には市町村職員向けの研修会、その間、保健所での搬送訓練等を行っております。また、そのページ、最下段でございますが、去る3月7日には、新型インフルエンザ対策のトップセミナーということで、WHOの研究者を招きまして、企業経営者等を対象としたトップセミナーを開催したところでございます。

19ページと20ページで、今回の国の行動計画の改定後の主な点について御報告したいと思います。

この行動計画を踏まえまして、県の行動計画についても現在見直し中でございます。

まず、19ページの大きな3番の四角の1つ目ですけれども、流行規模、これにつきましては、表にございますけれども、罹患者数3,

200万人、以下、今回見直しでも改定はされておられません。その結果、右側の本県欄、罹患者数が46万人で、一番最後の死亡者数1万人弱というふうなことでございます。

それから、四角の2つ目が、新しい行動計画の主たる目的ということで、①と②に明確にされております。特徴を一言で申しますと、これまでの発生を封じ込めるという観点から、感染の拡大を防止するという観点にシフトしたというふうな点でございます。

それから、次の四角の3つ目、段階区分でございます。

これまで、WHOのフェーズという言葉が聞かれたかと思いますが、それにかわりまして、新しくその表に挙げておりますように、5段階に分けて対策を検討するというふうなことにされたところでございます。

表の左側の発生段階としておりますが、一番左に、前段階から5つの大きな区分がございます。この区分については、国が全国一律に定めると。下から2つ目の3段階には、その右側の欄に、感染拡大期、蔓延期、回復期という小項目がございますが、この小項目については、県ごとに国と協議して判断するというふうな仕組みになってございます。

次の20ページをごらんください。

ここに各段階ごとの対策の概略をまとめているところでございます。

表の一番左が、先ほど申しました5段階の区分、右側の方が対策の考え方ということで、白丸でそれぞれ書いてございますが、基本的な考え方でございます。

一番上のまだ発生していない段階では、発生に備えた体制の整備と、それから、次の海外で発生した段階では、国内侵入の阻止というふうなところでございます。

以下、国内発生期、それから国内での感染が拡大・蔓延期といったところでそれぞれ対応策が定められているところでございます。

なお、上から2つ目の段の海外発生期の右

側の欄の黒ポツの上から3つ目、医療従事者等のプレパンデミックワクチンの接種開始という項目がございます。プレパンデミックワクチンにつきましては、本来海外で発生した段階で接種するというところでございますが、国の方では、平成20年度から先行接種についての検討がなされているところでございました。当初の予定では、20年度に安全性等についての臨床研究を行って、21年度からは対象を拡大してプレパンデミックワクチンの先行接種を行うということがございましたが、現時点での国からの情報によりますと、慎重な対応になっているようでございまして、一応6月ごろに今後の取り扱いを示すというふうに聞いているところでございます。

21ページをごらんいただきたいと思えます。

県の取り組みと、それから抗インフルエンザウイルス薬の全体図を示しております。

まず、上の方、大きな4番の県の取り組みといたしましては、四角1つ目で、国の行動計画、以上のような行動計画含めました県の行動計画の見直しを進めております。

それから、四角2つ目といたしましては、対応体制の整備ということで、庁内体制、それから外部関係機関との連携体制を進めていくこととしております。

一番最後に、今回予算も計上しておりますが、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄状況ということで表を示しております。

表の一番左側に国、都道府県、流通ということで、一番下に熊本県分を書いてございます。その右側の欄が既備蓄分ということでございまして、合計の欄を見ていただきますと、2,935という数字がございます。2,935万人分、これが大体国全体の人口の23%相当と。熊本県は、一番下の15万4,000人分となっております。その右側の欄、追加備蓄としてございますが、国全体で2,926という数字があるかと思えます。2,926万人分追加ということ

で、これを合わせますと人口の45%。それに相当いたします熊本県分は、20.35、20万3,500人ということになります。

合計が右側の計でございます。この合計の欄が総人口の45%相当ということでございます。

もちろん予算案件でございますが、本県といたしましては、地方財政措置に合わせまして、3カ年の備蓄ということを考えているところでございます。

概略、以上でございます。

○木下薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

説明資料の56ページをお願いいたします。

まず、公衆衛生総務費でございますが、主なものといたしましては、移植医療を適正に推進するため、臓器移植コーディネーターを設置します熊本赤十字病院に対し、活動費等を補助するものでございます。

次に、生活衛生指導費でございますが、まず、1の生活衛生対策費でございますが、県民の日常生活に関係の深い理容所、美容所、旅館などの営業施設に対します監視指導に要する経費でございます。

2の生活衛生営業指導費につきましては、主に、生活衛生営業施設の経営健全化や安定化を通じまして、衛生水準の維持向上を図るため、財団法人熊本県生活衛生営業指導センターが行います事業に対して補助を行うものでございます。

57ページをお願いいたします。

環境整備費でございますが、主なものとしまして温泉調査費がございますが、温泉法に基づきます掘削、動力装置などの許可申請に伴います現地調査、それから環境審議会温泉部会に対します諮問等に要します経費及び温泉の保護対策を講じるための調査に要する経費でございます。

次に、薬務費でございますけれども、1の

薬務行政費のうち、主なものといたしまして(2)の薬事許認可事業でございますが、これは、医薬品や医療機器などの製造、販売に関する許認可事務及び医薬品販売に係る登録販売者試験に要する経費でございます。

次に、(4)の薬物乱用防止事業でございますが、青少年によりますシンナー乱用や大麻の不正使用など、依然として憂慮すべき状況にございます。それで、薬物乱用の根絶に向けました各種キャンペーン等に要する経費でございます。

58ページをお願いいたします。

医薬品等安全確保対策事業でございますが、薬局、医薬品販売業、医薬品製造業及び毒物劇物営業者などの監視、指導に要する経費でございます。

次に、2の献血制度普及費の献血推進対策事業でございますが、特に若い世代を中心に県民の皆様へ献血への協力を訴えるため、各種キャンペーンや大型ビジョンなどでの広報活動及び各種啓発資材の作成等に要する経費でございます。

以上、薬務衛生課では、総額1億7,087万円余をお願いしております。

次に、報告事項でございます。

報告事項の22ページをお願いいたします。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例(案)の概要でございます。

薬事法の改正によりまして、昨年7月から既に施行しております医薬品販売に係る販売従事登録証につきまして、新たに薬事法施行規則が一部改正されまして、規程が設けられましたので、販売従事登録証の書きかえ及び再交付に係る手数料の新設を行うものでございます。

なお、手数料の額については、九州各県との調整を図りながら、他の薬事関係の額と同等といたしております。

本条例につきましては、総務常任委員会に付託されておりました、本年4月1日から施

行を予定いたしております。

以上でございます。

○重村栄委員長 次に、病院事業管理者から総括説明を行い、続いて、担当課長から資料に従い説明をお願いいたします。

若本病院事業管理者。

○若本病院事業管理者 本議会に提案しております病院局関係の議案の説明に先立ち、最近の県立こころの医療センターの状況について御報告申し上げます。

まず、平成20年度の収支見込みですが、医師不足等による一部病床休止や新規の外来患者抑制及び一般会計繰入金の削減により医業収益及び医業外収益は減少しましたものの、人件費の抑制、光熱水費等の節減及び委託業務等の入札に伴う経費の減等により、何とか収支の均衡は確保できる見込みでございます。

なお、医師の確保につきましては、ホームページによる募集やドクターバンクへの登録等を行うことによりまして、現行の常勤医師4名体制から、1名増の5名体制を確保できる見込みでございます。

続きまして、本議会に提案しております病院局の議案について御説明いたします。

今回提案しております議案は、予算関係1議案でございます。

第77号議案の平成21年度熊本県病院事業会計予算でございますが、県立こころの医療センターの管理運営経費として、収益的収支で15億8,000万円余、資本的収支で1億9,000万円余、総額17億7,100万円余を計上いたしております。

また、今年度に策定いたします平成21年度から平成24年度を計画期間とします県立こころの医療センター中期経営計画につきましても御報告させていただくこととしております。

今回の計画におきましては、自治体の財政危機、医師不足、診療報酬抑制等、病院事業を取り巻く環境が大変厳しい中、当院におきましても、医師確保問題や一般会計繰入金の削減といった大きな課題を抱えておられ、計画期間中に安定的な医師の確保を図り、繰入金の削減に見合った経営体質の構築を目指すことを大きな柱といたしまして、こころの医療センターのあり方検討委員会で提言されました県内精神科医療のセーフティーネット機能の維持確保、先導的な精神科医療活動の推進等、県立病院としての役割の維持向上を図っていくこととしております。

以上が今回の議案等の概要でございますが、詳細につきましては、総務経営課長が説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○向井総務経営課長 病院局総務経営課でございます。

お手元の委員会説明資料95ページをお願いいたします。

病院局の平成21年度当初予算の総括表でございますが、こころの医療センターの管理運営等に要する経費として、収益的収支、資本的収支総額で17億7,100万円余を計上いたしております。

収入の全体額15億8,900万円余の内訳でございますが、医業収益を経営目標の前提といたしております患者数をもとに8億3,900万円余見込みますとともに、医業外収益については7億4,900万円余といたしております。

なお、一般会計からの繰入金は、収益的収支、資本的収支合わせて、前年度比1億3,000万円余を削減いたしております。

収支につきましては、適切なセンター運営を図るための費用を計上するとともに、当面の課題となっております医師確保のための研究、研修の費用等も確保いたしているところでございます。全体として、収入を見据えて

支出の圧縮に努め、収益的収支の損益は、若干でございますが、黒字を確保することといたしております。

96ページをお願いいたします。

支出の内訳でございます。

まず、収益的支出でございますが、1の医療費用の(1)の給与費は、正職員94名、臨時、非常勤職員の賃金、報酬及び退職給与金として9億5,300万円余、(2)の材料費は、薬品及び給食材料費等ございまして、1億700万円余、(3)の経費は、清掃等の委託料及び光熱水費その他の諸経費ございまして、2億5,200万円余を計上いたしております。

また、(4)の減価償却費、(5)の資産減耗費は、建物、医療機器の償却及び更新等に伴う減耗費を計上するものでございまして、減価償却費1億4,400万円余、資産減耗費は100万円余を計上いたしております。

(6)の研究研修費は、医師、看護師等の学会及び研修参加のための費用ございまして、800万円余を計上いたしております。

2の医業外費用は、現行の建物、設備等整備をいたしましたときに発行いたしました企業債の償還利息として1億1,200万円余を計上いたしております。

97ページをお願いいたします。

資本的支出に係るものでございます。

4の建設改良費は、内視鏡等の医療機器の更新及び施設設備の一部改良に2,100万円余を計上いたしております。

5の企業債償還金は、建物等の企業債の償還元金ございまして、1億6,800万円余を計上いたしております。

以上、よろしくをお願いいたします。

次に、報告がございます。

報告事項資料の43ページをお願いいたします。

県立こころの医療センター中期経営計画の策定についての報告でございます。

別途、冊子をお届けしておりますが、時間

の都合もございまして、報告事項45ページのA3判の資料で御説明させていただきます。

まず、計画策定に係る背景についてでございますが、現在、心をめぐる問題については、人格障害、発達障害、あるいは躁うつ等の患者の増加など、非常に多様化、深刻化してきている現状でございます。

また、県立こころの医療センターあり方検討委員会からの御提言に基づき、平成20年4月に地方公営企業法の全部適用に移行し、病院局を新たに設置いたしました。一方で、複数の医師の退職に伴う医師不足の問題が発生し、後任の医師確保ができていない状況が続いております。

こうした状況の中で、今後も県立病院としての使命、役割を果たしながら、医師不足という現状を踏まえ、適切な医療サービスの提供のための体制整備や的確な経営基盤の構築が求められており、新たな経営計画を策定する必要が生じてきていたものでございます。

なお、本計画は、総務省から求められております公立病院改革ガイドラインによる改革プランに対応するものといたしております。

計画の内容について説明をいたしますが、まず、計画期間は、平成21年度から平成24年度までの4年間といたしております。

次に、事業運営の基本方針でございますが、4点挙げております。

1点目が、引き続き県内精神科医療のセーフティネットの機能の維持確保を図ることといたしております。2点目が、先導的な精神科医療活動の推進を図ること、また、3点目が、県立病院としての役割の中で、県内精神科医療を支える医師、看護師等の人材の教育、研修の推進を図ること、4点目が、当センターの医師や看護師等の人材の積極的な活用や、センターでの取り組みの民間への情報提供を行うことといたしております。

中央の欄に具体的な取り組みを挙げており

ますが、上段の医療面における取り組みについてでございますが、基本的な考え方といたしまして、県立病院の使命、役割を果たすため、これまでの取り組みの充実を図るとともに、先導的な精神科医療に取り組み、民間病院、精神科病院のモデルとなるような活動にも取り組むことといたしております。

具体的には、まず、県の精神科医療の中核病院としてのセーフティーネットの役割を担うこととしており、引き続き、措置入院患者や薬物、アルコール依存といった患者の治療を行ってまいります。

また、県内外から高い評価を得ております精神科医療の先導的なモデルとなるような社会復帰活動や自殺対策にもかかわってくるうつ病対策、現代の精神科医療で問題になっているパーソナル障害、人格障害の患者様の治療にも取り組んでまいります。

また、県内の精神科医療を担う人材の教育、研修を進めるため、臨床研修医や看護学生、専門学校を学生を受け入れるとともに、県内大学や看護学校等へ講師として派遣してまいります。

このような取り組みの中で築き上げてまいりました成果等を学会や講演会等で発表を行うことによりまして、積極的に情報を提供してまいります。

中央下段に運営面における取り組みについて示しておりますが、基本的な考え方といたしましては、人材の確保と職員の資質の向上に積極的に取り組みまして、人的資源を有効に活用した医療サービスの展開を図るとともに、職員の経営参画意識の向上に努め、経営の基盤強化に努めてまいります。

具体的な取り組みといたしましては、まず、医療サービスの維持向上を図るため、診療体制の見直しを行って、例えば、外来の患者の診察に当たりまして、これまではそのほとんどを医師が担っていたものを、臨床心理士や精神保健福祉等のコメディカルの関与を深め

る体制を検討していこうというもの、また、医師の人材確保の面から、熊本大学等との定期的な協議の実施や、医師や看護師等の長期、短期の派遣研修の実施により資質の向上を図るなど、医療サービスの提供体制の強化を図ってまいります。

さらに、経営面では、職員の経営参画の意識は重要と考え、センターでの経営委員会を設置し、毎月開催いたしておりますが、そのようなところを活用しながら、意思決定過程への参画をさらに高めてまいりたいと考えております。

また、この後収支計画を説明いたしますが、経営収支の健全化を図るため、過度に一般会計からの繰入金に頼ることのない経営体質を目指したいと考えております。

このような取り組みを踏まえて、左側中央の中期計画として、県内精神科医療の中核的機能を有した高度な医療サービスの提供と3つの目標を掲げております。

病棟、病床の構成は、150床をもとに計画を立てております。現在50床を休止しておりますが、その活用については、医師の確保、あるいは県内精神科医療のニーズを踏まえて検討することといたしております。

次に、右の欄の収支計画をごらんいただきたいと思います。

計画の前提といたしましては、医療病床を150床とし、医業収益の入院、外来収益は、1日当たりの入院患者、外来患者数を平成20年度当初に立てました数値目標を前提に計画を立てております。

また、費用の中で給与費に係る職員数につきましては、医師は計画的に増員し、最終年度である平成24年度には常勤医師7名を確保する計画といたしております。その他の職員につきましては、計画的に非常勤、あるいは臨時職員や民間委託への移行を前提とした数値といたしております。

材料費を初め各種費用についても縮減し、

全体として収支の均衡を確保する予定でございます。

なお、一般会計からの繰入金につきましては、中段に示しておりますが、平成24年度には、平成19年度より2億5,000万円を減額する計画といたしております。

下欄の中期指標でございますが、財政収支計画に基づき、指標としてあらわしているものでございます。例えば病床利用率につきましては、収支計画の入院収益の基礎としている入院患者数をもとに数値化しているものでございます。これらの指標は、公立病院改革ガイドラインに基づく改革プランの策定に当たって数値目標を求められているものでございまして、これに基づきあらわしているものでございます。

最後に、計画の進捗状況の検証でございますが、今後、外部の委員会を設置して評価をいただき、それにおきまして毎年度公表を行ってまいります。

以上、中期計画の概要につきまして説明を行いました。別冊の参考資料につきましては、後ほど御参照をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○重村栄委員長 以上で健康福祉部及び病院局からの説明が終了いたしましたので、まず、議案について質疑を受けたいと思っております。

質疑はありませんか。

○大西一史委員 その前にちょっと。これは休憩はもう入れられないでずっとやられるんですか。

○重村栄委員長 質疑まで行きたいと思っております。

○大西一史委員 質疑まで行くということですね。

○重村栄委員長 質疑までやりたいと思っております。

○大西一史委員 じゃあ結構時間かかりますけれども、いいですかね。

○重村栄委員長 どうぞ。

○城下広作委員 だから、ばあっと1人でじゃあ何項って、ばあっと言っていいですか。

○重村栄委員長 そうでしょうか。質疑まで行って、またかわりますので、質疑までこれで受けておきたいと思っております。

○大西一史委員 それでいいならいいですけど。

○重村栄委員長 それでよかったらやらせてください。

○城下広作委員 じゃあその覚悟でやらにゃいかぬですね。

○大西一史委員 N I C U、これは健康づくり推進課だったかな。これは資料の48ページですね。これは一般質問の方でも取り上げられておりましたので、ある程度いろいろ部長の答弁もあったかというふうに思いますが、このN I C Uのコーディネーターの配置ということですが、これは1名というようなことでありますが、コーディネーター配置に要する費用で269万円ということよろしいんですかね。

○中田健康づくり推進課長 そのとおりでございます。

○大西一史委員 1名入られると非常に有効だろうということで、私も実は現場に行って

きました。市民病院ですけれども、先週実はちょっと行って話を聞いてきました。というのが、何でかといったら、先日福岡の方に行きましたときに、福岡のNICUのドクターの方と話をしておりましたら、熊本からも結構県外搬送、これ、以前委員会でも指摘させていただきました。県外搬送が結構多いということで、特に福岡県の方に行っていることが多いだろうからということで、いろいろその辺で意見交換をしたら、熊本は一体どうなってるんですかというような感じでした。

つまり、余り好意を持っておられないというか、もう熊本から運んでくるのは、対応しないことはないけれども、緊急搬送というのは、それはもう緊急だから対応しますけれども。非常にその辺での熊本県の対応というのはもう少しどうにかならぬもんですかねというような話を実は受けたんですね。

それで、私もいろいろ調べていって、このコーディネーターというのが今回は入っていますけれども、全国的に見ても、やはり前もあれしたんですが、この支援事業の中の例えばNICUの病床ですよ、現在33床と。県の目標では、平成24年まで38床というのが目標数値だったと思うんですが、鹿児島県では、ほぼ同人口でありますけれども、50床以上ありますよね。それから、岡山県も、熊本県と大体似たような感じの人口構成ですけれども、40床以上のNICUが存在しとることです。

そういうことから考えると、この目標は目標で、24年の38床ということで、熊本県の保健医療計画の中で入れてますけれども、この辺の対策というのは、これだけではやっぱり不十分じゃないかなというふうに思うんですが、その点について、どう今現場の課長さんとしては認識しておられるのかというのをひとつ聞いてみたいというふうに思いますが。

○中田健康づくり推進課長 9月の当委員会

で県外搬送の状況等について御報告をいたしたところでございますが、わずかずつふえておりますけれども、基本的にはそれほど増加してはいないというふうな判断をそこで示させていただいたところでございます。

NICUは、結局産科の医師、小児科の医師等の不足が背景にございまして、急激にはふやせないような状況がございまして。それでも、昨年でしたか、熊本大学で3床ほどNICUがふえたという状況がございました。

NICUをふやすという対策を国の方でも出しております、全国的にNICU不足が言われてまして、全国的に800床ほどの不足があるのではないかなと国は見ておられて、その換算で申しますと、当県では、中長期的にはNICUを40から48床ほど整備する必要があるのではないかなというふうなとらえ方はいたしております。

しかし、急激に産科、小児科のドクターの配置とか、NICUを整備することは困難でございますので、今総合的に周産期医療対策に取り組んでいるということで、1つには、NICUに入られる極低出生体重児を少なくする対策というので、今回も挙げておりますような事業でもございましてけれども、これは19年度に天草でモデル事業を行いまして、天草地域では、18年度までの5カ年の極低出生体重児の出生率が、19年度は対策をしまして3割に減少したという報告をいただいております。そういうことと、この長期入院児を減らすことによって回転率を上げていくというとらえ方でやっております。

20年度の現状につきましては、県外搬送の状況は、最終的な報告は夏以降になりますけれども、感触としては、県外搬送は、20年に関しましては減っているというふうに見ております。

○大西一史委員 今の認識ですと、県外搬送はある程度減っているし、対策としては、病

床だけをふやすだけじゃなくて、スタッフの増強も要るから、その辺についての対策をするということ、あとは早産予防等をやるといような話でしたけれども、ところが、やっぱり他県では、特に福岡は病院がいっぱいありますから対応できる場所は多いんだろけれども、やっぱりそういう印象持っているドクターがいるということは問題だろうというふうに思います。

それはやっぱり広域的な医療の連携というのは、それはドクター医療や何やいろいろあってやる必要あるかもしれませんが、やはりそういうふうに思われているということ自体をもう少し深刻に受けとめる必要があるんじゃないかなというふうに思います。

実際に、あと市民病院の方に行って思ったのは、非常に手狭でもあるということもあります。これは病院の事情もあるでしょうけれども。やはりスタッフ不足というのはこれは否めぬだろうなというふうに思います。

ところが、公立病院ですから、やはり例えば看護師さんたちをもっとふやしてほしいという話が結構ドクターの方からもあったんですけども、ただ、やはり看護師をふやすにしても、なかなか専門的なそういう経験を持った人というのは少ない。あとは、他県から例えばこっちに帰ってくるとか、そういう人を雇おうとすると、逆に言えば、公立病院であるがために公務員という職になりますよね、医師と違って。だから、年齢制限がかかるんだろうというふうに思うんですよ。28歳とかそんなもんですかね、今市の職員とか県の職員とか。そういうことでしょうか。

そういうところも、やはり公営企業法の全部適用ということになれば、少しは独自で見直せる部分が出てくるのかなというふうに思いますが、そういう何かもう少しちょっとその辺の採用も含めて、対応も含めて弾力的に考えないと、現実的に考えないと、なかなかこれは解消するのは難しいかなというふうに

思います。それが1点ですので、その点は新年度に向けてちょっとその辺も踏まえて考えながら、NICUの体制を周産期医療の充実という観点から頑張っていたきたいということをお願いしておきます。

それと、早産予防の話がありましたけれども、現場を見て私が非常に感じたのは、ドクターからも聞いたんですけども、やはり妊娠した親ですね、母子の非常にケアが悪いということのようです。特に、超低出生体重児というんですかね、の出生というのが、少子化にもかかわらず、1990年の1.5倍に現在なっているというふうな話です。

そうしますと、やはり何でそういう原因があるかといったら、やはり例えば妊娠中に急激にダイエットをしてしまったりとか、喫煙をしたりとか、余り母体によろしくないようなことをやると。つまり、そういう意味では、妊婦の認識不足といえますか、そういったものがあると。これは妊婦健康診査費なんかも新たについていますけれども、こういう健康診断を受けないとか、そういう人がかなりいて、急に運び込まれてとかというケースがあるそうです。私が現場に行つてて思ったのは、やっぱり非常に、この人は本当に保護者だろうかという人たちがいらっしやいました、廊下でも何でも、わんじゃわんじゃ、随分騒いでですね。それが実態なんですというふうにドクターはおっしゃいましたけれども、私はそれは非常にまずいというふうに思います。

ですから、こういう施設をただ充実すればいいというよりも、やはり予防の部分で力を入れるということにももう少し頑張っていたきたいというふうに思いますので、この点についても強く要望しておきますので、この2つについてはしっかりやっていただきたいと思います。

このNICUの問題については、ここで切ります。

以上です。

○平野みどり委員 船田県議が以前質問された天草での妊娠をした女性の早期の取り組みということで、これはほかの地域でも拡充ということですが、来年度はどういった地域での拡充をされるのかということが1点。

それと、NICUから在宅の方に移られる家庭を支援するということがありますが、医療機器等が結構高額になると思うんですけども、そこら辺の支援というのがあるのかどうか。望まない妊娠で、先ほど言われたような認識が十分じゃない方たちでそういうケースがある場合、経済的にかなり負担かなと思うんですが、そこら辺はどうなっているのでしょうか。

○中田健康づくり推進課長 まず、天草地域で行った早産予防対策モデル事業を19年度に行いまして、今度、21年度の分につきましては、天草地域も考慮に入れて地域を選定いたしているところでございます。というのは、天草地域では、経験があるということと非常に産科と歯科の医療機関の協力が得られるということがございまして、大学の方とこの事業を委託しているわけでございますけれども、非常に取り組みやすいという背景がございまして。

それと、今後3年間にわたって検証しているという中で、産まれた児のフォローも考えていることからすると、天草が今1つ大きな対象と考えているところではございます。

2点目につきましては、妊婦さんの少し生活という問題につきましては、確かに喫煙の問題とか妊娠中の性行為の問題とかいろいろ、またはいろんな摂生が十分でない方々というのはおられまして、飛び込み出産というのが、未受診妊婦問題というのが一昨年は非常に問題になったところがございます。非常にお金がない妊婦さんが多くて、飛び込み出産して、支払いをしないまま帰られるという

方も多かったわけでございますけれども、今回妊婦健診について国からの補助が充実したということがございまして、そういう方が減るのではないかなというふうには期待をいたしておりますし、そのように妊婦さん等にも働きかけていくこと等はいたしております。

それと、NICU、長期入院児の在宅、地域への移行につきましては、医療機器等が必要になるという、主に人工呼吸器が必要な方々が出るんだらうというふうに思います。その辺につきましては、今後在宅で医療を見ていかれるかかりつけのドクターと、また入院されていた医療機関、または福祉、介護とか、そういう含めていろんな連携会議をする中で問題を煮詰めながら解決していきたいというふうに考えております。

○平野みどり委員 ぜひそこをよろしく願います。在宅になっても、お母さんがずっと見ておかなきゃいけないという状況というのはいろんな意味で問題ですので、福祉のサービスと連携をして今後とも取り組んでいただきたい。こういう部分が割と充実してくると、NICUに長期の、言葉は語弊がありますがすけれども、滞留というか、それがなくなっていけば、また、数は実際足りませんが、少し緩和できるのかなというふうに期待していますので、よろしく願います。

○城下広作委員 今のに関連で。先ほど課長が言われましたように、今まで平野委員も大西委員も言われましたように、いわゆる出産に係る認識とか、いろいろと望まない妊娠とかいろいろあるんですけども、その経済的なことをある意味では解消するために、今回14回の無料化というのが国で頑張ったわけです。

ただ、これで、代表質問で話を党としてもしましたけれども、2月からやるところ、4月からやるところ温度差があると。それとも

う1つ、これは基本健診なもんですから、各自治体で項目が若干違うわけですね、いわゆる項目のメニューが。これを今県下で統一して、例えばエコーを4回にしようか5回にしようかとかと、いろんな形で今取り組んでいるんですけども、この辺がちょっと今状況がどうなのか、同じような項目、基本健診で統一するしないというのが論議されていると思うんです。この辺の状況を知りたいということ。

それと、望まない妊娠で、例えば出産の場合には、10月から42万円という形になって、出産の費用はかからないというふうな形だから、この辺のことがよくわかっているならば、実際にその辺の問題は解消するんじゃないかと。ちょっとそれはどう考えておられるか。

○中田健康づくり推進課長 まず、基本健診のエコーの利用とか、その辺の状況どうかということですが、今、市町村の方の代表と医師会の方で、金額と健診内容の詰めが行われているところですが。まだ詳細な情報は今のところ持ってありません。

それと、出産費用につきましては、城下委員おっしゃるように42万円というのが言われているようになっています。うちの方では、この費用につきましては持ってありませんが。

○城下広作委員 10月から42万円に上がるということはもう決まっておりますので。だから、そういうことを使って、先ほど言った14回の無料化健診の中には、そういう相談とかいろんなこともあるわけですよ。そこで細かくそういう相手の方としっかりと指導、アドバイスもすることが入っているわけ、定期健診の中に。そういうことをしっかりと充実させれば、私はカバーできてくることが多くあるなというふうに思います。

また、今まさに医師会と協議しているんですけども、同じ14回無料健診といっても各

市町村で差が出てくるというのは、これはちょっといわゆる平等に反するというところで、なるべく県の中では、この項目は同じという形、一律ということが望ましいということで、ぜひその辺の協議はしっかりと充実をさせてもらいたいなというふうに思います。

この件に関しては以上です。

○重村栄委員長 ほかに。

○山口ゆたか委員 その妊婦健診についてなんですけれども、健診が妊娠されている女性が受けておられるかというところが適正な把握が行われていないというのをちょっと以前皆さんからお聞きさせていただいて、このようなことをしっかりと構築できないかなと考えるんですが、かなり厳しいんでしょうか。

○中田健康づくり推進課長 未受診妊婦対策ということで、薬局とか市町村に未受診で妊婦健診を受けないと早産になりますよとか、流産のおそれも出ますというふうなチラシをつくって配置はいたしてはおります。

未受診妊婦の数がどれぐらいいるかということにつきましては、飛び込み出産の部分についてはわかったのを一昨年出しております。調査をいたしております。

○山口ゆたか委員 先ほど城下委員も言われたように、相談とかそういったことを充実させることによって妊娠した際の安心感を与えてあげると、皆さんからの信頼も得て、この事業の有用性が確立されると思うので、そのあたりも私も強く要望して、よろしく願いいたします。

以上です。

○中原隆博委員 ちょっと皆さん方から補足説明を受けるような形で幾つか質問したいと思うんですが、まず5ページ、健康福祉政策

課、9番目、国庫支出金返納金、これは精算返納金という形でわかるんですが、原資の一部引き揚げに伴う返納という形であるわけですが、この2億円というのは、ちょっと大き過ぎるんじゃないかと。その部分を含んでいるのかどうかという部分、それがまず第1点ですね。

それから、里親制度「こうのとりのゆりかご」とも非常に関連するわけですが、里親になって育てたいというような方も、子供さんがいらっしやらない方にあると思うんですね。これ、今何人まで限定なさっているのか。そして、なおかつそれよりも多く5人、6人見たいということへの形でなければ、これは新規としての意味がないんじゃないかという部分がありますので、そこをもう少し詳しく説明していただきたいということ。それから、21ページ、債務負担行為、これは少子化対策の中で身元保証に関する条例という形で、これから3年間、県がその保証をしていくと、児童の身元保証という形。これはいろんなケースがあると思うんですが、何人までの分なのか、750万円というようなこの限度額ですね、何人までどうしたいからこの数字になっているのかという部分。

それと、先ほど新インフルエンザですね、これは説明資料の21ページになるんですが、一番後段に、タミフルとリレンザというような形で新型インフルエンザのウイルスにも効果が期待されているわけなんです、このリレンザというのは、タミフルが効かないウイルスが出現した場合の対策としての備蓄ということからするならば、これは次の次のことをも想定すれば、非常にこの製造というのがまだまだ備蓄の量としては少ないんじゃないか、これは杞憂といえど杞憂なんです、転ばぬ先のつえということであるならば、第2次対策としてのことももう少し持っておかなきゃならないというふうに思います。

それと、最後に、これは病院局なんです、

病院事業の96ページですね、この中で、これは私の見込み違いであれば結構なんです、(3)の医業費用の中の3番目で、清掃等の委託料及び光熱水費ですね、光熱料を含んだ、水も含んでいるんでしょうが、この2億5,259万1,000円と。清掃を含んだ委託料というのが、ただですら病院経営圧迫している中で、この2億数千万円というのはちょっと大き過ぎるんじゃないかと。片や、例えば、NECさんあたりが1年間に払われる電気料金をしのごような感じもありゃしないかと。そういうことからするバランスとしてはいかがかなという思いもしないではございません。

だから、今申し上げたようなことに対して、それぞれの課から、補足説明とあわせて、納得できるような御答弁がいただければありがたいと思います。

以上です。

○岡村健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

生活福祉資金に関する返納金のことでございますが、実は熊本県社会福祉協議会に原資といたしまして現在約40億円の原資がございます。うち、3分の1が県費、3分の2が国庫というふうになってございます。それで、平成21年度の当初の貸付可能額というものを試算してみますと、21から22億円ぐらいはございます。残りの部分はいろいろ市中に出とったりしているわけでございますけれども、20数億円の貸し付けの可能額がございます。じゃあどれだけ貸し付けが予想されるかという点でございますが、最近の一番直近の5カ年の平均見ますと2億2,800万円強になってございまして、特に最近、18年度では1億500万円強、19年度では1億2,600万円強ということでございます。最近の経済・雇用情勢の悪化等々を踏まえましても、20数億円もの貸し付けが一遍に出ていくとも想定できないということは1点ございます。

それともう一つは、県の財政の健全化に対する寄与ということも含めまして、3億円の返納をしていただきまして、1億円は県に、2億円は国庫に返すというようなことで考えておるところでございまして、貸し付けそのものに無理がないような部分での返還金をお願いするというものでございます。

以上です。

○中原隆博委員 影響はないですね。

○岡村健康福祉政策課長 ございません。

○中原隆博委員 わかりました。

○吉田少子化対策課長 今お尋ねありました2番目の里親制度について御説明いたします。

里親制度につきましては、保護者のいない児童、あるいは虐待を受けた児童を預かる、家庭的な雰囲気の中で家庭で養育する方々ということで、県の方に御登録をいただくことになっております。ちょうど児童福祉法の改正の施行が4月1日から始まりまして、大きく変わるところでございまして、現在、そうした子供さん方を預かる養育里親ということで、県内、ことしの2月現在ですが、81の家庭に御登録をいただいております。

こうした家庭につきましては、預かっていただいた場合には、それぞれ公的に手当ということで支給がされるわけですが、現在保護家庭6人までということでございまして、改正後は、4人までということで人数が変わっていくこととなっております。と申しますのも、里親制度の中で、できるだけ多くのお子さん方を預かれるようにということで、里親と施設のいわゆる中間的なものとしてファミリーホーム、小規模住居型児童養育事業とありますが、一つの家庭において、まさに家庭のように多人数の子供を預かるとい

うような制度の創出も予定されております。そうしたことから、養育人数というのが改正される予定でございます。

それからもう1点ございましたが、ひとり親家庭、母子家庭等の児童の身元保証ということで債務負担行為、21ページに掲載しておりますのでございます。これは、県と母子家庭等の児童の使用者、就職した場合の使用者との間で身元保証契約を締結するというところでございまして、その保証期間内にその子供が故意または重大な過失によって使用者に業務上損害を与えた場合、県が損害賠償するという仕組みになっております。750万円限度額ということですが、1件当たり150万円、したがって、5件分の設定をしておるところでございまして、保証期間は3年以内ということでございまして、一応毎年度債務負担行為を設定しておりますが、現在のところ、最近の利用というものはない状況でございます。

以上でございます。

○中原隆博委員 だから、里親制度というのが、新規でありながら6人から今4人というような形で、6人以上とか10人見たいというような方もいらっしゃるわけですね。それに対して逆行しているんじゃないかという思いがあったものですからお尋ねしたわけでありまして、それと、今おっしゃったように、債務負担行為というのは、身元保証ということなんです、債務負担なんです。そうすると、非常にそれがPR不足というか、うまく浸透していないという部分もございまして、非常にこの経済下の中では、750万円というのではちょっと少ないんじゃないかという思いと同時に、これだったら、今おっしゃるように、5人以内ということであるならば、ちょっとその枠が小さいんじゃないかなという思いがあったものですから、そこで、それ以上のことがないとおっしゃればそうだけ

ども、今の社会情勢等見てみると、せっかくこういう形でつくってあるのに、もう少し幅広くできないかなど。予算の額からしても750万円という形であるならば、これはもう1件分しかないのかなという思いがあったものですからお尋ねしたわけです。

○牧野健康危機管理課長 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄についての御質問でございます。

報告資料の21ページをごらんいただいて、そこで説明したいと思います。

先ほどちょっと説明漏らしておりましたが、今回、抗ウイルス薬ということで、追加備蓄につきましては、これまでタミフルという薬だけでございましたが、都道府県におきましても、もう1つリレンザという薬をあわせて備蓄するよというふうなことで全体計画になってございます。

それで、21ページの表の一番下の熊本県の欄を見ていただきますと、タミフルとリレンザと分けまして、既備蓄分はタミフルだけでございますが、追加備蓄分をタミフルについては18万人、それからリレンザが約1割程度というようなことで予定しているところでございます。

これにつきましては、今の通常のインフルエンザで、タミフル耐性というのはタミフルが効かないウイルスが出てきているというふうなことで、危機管理の観点から、もう1個別の薬をあわせて備蓄するよというふうなことでございますけれども、本来は、新型インフルエンザは基本的にどのようなウイルスかというのはわからないということでありまして、非常に難しいところはございますけれども、耐性ウイルスが出ていることと、それから新型が耐性になるかどうかというふうなことは、直接は関係はしないんじゃないかというふうに言われております。

それで、どのくらい2つの薬の割合を備蓄

するかということにつきましては、専門家の間でも議論があるというふうに聞いておりますが、その現時点での危機管理の割合ということで、タミフルの1割程度をこのリレンザを備蓄するよというふうな計画になっているところでございます。

ですから、これで十分かということになりますと非常に不確定要素はあるというのは否定できないところだというふうに思っております。

○中原隆博委員 この新型インフルエンザがはやらないことが何よりですが、もうそれを願う以外にないわけですね。そうであることを願っております。

○向井総務経営課長 病院局の収益的収支の経費の費用の中の経費の内訳でございます。

経費全体として2億5,200万円余出ておりますが、内訳といたしまして、清掃等の委託料及び光熱水費等ということで、主なものを挙げさせていただきます。

委託料全体といたしましては30項目ほどございまして、例えば今の清掃等、これが金額的には2,500万円余、それから給食等の業務委託が3,800万円余、それから維持業務、これも2,300万円余というようなことで、たくさんの病院自体の特徴的な業務委託もございまして、総額で1億2,600万円余の委託料を計上してあります。

それから、光熱水費につきましては、電気料等合わせて2,300万円等を上げております。ほかには、修繕費、あるいはオータリングシステム等の賃借料等もございまして、トータルの経費として2億5,200万円余ということでございます。

○中原隆博委員 まあ、清掃等と書いてあるからね、代表的なことを普通1番目に持ってきますので、今おっしゃったように、給食費

等とか、そういう形の方がいいんじゃないですかということです。

ありがとうございました。

○城下広作委員 4ページですけれども、3番目の新規事業ですね、福祉・介護人材緊急確保事業、とにかくこの人材がないからこういうふうにするんですけれども、県下で大体福祉、介護とかそういうのに、福祉も大変な事業所があると思うんですが、大体どのくらいぐらい今現在足りないというふうに考えておられるのか。結構大学とかそういうところも熊本にも多いと思うんですけれども、結果的には足りないということは、そういう関係者の方はそういう分野に就職しないということで人材不足になっているのかなというように思っていますけれども、この辺の状況をちょっと確認させていただきたいと思いません。

それと、9ページ、新規事業で、またこれも生活保護世帯進学「夢」応援事業とあるんですけれども、この枠のまた何人かという部分、それと、これは多分これを借りるときには保証人というのがまたよくいろいろ条件とかあったりとかするんですけれども、意外とこれがなかなか足かせになって実際に借りにくい、借りれないとあきらめる人が多いということで、条件緩和をよく私も過去に言ったことがありますけれども、この辺のことがどうなのか。あわせて、それは大学じゃなくても一般の生活保護世帯の教育の貸し付けとかそういうのにもよく弊害になると、保証人が2人ぐらいとかいうのがよくあったりとかして。この辺の状況もちょっと教えていただければというふうに思います。

それともう1つ、38ページのへき地派遣医師確保事業ということで、自治医科大学に今ここに在学は14名県下の関係者いるというんですけれども、この14名の方、将来的には熊本に来ていただくというような、そういう意

向というのはあるのでしょうか。また、そういうことを常々お願いをしているのでしょうか。この辺のことをちょっと確認をさせていただきます。

○岩田高齢者支援総室長 高齢者支援総室でございます。

先ほどの4ページの事業は、福祉、介護を対象としたものでございますが、特に介護保険施設関係等で申し上げたいと思います。

県内に約2,500ほどの事業所ございますが、特に施設あたりを中心としてお話をちょっと聞きましたところ、例えば、人が集まらないために施設が開所できないとか、あるいは既存の事業を継続できないとか、そういった深刻な状況は今のところ生じていないようでございます。

ただ、なかなか、例えば退職された方の補充で人を雇おうとすると、やっぱりいらっしゃらないというふうなことがありますして、そのあたりをどうするかというのがちょっと課題でございまして、国の方では、昨年からは、福祉人材確保指針を一応制定しております、国、県、市町村、事業者の役割という形で定められております。

特に、県としましては、昨年介護の日というふうな11月12日も設けられましたので、そういったことに合わせて、いろいろ介護の実態であるとか、その重要性のキャンペーン等をやっておるところでございまして、今後状況を見ながらさまざまな対策をとっていきたいと思っておるところであります。

それから、私どもの予算で申し上げましたが、いわゆる人材確保がなかなか困難である一つの原因として介護職員の給与水準、これがどうしても低いというふうなことがございまして、平成21年4月が介護報酬改定の時期でございましたが、今回、この人材確保、処遇改善を含めまして3%の介護報酬アップがあつておるところでございまして。私どもとし

ましては、各県内の事業者がこの趣旨を生かしまして、きちっとこの介護報酬改定を職員の待遇改善に結びつけるようにということで指導をしております、3月の初めに全事業者を集めまして説明会をしたときにも、県から要請をしておるところでございます。

今後、国の方では、この報酬改定のいわゆる職員給与改善への反映状況について検証もすることになっております。こういった検証も見ながら私どもとしても必要な措置をとってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○城下広作委員 そのことでちょうど課長が言われましたから、いわゆるその3%というのが、人件費に行かなくて施設とか何とかに使うんじゃないかという懸念があるもんだから、そこはしっかりと押さえておかないと。3%が人件費に行くと大分改善するんですよ。それも大分条件は言っているんですけども、それは受ける側の問題だから、施設の整備とか、いろんな設備の充実とか、こちらにするとするのはまさに課題があります。ここはしっかりとチェックしていかないといけないと思いますね。

○坂田社会福祉課長 社会福祉課でございます。

生活保護世帯進学「夢」応援事業でございます。

この話でございますけれども、そもそもこの趣旨というのは、知事の方からといいますか、経済的な理由で学業をあきらめることがないようにというふうな、どうにかしてやらないかぬというふうなことでこういった制度を設けたわけでございます。

一応金額的には3万8,000円余でございますけれども、20名の枠を設けております。20名の枠の根拠でございますけれども、今、昨年度、大学、短大、それから専修学校等含め

て進学なされた方が23名おられます。ことし3月卒業予定の方が54名ございます。

今のところ、この希望等について私ども調査やっておりますけれども、54名のうち22名が進学予定、うち、8名が借りたいというふうな意向でございます。

それと、非常に今厳しい雇用情勢、経済情勢、そういう中で、やはり在学生についても、なかなかアルバイトあたりで生活あたり工面していますけれども、そういった方も非常に厳しいというふうなことで、そういった希望もあってございます。あわせて、今のところ14~15名ぐらいの希望があると。20名ですので、何とか対応できるのではなかろうかなというふうに思っております。

それから、保証人の件でございます。これについても、知事から、保証人、いろいろ縛りがあって、それじゃあハードルが高いとだれも借り手がおらぬじゃなかろうかというふうなことで、基本的には、同居の母親、両親を書いて1名以上ですね。最低1名、なるべく借りやすくということで考えております。

以上でございます。

○高橋医療政策総室長 資料38ページでございますけれども、結論から申し上げますと、意思ありということでございます。と申しますのが、本来この自治医科大学というのが、そのものの設立趣旨が僻地医療に貢献をするということになってございまして、これは47都道府県で設置をしている大学でございます。

入学をいたしますと修学資金が貸し付けられまして、大学の修学に関する経費は個人的な負担はございません。6年間の1.5倍、いわゆる9年間を僻地で勤務いたしますと、その返還が免除されるという制度でございます。

ですので、そういう入学する際からそういうシステムであるということを知った上で入

学しております。そういうことで、結論と申しまして大丈夫だということでございます。

○城下広作委員 その意思ありというのは、熊本に帰る意思あり、それとも僻地、全国のどこでも行くという——熊本。

○高橋医療政策総室長 これは、毎年大体2名あるいは3名ぐらい入学をいたしますけれども、これは地元に戻って、熊本出身は熊本に戻って僻地診療に従事をするということになります。せっかくですので、ちなみに、現在卒業生が15名、9年間の義務年限を果たしているのが15名おまして、後期研修、前期研修を除きまして、11名を僻地診療所等に派遣をしているところでございます。

○重村栄委員長 ほかにございませんか。

○大西一史委員 ちょっと城下委員の先ほどの質問に関連します。

4ページの福祉・介護人材緊急確保事業についての、ここの説明欄のところに潜在的有資格者ということがありますがけれども、これは大体どのくらいおるとかというのは把握はできているんですかね。

○岡村健康福祉政策課長 介護福祉士の方の例をとりますと、私どもがつかんでおりますのは、1万2,500の方が介護福祉士としての資格を持っていらっしゃる。そのうち、就業中の方が約4割強ぐらい、5,000人強ぐらいかなと。残りの方が、今先生おっしゃいましたように潜在的有資格者ということになりますので、そちらの方の約6割の方の方々に、なるべくまた再就職していただく、あるいは新規の方もいらっしゃるかもしれませんが、そういったところにいろいろ機会を設けていきたいということでございます。

す。

○大西一史委員 この点については、今数字は大体わかりましたが、その有資格者ですね、実際は40%しか勤めていないということですが、先ほどの岩田総室長の方からも話があった3%の報酬改定、アップによって、若干やっぱりまた戻ってみようかなという気になる可能性は高いと思うんです。今ちょうどそういう制度改定した時期ですから、逆に広報をしっかりと周知をしていただきたいと思いますと思うんですね。なかなか届かないと思うんですよ、一たんもう介護——資格は取ったけれども、もういいやとなった人たちになかなか届かぬというふうに思いますので、この点についてはしっかりと広報をして、この確保事業がしっかりと実を結ぶようにやっていただきたいと思います。

いろいろ検証も国の方でも行うというふうなことでしょうけれども、県独自でも効果があったのかどうかをちょっとしっかりと検証していただきたいと思いますということを要望しておきます。

それと、続けて、委員長、よろしいですか。

○重村栄委員長 どうぞ。

○大西一史委員 ちょっと2ページに行きますけれども、2ページの4の社会福祉協議会助成費の中の(2)の福祉サービス運営監視・苦情解決事業で714万2,000円ついていますがけれども、これ、具体的に何のサービスにどうという苦情があるのか、あるいは年間何件ほどそういうものがあるのかというの、ちょっとよくわからないので、そこだけちょっと教えていただきたいと思いますということ。

○岡村健康福祉政策課長 県の社会福祉協議会の方にうちの方から出しておりますけれども、平成19年度で苦情が55件、それから相談

等が101件あっておるといふ報告受けております。また、さかのぼっていきますと、18年度が200件、17年度が243件と。それからその前の16年度が254件ということで、結構な数の御相談なり苦情があつていふふうには報告を受けておるところでございます。

福祉サービスを利用される利用者の方からいろいろ苦情を承つてその適正化委員会というのをつくつておまして、そこでいろいろ審議をしていただいて、いろいろしかるべき措置をとつていただくと。私どもの方にもいろいろ御報告いただくというシステムでございます。改善につなげていくという一つの方法でございます。

○大西一史委員 内容については、余りこれ、言えない話なんですか。

○岡村健康福祉政策課長 苦情が多うございますので、逐一はちょっと今手元に持つてきておりませんが、必要であれば、後でまた御報告させていただきたいと思つております。

○大西一史委員 それじゃあ報告いただきたいと思つてますが、こういったいろいろ監視したり、苦情を解消するということ、これ、結構施設に対しても緊張感を持たせるものだというふうには思つておりますので、この点についてはもう少し何か具体的な中身、例えば、事例として、要は、そういうことをほかが引き起こさないようにするため、そういう苦情を生まないようにするために、施設名がどこかここかまで特定をする必要まではちょっと慎重な対応が必要かなというふうには思つてますが、そういったものをやっぱりある程度オープンにしていくということは必要なかなというふうには思つておりますので、その点はよろしくお願ひしたいというふうには思つております。

じゃあ、資料は後ほどください。

それと、続けて、済みません。もう余り時

間もあれでしょうから。

それと、先ほどちょっと医師確保の問題、37ページ、医師確保総合対策事業、ちょっと城下委員の方からも御意見が出てましたけれども、医師確保総合対策ということで、これはもうかなりいろいろ課題が多いわけですが、新規でだだだだつと幾つかありますけれども、目標というのは結局どのくらいというのは設定はきちつとされているんですかね、確保するその数の目標。

○高橋医療政策総室長 どのくらい確保するかというのは、なかなか具体的な数字は難しいところでございますけれども、ひとつ私どもの方でドクターバンクを運営いたしております。その中で調査したところでは、いわゆるこのドクターバンクは、公立病院18病院、それから4診療所が一応加つていただいているものですが、大体65名の医師が不足をしているというふうには情報をいただいているところでございます。それを目標に進めてまいりたいというふうには思つておりますけれども、必ずしもそれをすべてカバーできるかどうかわかりませんが、できるだけマッチングが図られるように努力していきたいというふうには思つております。

この中では、先ほど、例えば例で申しますと、修学資金の話がございましてけれども、熊本大学にこの5名分修学資金貸与いたしますが、これも21年度の入学者からでございますので、その方々が卒業して出てくるまで6年間、それと前期研修2年間でございますので8年。10年後ぐらいにしか出てまいりません。それから9年間で45名というのを今予定しておりますけれども、その方が出てこられるのもさらにそれから10年ぐらいかかりますので、なかなか難しい話ではございましてけれども、中長期的にはそういうのをねらいながら、当面はドクターバンク等で手当てをしていきたいというふうには思つていられるところござ

います。

○大西一史委員 この件は、今答弁ありましたけれども、要は、熊大の、大学への修学の援助あたりをしても、これはもう前の委員会でも申し上げたとおり、もう医師を一人前にするのに大体10年ぐらいかかると。昨年度の委員会でもその指摘をさせていただいたんで、これはもう中長期対策であると。ただやっぱり今困っているのは短期なんですよね。短期でもとにかく65名が不足しているという数字が出ているのであれば、それをしっかりターゲットにさせていただきたい。やっぱりこの数、それから診療科目、診療科がどういう診療科のどのくらいのドクターが必要なのかということを的確に把握して、その目標を設定していないと、やはりなかなか効果を生まないということになるというふうに思いますので、その点は、65名という今数字出ましたが、もう一回ちょっと洗ってもらって、新年度やられる中でしっかり検討していただきたいというふうに思います。

あともう1つ……。

○高橋医療政策総室長 一応65名については、各診療科、どういう診療科が足りないのかというのも一応把握しておりますけれども、常に精査をしながら進めてまいりたいと思います。

それからもう1点、熊大の方、医学部附属病院に設置をいたします寄附講座がございませぬけれども、これをある程度、長期的とは申しませぬ、短期的な効果を生むものとして私どもちょっと期待をしているところでございます。

その一つの大きな目的として、地域の医療機関と熊大との調整により有効効率的な医師の派遣の実施というのを一つの寄附講座のねらいにしておりますので、できるだけ早くその機能を発揮してもらえるように熊大と連携

をきちっととっていきたいというふうに思っております。

○大西一史委員 よろしく申し上げます。

じゃあちょっと済みませぬ、長うなりますが、もう一回よかですかね。

○重村栄委員長 どうぞ。

○大西一史委員 立て続けに在庫総ざらいで。

薬務衛生課長——来るなという感じの顔を今されておりますけれども。

実は、臓器移植コーディネーター設置経費補助及び院内コーディネーター養成委託費等々が888万4,000円あります。臓器移植の問題については、つい先日ですけれども、要はドイツで心臓移植を受ける宮原啓助君という熊本県在住の子供が、いろいろ募金を受けてドイツに行って手術を受けるというようなことで、これは森枝部長初め木下課長もしっかり、部の皆さんもしっかり募金に協力していただいたそうでありまして、非常にこの場をおかりしてお礼を申し上げたいと思います。私も特に何か深い関係があるわけじゃないですけれども。

そういう中で、この臓器移植の問題というのは、法改正の動きが今出ていますけれども、しかしなかなか現実として進んでいないと。理解が進まないということです。その中で、前もお尋ねしたんですけれども、この県がやっているコーディネーターの設置もあるんでしょうけれども、この臓器提供意思表示カードね、これ、前回委員会でのどのくらいの方これを持っておられますかと手を挙げてもらったんですけれども、今さらに挙げていただきたいんですが、どのくらいの方今所持しているのでしょうか。

○重村栄委員長 ドナーカード。

○大西一史委員　そうです。臓器提供のその意思表示カードですね。まだ持っていない方がこの健康福祉部で半分以上おられるというふうなことで、前はもうちょっと少なかったような気がしましたので、少しふえたかなという感じですが。例えば、これもたしか城下委員も——同じ会派の氷室委員がいろいろ一般質問でもされて、こういうのを普及させるために一生懸命やられておるといことなんですが、やはりなかなか普及しない。やはりこの辺の対策についてはもう少し、例えば教育現場との連携とか、そういったことも必要ではないかなというふうに思います。

移植コーディネーターの事業そのものに関しては、他県に比べれば相当まだ熊本県はまともだそうでございます、いいような話がありますが、その点について今後の意気込みも含めて木下課長にお尋ねします。

○木下薬務衛生課長　私どもも、臓器移植に関して一番打つ手は臓器提供意思表示カードだろうというふうに思っております。背景としましても、イスタンブール宣言、あるいはWHOとか、こういった関係からしますと、海外移植というのはますます困窮をきわめてくるということからしますと、日本国内での臓器移植というものを確定させなければいけないということからしますと、法律改正の流れのある中で、どうしてもまだとどまっているという状況からしますと、意思表示カードを普及させなければいけないということで、私どもとしましては、今委員おっしゃいましたように、各関係機関・団体の方にも呼びかけをしておりますし、熊本県版の意思表示カードの作成をして、これらも配布をいたしておりますし、いろんな団体の中では、薬務衛生課——具体的な取り組みとしましては、いわゆるその場で書いていただいて、その場で携帯していただくことが第一じゃないのか

など。配っただけでは効果がないということで、もう既に始めておりますけれども、その場で署名・携帯運動ということで、いろんな活動に出向いて行って、その中で直接書いていただいて、今所持をやってくださいというような普及をもう始めています。

そういうことで、そのあたりを21年度からは具体的に携帯を、所持率を上げていくと。現在6.5%を、今は上がってきたと思うんですけれども、国の8%を超える状況まで早く追いついていかなければいけないということで、具体的にはそういった具体的活動を早くやろうということで現在取り組みを始めたところでございます。

○大西一史委員　じゃあ、しっかりよろしく願いいたします。

○平野みどり委員　先ほどの里親の件でちょっと補足でお聞きしたいんですけれども、今年度から法の改正もあって、さらに進めていかれるということですが、コーディネーターの方を昨年度から設置しましたよね、里親希望家庭と実際の子供。そこら辺での実績みたいなのは、ここ1年間でどう上がっているのかというようなことをまずお聞きしたい。

それと、31ページの障害者支援総室ですかね、こども総合療育センターの件ですけれども、それと発達障害者支援センター、これは、発達障害者支援センターというのは、さっきの熊本市に1カ所ということでよかったのかなど。それと、今後そういった機関を県下でどういうふうに広げていかれるのかというようなこと。それと、こども総合療育センター、こども発達障害の部分にかなり重点を置いてやっていらっしゃると。昔は身体の部分での面でしたけれども、発達障害に力を入れていくことはいいんですが、身体部分がやはり子供——総合的な医療、福祉という部分から私たちが他県にお世話にならなくてもと思う

んですけども、先ほどのNICUの件も同じように、熊本県ではなかなか難しいということで福岡に行かれたりというふうなことで、そこら辺、バランスはどんなふうにかども療育センター、今後されていくおつもりなのか。それと、発達障害の中でもいろんな手法とかあると思うんですけども、一部に総合療育センターは、この前小早川先生が言われたTEACHに何かちょっと偏っているのではないかという御批判とかもあつたりするんですね。さまざまいろんな手法というのが試みられていいと思うんですが、そこら辺についてどうお考えなのか。

それと3点目が、精神保健センターが移転しますけれども、ここで保育に關しての保育士の充実ということもあつて、今後、精神保健センター、長嶺の県立大の横にあります保育大の跡地ですけども、そこをどういうふうに精神保健センターと保育士の研修とかのバランスですね、そこら辺どういうふうにとっていかれようとしておられるのか。

あと、こども劇場さんなんかもそうなんですけど、あそこの体育館がすごく使いやすく、民間に今後活用させていただきたいというようなことも出ているんですが、今後のそこら辺の活用方法、すみ分け等について伺います。

○吉田少子化対策課長 ただいまお聞きになりました里親の關係で、平成20年度から、里親委託推進員ということで、専属の嘱託職員を1名配置しております。具体的には、里親さんへの委託の促進ですとか、里親家庭への訪問、支援、それから里親による相互交流ということでいろんな事業をやっていただいておりますが、数字としては、毎年里親さんに委託される児童数というのは40ぐらいで推移しておりますし、また、登録される里親の方も、先ほど申しましたように、2月現在で養育里親が81人ということで、数としてはまだ目に見えた形では出ておりませんが、

本年度内に施設と里親による里親委託推進のための連携会議等も開催することとしておりまして、そうしたことも含めて今後里親の委託の推進というのが図られてくるのではないかとこのように考えております。

○前田障害者支援総室長 障害者支援総室でございます。

発達障害児については、文科省での調査によりますと、その割合が6.3%ということになっておまして、ただ、本県が18年度に調査したアンケート調査によりますと、その割合が2.7%ということで、どこまでを発達障害者に見るかというのは、その見方によって随分違う数字にはなるわけですが、県で実施した2.7%でも、計算いたしますと、15歳以下の人口でも発達障害者のおそれがある児童が7,000名ということで、やはりかなり高い数字になっている状況でございます。

県の方では、こども総合療育センターを中心に、それから発達障害者支援センター、それから県内に10カ所の地域療育センターを設けておまして、その3カ所で今その対応をしているところでございます。

最初の発達障害者支援センターについては、県で1カ所ということで、大津町にございますけれども、今、啓発、それから個人的な療育指導等に取り組んでいただいているところでございますが、その中で一番多いのは、学校の先生だとか、それから幼稚園とか保育園の先生方を対象に、そこに通っていらっしゃる子供さんのケア会議みたいなものを実施されて、かなりの効果を上げていただいているところでございます。

それから、2番目のこども総合療育センターでございますが、確かにスタートとしては、肢体不自由児施設ということでスタートしたところでございますが、発達障害児等も含めた障害児の総合療育をするということで知的障害児の通園施設等設けまして、そこで発達

障害者の対応もやっているところでございますが、通園のほとんどがやはり発達障害者の今児童になっているということで、そのニーズがかなり高くなっているところでございます。

肢体不自由児につきましても、件数としては横ばいの状況にございまして、やはり今でも鹿児島県とか、それから宮崎県あたりから熊本県の施設を利用される方もいらっしゃいますし、逆に熊本県の方が福岡の施設を利用されているというふうなこともございまして、今後、肢体不自由児の対応とそれから発達障害者を含めた障害児の対応のバランスでございまして、それらの状況を見ながら考えていかざるを得ないと思っておりますが、今のところは、そういう体の不自由な子供、それから発達障害児も含めたすべての障害児に対応できるような施設としての機能強化をやっていく必要があるかなということを考えております。

それから、3番目でございますが、発達障害児の療育について確かにいろんな情報がございまして、その中で、TEACCHプログラムをこども総合療育センターではそれを柱にして療育をやっていただいているところがございまして、センターの方に今お尋ねしてみますと、いろんな療育の方法があるのだけれども、TEACCHプログラムによる療育の効果が非常に高いというような認識もございまして、それを中心に——しかしながら、確かにそれ以外の療育が適切な子供さんもいらっしゃいますので、そのあたりはTEACCHを中心にしながらも、少し幅広い療育について取り組んでいただいている状況だというふうに聞いております。

それから、精神保健センターでございますが、21年度に耐震構造等の検査等をやりまして、22年の後期に旧保育大学校の方で精神保健センターの業務をスタートするということになりまして、保育関係の研修とそれから精

神保健関係の業務でございますが、基本的にはエリア分けをしております。ただ、業務につきましても、保育園とか幼稚園にも障害を抱えた子供さんが随分今入園されていらっしゃると思いますので、精神保健センターにも発達障害者の御父兄あたりがいろいろ御相談にいられて、そこらの技術支援等もやっていただいておりますので、このあたりはお互いに共通的な課題もございまして、連携してやっていけるんだらうなというふうに思っております。先ほどお話がありました講堂というか、体育館といいますか、の利用につきましては、そういう研修会等で十分お互いに共有しながら使っていければなというふうに思っているところでございます。

○平野みどり委員 もう御回答はいいんですけども、一応気になる点をまず言っておきますけれども、精神保健センターですね、やっぱり熊本市内にあったときは人目に触れずに通えてというような部分の利点もありましたが、今回、ちょっと熊本市から離れているところ、市内中心から離れているところということで、利用者の方々の利便性の部分と、さらには周辺の教育機関もありますので、きちんとやっぱり間違った情報じゃなくて正しい理解をしてもらうために、特に県大あたりの生徒たちには、そういった啓発をやっていかなければいけないかなというふうに思っています。

それと、講堂に関しても、民間でも活用できるような形の、貸し出せるような形でお願いしたいなと思います。

それと、こども総合療育センターの件にしましては、おっしゃっているとおりはあるとは思いますが、やはり学校現場の先生方の発達障害の子供への指導の仕方というか、考え方と、療育の部分の方たちとちょっと違う部分もあるんですね。例えば、TEACCHに関しては、高度化された部分をつく

って、そこの中では落ちついていられるけれど、それを修学を終えた社会人になってからも社会の隅々につくるわけにもいかないので、TEACCHプログラムはもともとすばらしい制度でアメリカでは進んできていると聞いていますので、そのいいところを——それだけに特化しないで、いろんな手法があるということはほかの先生方もおっしゃっていますし、医療関係の方そして学校の先生方もおっしゃっているので、こども総合療育センターの環境を養護学校の中につくれというようなことをおっしゃる保護者の方が多いので、ちょっとそこが気になっているところです。

よろしくお願いします。

以上です。

○城下広作委員 あと2点だけ。

57ページの温泉調査の件でございます。これ、調査をやる経費の分が上がっているんですけども、近年は温泉がとにかくみんな大好きなわけであって、かけ流しの温泉というのをよく求められるものですから、温泉の施設を結構たくさんつくっていく流れがあるわけですね。かけ流しとなると、どんどん掘ってからそのまま流していく、当然それが一番いいわけですから。そうすると、枯渇するところが出てきたりとかといろいろと問題が起こっている地域もあります。

温泉の泉源は何百メートル、300メートルだったですかね、300メートル離れていないと申請ができないという規制はあるんですけども、近くの集落で、300メートル離れたからぼんぼん掘っていくとなると、その辺の地域が、逆に言えば、昔からあった老舗が枯渇してなくなるということで、この辺の心配もあるんですけども、これに関して調査というのは、ちょっとそのことの調査じゃないんでしょうけれども、そういう心配の件はないのかという取り組みの件をちょっと教えて

いただきたいのと、もう1つ、温泉の成分の中に硼素という要素が強いところの、これは昔から目に効くとかという硼酸関係の部分だから、そういう温泉があります。

ところが、それがそのまま——自然界にあるんですけども、そのまま自然に流すと、河川に流すと、いわゆる厳しいと、規制を今求められています。だから、温泉施設は一回浄化槽を設けて、そこで硼素の分解をして流していくようにということを国が決めて、一たん今規制を延ばしている現状でございます。ただ、これはまだ期限が切れますので、温泉組合は、そのことによって多額の経費がかかるから厳しいということで、延長延長ということをずっと申し出ているんですけども、この辺の情報が今どのくらい入っているのか。

私も、ちょうど温泉指導員という資格を持って、温泉が非常に好きなものですから、右足から入るか左足から入るか非常に重要なことだと思っているんで——全然関係ありませんけれども。そういうことで、結局温泉がそういう意味では熊本でも大変大事な観光資源だもんですから、その辺のことをよく理解をしていかなきゃいけないというふうに思います。

もう1点、ドクターヘリが結構話題になっているんですけども、来年度予算で、プロペラ代、タイヤ代と一切入っていないけれども、一切来年ドクターヘリの考えはないのかというようなことだけはちょっと確認しておこうかなというふうに思います。

以上、2点です。

○木下薬務衛生課長 まず、1点目の温泉保護の面からの御質問ですけども、温泉源の掘削の段階で、委員おっしゃいましたように、ベースとしては300メートル以内の同意ということでございますが、300メートルを超えていたにしても、いわゆる掘削の深度、ある

いは動力設置時の動力の度合い、このあたりについては、環境審議会の温泉部会の方に諮りまして、むだな用途、むだな掘削のないような答申も受けておりまして、そういった中で十分論議をして、そういった手続に移行していただいているところでございます。

先ほど、じゃあどのような今度の調査やるのかということでございますけれども、ベースとしましては、源泉40カ所の調査を保健所を通じましてやっておりますし、温泉水位データを委託して、継続して水位の測定をしております。そういった意味で、あと、温泉保護懇話会という中でそういった部分についても論議いただきまして、温泉水位が、動向を見ながら、特に水位の低下を見るような場所については、掘削等の場合に慎重な議論をやって掘削に臨むといった体制をとっていくことということで、そういった調査のベースとするということにいたしております。

それと、温泉資源実態調査というものを、いわゆる枯渇するおそれのある温泉地、このあたりについては、少し地元あたりの意見を聞きながら、温泉協会なんかございますので、そのあたりを意見を温めながら調査をするというふうにいたしております。

以上でございます。

○城下広作委員 礮素の件。

○木下薬務衛生課長 礮素の件につきまして、委員のおっしゃるとおりでございますが、このあたりの規制につきましては、いわゆる環境生活部の水環境課等もかかわってくるわけございまして、ただ、御存じのとおり、かけ流しとかいうことで相当の湯量になりますので、このあたりの見通しといたしますか、どのような対策を講じていくかというのが、国の段階でも全く基本ベースとしては完全な解決を見ていないと私ども聞いておりますし、このあたりについてはもう少し意見を深

めて、どの程度の湯量にどの程度というそういった湯量の問題も加味していかないと非常にこのあたりの対策は難しいかなと、一応そういうふう考えております。

○高橋医療政策総室長 ドクターヘリについては、いわゆる救急時間の短縮ということでもかなり大きな効果があるというふうに言われております。現在、熊本の場合は、いわゆる防災消防ヘリ「ひばり」がその役割を果たしてございまして、かなり全国的にもトップレベルの活用をされているというふうな状況でございます。

そういう状況を踏まえまして、ドクターヘリを導入するについては幾つか課題がございます。

まず1つは、当然ハードの面、いわゆるこれは予算も含めての問題でございますけれども、それが1つございます。それともう一つは受け入れ体制の問題、いわゆる救急医療体制の問題でございまして、医療スタッフ、医師とかあるいは看護師、そちらの方の体制の問題がございます。

現在、救急医療体制については、いわゆる日赤、国立病院等もかなり救急搬送が多くなって、かなり厳しい状況にあるというのがございます。そこのスタッフをどうするのかというのがもう一つの問題、これは車の両輪で、両方がそろわないとなかなか導入というのは難しいかなと今考えているところでございます。

そこで、現在、救急医療専門委員会というのを下にちょっと設けてございまして、現在課題の検討をしているところでございます。これは、例えば救急医療体制の方の受け入れ側の問題、それと受ける側の問題、これ、両方議論しながら進めているところでございますけれども、ドクターヘリも、その救急医療体制のあり方全体の一つの中の課題として今検討しているところでございます。

それで、昨年の暮れから、12月から、その委員会を立ち上げて検討しておりますけれども、できましたら、来年度の9月ぐらいまでには一応の課題の整理をしたいというふうにも考えておるところでございます。

○大西一史委員 ごめんなさい、ちょっと長くなって済みません。あと1問ですけれども。

1つは、薬務衛生課にもう1回ちょっとお尋ねなんです、献血制度の普及費が750万円上がっていますけれども、実際献血、この前いろいろなところでちょっと話を聞いておったら、この献血が、以前は熊本県は全国で1番の献血率というか、非常に高い協力をしていたというような話だったんですが、現在かなり下がっているというような話を聞きます。この辺について、ちょっと頑張ってもらわないかぬなというふうに思うんですが、どんな状況か今わかりますですかね。

○木下薬務衛生課長 委員おっしゃいましたように、以前は、血液につきましては、献血率ということで、いわゆる献血可能人口分の献血者という率で出しておりましたけれども、御存じのとおり、現状におきましては、安全な輸血といった部分から申し上げますと、200ミリリッター献血というのが、要するに国の動向としましてもなるべく少なくしていくということで、現状におきましては、400ミリリッター献血といわゆる成分献血、これらを進めている現状でございます。

そういった中において、国においては、いわゆる血液製剤をつくるための原料血漿の各都道府県の目標量を設定してまいります。それプラス各都道府県で必要な血液製剤の量をそれぞれの県の献血推進協議会の中で計画策定をして、そういった策定に基づいてその年度の血液を確保していくという状況がございます。

本県の事情からしますと、ここ何年来と熊本県内に必要な血液の量は確保はできております。そういうことで、医療に必要な血液の支障を来した事実はございません。ただ、委員おっしゃいますように、若年層の献血、これが目減りしてきていることも事実でございます。その将来的に担っていくべき若年層の献血が減っているということは、将来に危惧をする部分がございますので、本年度21年度につきましては、そういった若年層の献血の掘り起こし、このあたりを、初回者献血をふやしていくといったような事業を確保しつつ、原料血漿に必要な成分献血由来の血液、このあたりの確保量の適正さといえますか、そういった部分、それと各医療機関で使用されております血液製剤、このあたりの適正化についても問題が起きておりますので、各医療機関にも適正量の血液製剤の使用を呼びかけていくというような活動も強化していくと、そういう状況でございます。

○大西一史委員 今いろいろ取り組んでいただきたいと思いますが、以前は、たしか免許センターとかに免許更新に行くと、どおっと大分キャンペーンを張っておられたりいろいろされておりましたので、その辺もやはり若年者向けにいろいろやっていただくということも、窓口はやっぱり広げていただくことは大事だろうというふうに思います。

それと、疾病別の輸血状況で言うと、圧倒的に悪性の、つまりがんです、がんの患者さんの治療に多く使われているということなんですよね。それを考えると、皆さんにひとしくこれは身近なというか、問題でもあろうというふうに思いますので、その点の理解もしていただくようにこの啓発をしていただきたいと思います。

それともう1点だけ、済みません。これは確認なんです、先ほどちょっとどなたか委員の方から御指摘があった抗インフルエンザ

ウイルス薬の備蓄状況の中の既備蓄分の、これ、有効期限がたしかあったというふうに思います。前もお尋ねしたと思いますが、どのくらい、5年だったですかね。その期限は、あと何年分というのがどういう状況になるのか、ちょっと教えてほしいんですけども。

○牧野健康危機管理課長 既備蓄分はタミフルでございますけれども、これは今7年になっております。ですから、25年までが一番早い分になります。

○大西一史委員 現在、とにかくこれは備蓄ですから全く外には出していないということですよ。出しているんですかね、少しは使っているんですかね、古いものは、古いというか……。

○牧野健康危機管理課長 全国共通だと思えますが、要するに行政備蓄ということでしているものは外には出さないことで、新型インフルのときに使うということになっておりますので、出していないはずでございます。

○大西一史委員 そこが少し——使われないにこしたことはないとは思いますが、やっぱり備蓄ですからしょうがないとはいえ、余りむだにならないよう、何か工夫ができるのかなと思ったものですからちょっとお尋ねだったんですが、わかりました。その辺は結構です。

○重村栄委員長 ほかにございませんか。

○山口ゆたか委員 13ページの少子化対策についてお聞かせください。

少子化対策で県が主体的に頑張るのが児童健全育成事業だと思いますけれども、放課後児童クラブの各市町村設置が済んだのか、そ

のあたりの状況をちょっと詳しく教えてもらえればと思っております。

続きまして、今回、高齢者支援総室の方でも、新規事業として、認知症の診療・相談体制の強化ということで、地域包括支援センターの役割が、また役目がふえていくんじゃないかということでもありますけれども、現状として、さまざまな市町村見ておりますと、地域包括センターが抱える事務が余りにも多過ぎて、本当にこのセンターは、近年新たにつくられたやつなんですけれども、今もうかなりの事務を抱えて大変な状況になっているのではないかという危惧がされております。このあたりの状況を今部局としてはどう考えておられるのか、お聞きします。

あと1点お聞きします。

第5次保健医療計画、推進されておりますけれども、3月になりまして——2月だったですかね、天草地域の保健医療推進協議会に参加しましたけれども、協議会で第5次の保健医療計画がどのように進捗しているのか精査する本当によい機会であると思えますし、住民の代表の方、施設の代表の方、さまざま医療関係の方出ていらっしゃると思えますが、なかなか——確かに評価等々各保健所等で作られた現在の状況等々の説明があるんですが、箇条書きが多く、そしてまた専門用語が多くて、地域の代表とか老人会の代表の方が、これをすぐに読めるかという絶対読めない状況なんですよね。でも実は、そういった医療が抱える問題というのを一番実感しておられるのは、そういった地域の代表であるとか施設の代表であると思えます。

県内どのような精査をされているか私はわかりません。天草地域のことしかわかりませんけれども、もうちょっとそういった協議会の充実を図るような資料の作成であるとか、そのあたりを統一して計画の状況をしっかりと推進していく体制をつくったらどうかというふうに思いますが、このあたりはどのよう

にお考えでしょうか。

○重村栄委員長 委員の皆さんに申し上げますが、もう1時を過ぎておりますが、この健康福祉部、病院事業の関係を済ませたいと思っておりますので、いましばらく御協力をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

今の質問。

○吉田少子化対策課長 ただいま、放課後健全育成事業、放課後児童クラブの現状につきましてお尋ねがございました。

放課後児童クラブにつきましては、昼間仕事をし、両親が子供を見れない世帯にとって、保育所を卒園して小学校に入ってからの子供の居場所づくりのサービスとして、非常にニーズが高うございます。年々箇所数ふえておまして、本年度は218カ所で、県内、これは中核市であります熊本市を除きますが、事業が実施されておまして、基本的には、県としては、それぞれ市町村が事業主体になりますが、御要望があった部分につきましては、施設整備費で予算化をしておりますし、運営につきましても、要望があつて拡充、拡大していく箇所につきましては、予算措置をとっているところでございます。

また、放課後児童クラブにつきましては、昨年末にクラブの運営のためのガイドラインというのもつくりまして、クラブの運営の質が保たれるような形でそういう施設長の方をお願いをしているところでございます。今後とも御要望に応じて対応してまいりたいというふうに考えております。

○岩田高齢者支援総室長 地域包括支援センターについてのお尋ねでございました。

まず、先ほどの認知症の診療相談体制強化事業における地域包括支援センターの位置づけでございますが、これは、いわゆる最初に申し上げました認知症疾患医療センターを設

置した場合、その関係する地域包括支援センターがそこと連携をとるためのいわば認知症対応力強化型の地域包括支援センターとして指定をいたします。したがって、もちろん本来の仕事として認知症対応は地域包括支援センターの業務にございますが、今回は特に、そういった指定をすることから、連携担当を置き、そのための費用、これは当然補助をいたしまして対応していただくという形にしているところでございます。

ただ、それはそれとしまして、一般的な話としての地域包括支援センターの状況でございますけれども、地域包括支援センターは――長くなりまして恐縮ですが、介護予防支援事業、いわゆる介護予防プランをつくる部分とそれから高齢者への総合相談支援、虐待対応等の二面性といえますか、2つの業務をやっております。それで、平成18年度から介護予防が入りまして、非常にそのプラン作成に追われるということから多忙感がございました。

推移を見ますと、各市町村とも、そういった中でやはり介護予防担当職員をふやすことが必要であるということから、例えば人数もふやしてきておまして、従来、平成18年度の場合は、1人で21件担当しておったものが、いわゆる習熟も図られることになってきて、1人で31件、担当職員の実数は、平成18年4月が255人から、平成20年4月で380人と担当職員もふえてきておるところでございます。例えば、この介護予防のプランをつくるために作成するための時間も若干減ってきております。そういう中で、徐々にそういった総合相談支援の役割といえますか、それが進んでいるというふうに一応見ているところでございます。

それから、予防プランの作成費用が非常に低いというふうなこともございまして、従来から国に要望しておりました。1件当たり4,000円というふうなことでございまして、こ

れがちょっとなかなかそれでは厳しいということから要望しておりましたところ、今回の介護報酬改定で4,120円ということで、私も要望しておりましたそこまでいきませんが、これは引き続き、やっぱり実態からして適正な評価といいますか、こういったことを国にも求めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○高橋医療政策総室長 保健医療計画についてのお尋ねでございますけれども、保健医療計画は、県全体の計画と、それからそれぞれの11医療圏でつくっております地域保健医療計画というのがございます。それぞれの圏域では、その地域医療計画について策定から進行管理を行っていただいているところなんですけれども、今回の医療計画では、いわゆる医療連携体制の構築というのが大きなテーマになってございます。

委員おっしゃるように、医療連携体制の構築といいますのは、地域でしっかり議論をしながら、その地域にふさわしい医療連携体制を構築していくというのが一番大事でございますので、まさしく地域においてそのような機能を持つことが基本になっていくというふうに思っております。

ただ、なかなかまだそこまで、計画もスタートしたばかりでございますので、そこまで機能を持っているような状況ではございません。ただ、資料等の説明等については、そこはしっかり整理をしながら、そして説明等についても工夫をするような、そういうことは必要だろうというふうに思いますので、地域の保健医療計画の推進については、ちょっとまたどういう進め方をした方がいいのか、こちらの方でも検討させていただきたいというふうに思います。

○重村栄委員長 いいですか。——ほかにご

ざいませんか。

○船田公子委員 ひとり親対策についてちょっとお尋ねいたします。

母子家庭と父子家庭とございますけれども、父子家庭については、今とても解雇や非正規雇用などの状態なので、父子家庭であっても必ずしも経済的には恵まれていない家庭もございます。経済的支援以外では、父子家庭にも行われていましたけれども、今こうやって父子家庭にも経済的支援をどういうふうな支援を行っていかれるか、ちょっとお聞きしたいなと思ったこと。

それから、母子家庭と父子家庭の件数、母子家庭の方が多分に多いと思うんですけれども、どれぐらいのパーセントがございませうでしょうか。違いがありますでしょうか。わかりますでしょうか。

○吉田少子化対策課長 今ひとり親家庭施策についてお尋ねがございました。

数の方から申しますと、母子家庭が県内で、これは今なかなか統計がとりにくい部分もありますが、1万9,000世帯でございます。正確には1万9,050世帯、少し前の数字になりますが、平成16年の数字になります。さらに、これに対しまして、父子世帯、父子家庭が同じ16年で2,525世帯ということで、割合としては相当な開きがございませう。

それで、父子世帯につきましての支援については、実は母子世帯への支援の柱となります児童扶養手当、年額にしますと、満額で約50万ほどございませうが、これにつきましては、手当ができた経緯等もありまして、現在父子家庭についてはその支給の対象にはなっておりませう。ただ、父子世帯につきましても、経済的な状況、県の実態調査等でも前回の調査よりも少し下がっているような状況にございまして、経済的な支援というのも求める声も大変高うございませうが、県の方では、1つ

には、従来から医療費、ひとり親家庭の親と子供が病院にかかられたときの医療費につきまして、母子家庭に対して市町村が支援する場合、県の方が支援をしておりましたが、平成19年度から、これは父子家庭にも拡大をいたしまして、父子家庭に対する医療費の助成というのは経済的な支援でやっております。

また、そのほか、父子家庭に対する手当というものを全国の市町村単位で実施しているところがございまして、県内では唯一宇土市が1世帯当たり月額1万円というようなことで、18年ころだったと思いますが、実施をされております。ただ、そうした手当につきましては、まだ県の方では難しいと思っておりますが、とりあえずは、緊急的な医療費について、母子を対象にしていたものを拡充して実施しているという状況にございます。

そのほか、経済的支援のほかには、特に父子家庭では、お子さんのしつけとか教育に悩んでいらっしゃる家庭が多うございますので、そうしたものにホームフレンドということで登録している学生を派遣する事業ですとか、いろんな情報提供、相談事業というのを現在やっているところでございます。

○重村栄委員長 よろしいですか。

○船田公子委員 父子家庭については、やっぱりさらなる支援の重要性があると思っておりますので、ちょっと考えていただきたいと思いません。

よろしく願いいたします。

○重村栄委員長 ほかにございませんか。

○平野みどり委員 短く。今回代表質問で取り上げようと思ってできなかったのですが、お願いなんですけれども、児童相談所の職員の方たちの過重労働というのは、かなりすごいという話を聞いていまして、なかなか福祉を経

験しなくて来た方たちも含めていらっしゃるということで、やはりここはとても重要なところでもありますし、児童相談所の職員として配置する場合、その方の適性とか、現場の過重労働の状況とか、そこら辺十分勘案してやっていただくように、少子化対策課の方にも質問の準備のときに伝えてありますけれども、ぜひ人事課の方にも部長の方からお伝えいただきたいなと思います。

以上です。

○重村栄委員長 要望でよろしいですね。

○平野みどり委員 はい。

○重村栄委員長 ほかにございませんか。

ないようでございますので、議案等についての質問は終わらせたいと思います。

次、報告事項について何かございますか。——いいですか。

ないようでございますので、質疑はこれにて打ち切りたいと思います。

一応予定しておりました午前中はこれで終了いたします。

休憩に入らせていただきたいと思っております。休憩時間、どのくらいとりましょうか。——45分とりましょう。いいですか。

じゃあ45分とって2時15分から始めさせていただきます。よろしく申し上げます。

お疲れさまでした。

午後1時27分休憩

午後2時15分開議

○重村栄委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

環境生活部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から資料に従い説明をお願いいたします。

担当課長は着座のまま結構でございますので、お願いいたします。

初めに、村田環境生活部長。

○村田環境生活部長 それでは、環境生活部関係の議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

今回御提案申し上げますのは、予算関係2議案、条例関係3議案の合計5議案でございます。

まず、第57号議案の平成21年度熊本県一般会計予算でございますが、総額122億7,700万円余を計上いたしております。

その主なものについて御説明いたします。

まず、水俣病対策につきましては、2月13日に開催された与党PTの会議で水俣病問題の最終的包括的解決の方向性が示され、救済策実現のための法案策定に着手することや、分社化素案に係る本県の懸念を払拭するよう十分調整することなどが確認されました。

当初予算直前のこうした状況を踏まえ、県としても、救済策が実現した場合にすぐ対応できますよう、当面必要な予算を計上いたしております。

なお、その後の法案の具体化に向けた意見調整の過程で、水俣病対策特別委員会と県の意見を主張いたしました。その意見の主要な部分を反映する形で最終調整が行われ、去る13日に衆議院に法案が提出されたところでございます。

この機を逃すことなく、県議会と一体となって、国の関係機関と連携しながら、救済策の早期実現に向けて、引き続き精いっぱい努力してまいります。

次に、地球温暖化対策についてでございます。温室効果ガスの排出量削減が緊急かつ重要な課題であり、県民総ぐるみで取り組んでおります。県内総排出量の5割以上を占める事業所対策として、排出削減計画書制度の導入を検討しますとともに、県民の省エネ、省資源行動が事業者の排出削減につながる仕組みを構築してまいります。

有明海、八代海の再生につきましては、有明海・八代海再生に向けた熊本県計画に基づき、水質環境の監視やみんなの川と海づくり県民運動による環境保全活動に取り組みますとともに、地域協働体制づくりを行ってまいります。また、有明海や八代海のCODや燐等の水質環境基準未達成地域における重点的な水質調査を実施いたします。

地下水対策につきましては、県と13市町村で構成します熊本地域地下水保全対策会議において、昨年9月、熊本地域地下水総合安全管理計画を策定したところですが、先月、具体的な取り組み等を定めた行動計画が固まったところでございます。今後、この行動計画に沿って、健全な水循環と水環境の保全、本県のすぐれた地下水活用に取り組んでまいります。

シカによる森林被害対策等につきましては、第3期特定鳥獣保護管理計画に基づきまして、適正な頭数に管理、誘導するため、引き続き、捕獲を行う市町村に対する補助を行いますとともに、捕獲体制の整備を図ってまいります。

廃棄物対策につきましては、公共関与による管理型最終処分場の建設について、地元への説明会や環境影響評価の実施等、施設整備に向けた取り組みを推進しますとともに、廃棄物の適正処理の推進や減量化、再利用、再生利用に取り組んでまいります。

消費者行政につきましては、地方消費者行政活性化基金を活用して、県及び市町村の消費生活相談窓口を強化し、安全、安心な消費生活の確保を図ってまいります。また、4月1日より消費生活センターを県庁舎に移転し、関係各課との連携強化を進めてまいります。

安全安心まちづくりにつきましては、地域防犯力の一層の強化及び交通事故の抑止に県民総ぐるみで取り組んでまいります。また、犯罪被害者等の支援について、被害者やその

家族または遺族が必要とします支援を適切に受けられますよう、各種施策を進めてまいります。

人権教育・啓発の推進につきましては、同和問題を初め、ハンセン病や水俣病をめぐる問題等、さまざまな人権問題の解決に向け、熊本県人権教育・啓発基本計画に基づきまして、県民の人権意識の高揚を図るための広報、啓発や人材育成等の取り組みを進めてまいります。

次に、第72号議案の平成21年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付に係る県債償還等特別会計予算でございますが、チッソ県債に係る元利償還金等の年間所要額及び特別県債によるチッソ株式会社への貸付金に加え、新救済策が実現した場合の一時金の支払い支援に係る経費を計上いたしております。

以上、一般会計と特別会計を合わせまして、環境生活部の予算総額は250億1,200万円余となります。

次に、第84号議案の熊本県環境センター条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、環境センター内にある環境シアターを新たに使用許可対象施設に追加し、その使用料の額を定めるものでございます。

次に、第85号議案の熊本県鳥獣保護センター条例を廃止する条例の制定についてでございますが、鳥獣保護センターの公の施設としての用途を廃止し、傷病鳥獣の受け入れ業務等を行う施設とすることに伴う条例の廃止でございます。

次に、第86号議案の熊本県交通補導員等災害見舞金支給条例を廃止する条例の制定についてでございますが、これは、これまで支給実績がないこと、それと地方公務員災害補償法等のほかの災害補償制度があることから、この制度を廃止することに伴う条例の廃止でございます。

このほか、光化学オキシダント測定局の増

設及び大気環境測定車の追加導入についてなど、8件について御報告をさせていただくことといたしております。

以上が今回の概要ですが、詳細につきましては、関係各課長から御説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○重村栄委員長 引き続き各課長から説明をお願いいたします。

楢木野環境政策課長。

○楢木野環境政策課長 環境政策課でございます。

平成21年度当初予算、総括表は59ページについておりますけれども、ただいま部長の方から説明申し上げましたので、個別に各課から御説明させていただきたいと思っております。

説明資料60ページをお願いいたします。

一般会計につきまして御説明を申し上げます。

まず、計画調査費、説明欄、右の方の1のエネルギー対策費でございますが、主な事業といたしまして、(1)ですけれども、電源立地市町村に対する交付金、(2)は八代市に立地する石油貯蔵施設に係る立地市及び周辺町に対する交付金でございます。

次に、公害対策費、説明欄1の職員給与費でございますが、これは平成21年1月現在の職員を対象に計上しております。職員給与費につきましては、環境生活部全体で16億9,500万円余となっております。職員給与費につきましては、各課とも同様の趣旨でございますので、以後各課の説明は省略させていただきたいと思っております。

次に、説明欄3の環境政策推進費でございますが、環境センター運営事業は、熊本県環境センターの指定管理部分を含めた管理運営に関する経費でございます。

61ページをお願いいたします。

説明欄のところの4の環境立県推進費で

ざいます。

主な事業といたしまして、(1)の干潟等沿岸海域再生推進事業は、有明海、八代海の再生に向けた地域の環境保全活動団体等への啓発支援や協働体制の整備等に関する経費でございます。

(2)のバイオマス利活用推進事業でございますが、バイオマスの利活用を推進するための普及啓発及び事業化支援に関する経費でございます。

(3)のくまもとEco燃料拡大推進事業でございますが、廃食油等から製造できるバイオディーゼル燃料について普及啓発や技術的支援に関する経費でございます。

(4)のストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進事業については、一部新規事業として、くまもとエコプロジェクト推進事業を429万8,000円、これは内容は2つございまして、1つは、一定規模以上の大規模事業所に温室効果ガスの削減計画と排出量の算定、報告を義務づける制度、これは究極的には条例でございますけれども、その検討。それから2つ目には、中小規模事業者の温室効果ガスの排出削減に応じて、その分を環境団体に助成する制度、これを盛り込んでおりまして、事業者の排出削減策の充実を初め、県民総参加による地球温暖化対策の推進を図っていく経費でございます。

(5)の環境立県くまもと推進普及啓発事業でございますが、県民の環境保全行動を促進するためのイベントの開催及びマスコミを活用した普及啓発に関する経費でございます。

62ページをお願いいたします。

チッソ県債償還等特別会計繰出金といたしまして、33億6,277万円余を計上いたしております。

これは、平成7年の一時金県債と特別県債の21年度の償還に係るもののほか、新救済策に係る一時金支払い支援に関する繰出金でございます。

以上、一般会計といたしまして、38億8,627万円余を計上いたしております。

続きまして、63ページをお願いいたします。

熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計についてでございますが、この特別会計は、チッソ支援に係る県の県債の償還、これは、元金、利子というふうに2段階ずつになっておりますけれども、上から行きますと、ヘドロ県債、それから患者県債、設備県債の分は、昨年20年度で償還が終わりましたので、今年度の計上はございません。それから、平成7年の一時金県債、それから一段書きになっておりますが、これは64ページの一番最後の下段になりますけれども、特別県債によるチッソ株式会社への貸付金及び、65ページになりますけれども、特別県債の約定償還、それから3段階目、4段階目の新救済策に係る一時金支払い支援のための出資金等を計上いたしております。

合計といたしまして、65ページの一番下の欄でございますけれども、127億3,448万円余を計上いたしております。

続きまして、条例議案について御説明をさせていただきます。

88ページに、済みませんが、飛んでいただきたいと思っております。

議案第84号熊本県環境センター条例の一部を改正する条例でございます。

改正の趣旨でございますが、熊本県環境センターの使用許可の施設を追加するため、関係規定を整備するものでございます。

改正の内容は、環境シアターを使用許可の対象施設として、その使用料の額を定めるものでございます。

施行の期日については、平成21年4月1日といたしております。

環境政策課分については以上でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○福留環境保全課長 環境保全課でございます。

説明資料66ページをお願いいたします。

公害対策費の説明欄2. 環境政策推進費の主な事業、石綿健康被害救済給付事業は、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき設置されております石綿健康被害救済基金へ県としての応分の拠出を行うものでございます。

次に、公害規制費の説明欄1. 公害防止指導費の主な事業として、大気生活環境対策事業は、騒音、悪臭、振動に関する地域指定や市町村への技術的支援を行うとともに、航空機騒音調査を行うものでございます。

説明欄2. 公害監視調査費でございますが、主な事業として、(1)の大気汚染監視調査事業は、大気汚染の常時監視等を行う事業でございます。

続きまして、67ページをお願いいたします。

説明欄2のダイオキシン類対策事業は、ダイオキシン類の常時監視等を行う事業、(3)の大気環境測定機器更新事業は、老朽化した大気汚染常時監視の測定機器を更新する事業でございます。

以上、環境保全課としましては、2億700万円余を計上いたしております。

続きまして、報告事項の23ページをお願いいたします。

光化学オキシダント測定局の増設及び大気環境測定車の追加導入についてでございます。

平成18年6月に本県観測史上初の光化学スモッグ注意報を発令し、平成19年度も発令しておりますことから、国が定めた設置基準に基づき、4局増設するものでございます。

なお、あわせて、機動力のある大気環境測定車を追加導入することとしております。

1の大気汚染常時監視測定局の増設及び注意報等の発令地域の見直しについてでございます。

現在の光化学オキシダント測定局19のうち、県設置は12局でございますが、専門家で構成する検討委員会で検討していただきました(1)から(4)に記載してございます4カ所に4局を増設して、発令地域も、現在の12局を分割しまして16地域にすることとしております。24ページの地図に大きな黒丸印が4カ所ついておりますが、その4カ所が増設する4局の位置でございます。

なお、本件につきましては、先議分で御説明をさせていただいたところでございますが、再入札するという必要が生じておりますので、なるべく早く設置できますよう、現在事務手続を急いでいるところでございます。

23ページ、2の大気環境測定車の追加導入でございますが、宝くじ助成金で3月中に導入し、平成3年に導入しました現在の測定車も可能な限り使用しながら、監視の強化を図ることとしております。

3の今後の予定につきましては、記載のような会議、あるいは訓練を行いまして、これからの実際の発令に備えたいと思っております。

続きまして、25ページをお願いいたします。

騒音・振動・悪臭に関する規制地域等の見直しについてでございます。

平成20年2月に環境審議会からいただきました見直しに関する基本方針に沿って、現在見直し作業を進めております。

1の騒音につきましては、前回の見直しが平成11年で行ったので、それ以降の都市計画法の用途地域との整合を図るために行うものでございます。

2の振動につきましては、騒音と同様に、原則として全域を規制地域とするもの。

3の悪臭につきましては、市町村によっては全域規制、一部規制、全域未規制というふうなまちまちでございますので、これを原則として全域を規制地域とするものでございます。

4の今後の予定につきましては、4月初旬施行予定で現在作業を進めているところでございます。

環境保全課につきましては以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

○小嶋水環境課長 水環境課でございます。

委員会説明資料の方にお戻りいただきたいと思っております。

68ページをお願い申し上げます。

68ページ、2段目の計画調査費でございます。1億4,300万円余を計上しております。

主なものとしましては、右端説明欄1. 公営企業貸付金でございますが、これは企業局が経営する工業用水道事業会計の資金不足を補てんするため、一般会計から貸し付けを行う仕組みがとられてございまして、21年度における所要見込み額を計上しているものでございます。

なお、2月補正予算に係る先議の際にも御説明しましたが、平成20年度から企業債の資本費平準化債の発行が認められたことなどにより、昨年度の当初予算より貸付額が減少しているところでございます。

次の2の水資源開発調査費でございます。

説明欄、(1)に記載しておりますが、新規事業としまして、熊本の水「夢戦略」事業に取り組みます。質、量ともにすぐれた本県の地下水ブランドを国内外にアピールし、地域イメージの向上や高付加価値化など、地下水の戦略的活用を検討するための経費でございます。

(2)の熊本地域地下水保全協働推進事業でございますが、この事業は、浸透力の高い白川中流域の転作田に水をためて、地下水の涵養などを行う事業でございます。

次に、69ページをお願いいたします。

公害対策費でございます。800万円余を計上しております。

主な事業は、説明欄記載の地下水位の監視事業、これは、県内に29カ所設置しております観測井で地下水位の常時監視を行う事業でございます。

次に、公害規制費でございます。6,200万円余を計上しております。

主な事業は、説明欄1. 公害防止指導費として790万円余、この事業は、水の作文コンクールや水の学校など水環境教育の推進、それから、川や海の一斉清掃活動等を行います。みんなの川と海づくり県民運動等に要する費用でございます。

2の公害監視調査費5,420万円余は、(1)水質環境監視事業及び、次の70ページに記載しておりますが、(3)地下水質の監視事業でございます。これは、水質汚濁防止法等に基づきまして、県内の河川、海、湖沼、地下水の水質調査を年間を通じて実施するための経費でございます。

また、70ページの中段の(2)でございますが、水質環境重点調査事業は新規事業でございます。来年度から、有明海、八代海の水質環境基準未達成海域におきまして、水質や底質につきましての重点調査を実施する事業でございます。

その下の欄の環境整備費でございます。4,900万円余を計上しております。

説明欄に記載しておりますが、上水道費などに係る費用を計上しております。

まず、(1)の上水道費は、水道法に基づく水道事業の認可、市町村の水道施設の維持管理の指導監督、飲用井戸等の行政検査などに係る費用でございます。

次の(2)水道未普及地域解消支援事業でございます。

これは、水道普及率の向上を図るため、市町村が行う水道水源の開発に対する補助事業でございます。

(3)の水道広域化施設整備利子補給事業でございますが、これは、平成15年度から、上

天草・宇城水道企業団が、環不知火海圏域広域的水道整備計画に基づき行う八代工水の上水転用に係る施設建設費等に対しまして、企業債の利子償還金の助成を行う事業でございます。

次に、71ページをお願いいたします。

工業用水道事業会計繰出金 2億800万円余でございます。

説明欄に記載しておりますように、企業局、工業用水道事業の遊休施設に係る企業債元利償還金等に係る繰出金でございます。

以上、水環境課では6億1,300万円余をお願いしております。

よろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、委員会の報告事項26ページをお願いいたします。

26ページは、報告事項の3でございますが、熊本地域地下水総合保全管理計画に基づく第1期行動計画の策定についてでございます。

経緯のところに書いてございますが、部長あいさつの中でも触れてございましたが、20年9月に、県と熊本地域13市町村が共同しまして、平成36年度を目標年次とする総合保全管理計画を策定したところでございます。

この計画に基づきまして、引き続き具体的な取り組みを進めるための第1期行動計画づくりを進めてまいりました結果、去る2月16日に行動計画を地下水保全対策会議において策定したところでございます。

2の第1期行動計画の概要でございますが、策定主体は熊本県と熊本地域13市町村、計画年度は、これ、前期、後期、第1期でございますが、5カ年ということで、21から25年度、(3)の計画の趣旨につきましては、先ほど申し上げましたように、管理計画に基づき具体的な取り組みを進めるために、地下水涵養対策、節水対策、地下水保全対策、熊本県地下水保全条例の見直し、地下水保全の普及啓発、地下水の持続的水循環確立のための仕組みづくり、この6つの対策を柱に取り組み

のロードマップをつくったところでございます。別冊でA3判の厚いものを配付しておりますかと思いますが、次の27ページで概要を御説明申し上げます。

そちらの方は後ほどごらんいただきたいと思っております。

27ページに図をちょっと書いておりますが、左の方が、9月議会で御説明申し上げました管理計画でございます。平成36年度の目標としまして、目標涵養量、採取量、水質保全目標を掲げているところでございます。

その右の方の箱の中でございますが、第1期行動計画、今回策定いたしましたものでございますけれども、AからFまで施策の柱を立てております。Aの地下水涵養対策、①白川中流域水田湛水事業の拡充、台地部への水田湛水事業の拡大、新たな湛水事業の検討、雨水浸透ますの設置促進等を進めていくというところでございます。

これで申しまして、目標のところ、左の方でございますが、7,300万立方メートル確保の目標に対して、第1期で3,020万立方メートル程度の確保を目標に頑張っていくというところでございます。

Bは、節水対策として、水道事業の改善対策、工水、農水の適切な水管理等を掲げております。

Cの地下水質保全対策につきましては、地下水汚染の将来予測のためのシステムの構築でございますとか、地下水保全型企業の評価制度の導入でございますとか、そういったところを掲げているところでございます。

Dの熊本県地下水保全条例の見直しにつきましては、21年度、22年度までに案を固めるというところで現在作業を進めることとしているところでございます。

Eの地下水保全の普及啓発につきましては、引き続き取り組んでまいります。

Fの仕組みづくりにつきましては、4つそこに掲げておりますけれども、地下水の活用

方策の検討、それから地下水のブランドづくり、それから団体間のネットワークづくり、それから、④のところ、組織の一元化あるいは財源の負担方式の検討、これらにつきましても、22年度を目途に作業を進めていくこととしているところでございます。

続きまして、28ページをお願いします。

28ページは、20年度の水俣湾の水質、魚類等の水銀調査結果でございます。

これも毎議会説明をしてきているところでございますが、1の(1)制度の趣旨に書いてございますように、13年3月に策定いたしました水俣湾環境対策基本方針に基づきまして、中長期的視点からモニタリングをやっているところでございます。

(2)に調査項目、調査時期でございますが、今回の御報告は、水質、地下水、底質、それから動物プランクトンでございますが、それぞれ表の中の右の方でございますが、10月ないしは2月に実施した結果が出てきているところでございます。

3の調査結果でございますが、①2月に実施した調査におきましても、水質、地下水ともにすべての地点で総水銀は検出されてございません。②10月に実施しました底質につきましては、下欄に表がございますけれども、総水銀、3地点すべて暫定除去基準値以下でございました。

次のページをお願いいたします。29ページでございます。

④10月に実施しました動物プランクトンについては、次のとおり大きな変動はなかったということで、20年10月、0.06ppmでございますが、ppmでございますので大変細かい数字になっておりますけれども、通常の変動範囲内ということで大きな変動はなかったと御報告を申し上げますところでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○久保自然保護課長 自然保護課でございます。

21年度当初予算について御説明申し上げます。

説明資料の72ページをお願いいたします。

まず、鳥獣保護費でございます。

説明欄にて主なものを説明させていただきます。

2の鳥獣保護事務費につきましては、野生鳥獣保護思想の普及啓発や違法捕獲等の指導取り締まりに要する経費でございます。

3の(1)の鳥獣保護対策費につきましては、鳥獣保護区等の制札整備やイノシシ等の有害鳥獣捕獲に要する経費でございます。(2)の特定鳥獣適正管理事業につきましては、森林に多大な被害を及ぼしておりますシカの生息数を適正な密度に誘導するために市町村が取り組む有害捕獲等に要する経費でございます。

5の鳥獣保護センター費につきましては、後ほど述べさせていただきますけれども、傷病鳥獣等の救護に特化する鳥獣保護センターの管理運営経費でございます。

次に、73ページをお願いいたします。

自然保護費でございます。

1の自然公園保護事業につきましては、自然公園内の開発行為等に係る許認可に要する経費及び公園の清掃活動に取り組む団体への補助等でございます。

2の(1)の自然保護普及啓発事業につきましては、県民を対象といたします自然環境講座等の実施に要する経費でございます。(3)の希少野生動植物保護対策事業につきましては、希少野生動植物の保全を図るための経費でございます。

次に、74ページをお願いいたします。

観光費でございます。

2の(1)の自然公園利用事業につきましては、九州自然歩道や自然公園内のビジターセンター、トイレ等の施設の維持管理を市町村

等に委託するための経費でございます。(4)の自然公園(観光)施設UD整備事業につきましては、自然公園施設、来年度は、大観峰トイレ、兜岩トイレ、いずれも阿蘇地域でございますけれども、それらの地域における駐車場、歩道の改修、トイレのUD化、外壁の改修等に配慮した整備を行う経費でございます。

以上、自然保護課の合計予算額につきましては2億8,600万円余をお願いしております。

次に、資料の90ページをお願いいたします。

議案第85号熊本県鳥獣保護センター条例を廃止する条例の制定についてでございます。

次のページで概要を説明させていただきます。

鳥獣保護センターにつきましては、昭和56年10月、御船町に開設されました。鳥獣の保護や鳥獣に関する資料の展示などの業務を行ってまいりました。しかし、開設から約30年が経過し、展示施設が古くなってきたことと改修には費用の問題があること、教育や普及啓発事業につきましても、インターネット等の発達によりさまざまな情報が得やすくなっており、ほかにも実施可能な施設があることなどの観点から、熊本県行財政改革基本指針により、業務内容等の見直しを行い、傷病鳥獣の受け入れを中心とする業務に特化し、本年度末をもって展示業務等については廃止することとなりました。

したがって、今回、熊本県鳥獣保護センター条例を廃止する条例を提案させていただいておるところでございます。

地方自治法244条に規定する公の施設としての用途を廃止するというところでございます。どうぞよろしく申し上げます。

なお、今年4月からは、条例にかわりまして、熊本県鳥獣保護センター管理運営要綱を制定いたしまして、傷病鳥獣の保護及び保護についての指導、助言などの業務を継続していくとともに、動物病院との連携強化や傷病

鳥獣保護ボランティア等の拡充についても取り組んでいくこととしております。

続きまして、報告事項の31ページをお願いいたします。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例(案)の概要でございます。

この条例の中で、鳥獣保護法における狩猟免許試験手数料ほか3件の額が改定されております。これにつきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴うものでございまして、いずれも100円の減額となっております。

なお、本条例につきましては、総務常任委員会に付託されております。

自然保護課は以上でございます。

○山本廃棄物対策課長 説明資料の75ページにお戻りいただければと思います。

当課は、環境整備に3億4,168万2,000円を計上しております。

まず、右側の1の一般廃棄物等対策費でございますが、(1)の一般廃棄物等対策費は、市町村の各種処理施設への立入検査等に要する経費でございます。

(2)のごみゼロ推進県民会議事業は、当県民会議が行っておりますマイバッグキャンペーンの実施等に係る経費でございます。

次に、2の産業廃棄物対策費でございますが、(1)の産業廃棄物適正処理事業は、法に基づき産業廃棄物の排出事業者や処理業者に対する検査、指導等に要する経費でございます。

(2)の自動車リサイクル推進事業は、法に基づきまして、リサイクル事業者に対する検査、指導等に要する経費でございます。

次のページをお願いいたします。

(3)の不法投棄等防止対策事業は、県下10の保健所で不法投棄の監視、指導等を行っております監視指導員に係る経費でございます。

の深さや水位、水質等の調査を今年度2回実施しております。今後とも周辺地下水の分析を行うこととしております。

34ページをお願いいたします。

2の今後の取り組みでございますが、(1)の地元の理解促進に向けた取り組みにつきましては、これまで地元説明会など全力を挙げて取り組んでおりますが、地元では、施設の必要性は御理解いただくものの、産業廃棄物に対するイメージや施設の安全性の不安から、建設に係る最終的な合意は得られていない状況でございます。引き続き、環境アセスメント手続や井戸調査、実施設計などさまざまな機会を通じて、また、調査結果等を具体的にお示ししながら、事業の必要性、安全性など丁寧に御説明申し上げ、地元の御理解を得ていくつもりでございます。

21年度は、近く出される見込みの環境影響評価方法書の知事意見を踏まえまして、約1年間の現地調査を行い、準備書作成着手を目指すこととしております。

(2)の地域振興策でございます。

今後、地元の町や地域住民の方々の御意見を賜りながら、地域振興策を策定する考えでございます。

以上でございます。

○谷崎水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

まず、21年度の当初予算の説明をさせていただきます。

説明資料にお戻りいただきたいと思っております。

資料の78ページをお願いいたします。

右側の説明欄に沿って御説明をいたします。

公害保健費の主な事業といたしまして、説明資料1の公害被害者救済対策費の(1)水俣病関連情報発信事業でございますが、これは、NPO法人との連携によりまして、水俣病の

教訓を踏まえた環境の大切さを学習する機会を設けるなどの取り組みに要する経費でございます。

(2)の水俣病関連情報発信支援事業でございますが、これは、県が行います(1)の事業とは別に、水俣病発生地域の市、町が行う水俣病に関する教訓などを伝えていく取り組みを支援するための経費でございます。

(3)の環境福祉モデル地域づくり推進事業でございますが、これは、19年度に設立しました保健福祉医療の関係機関25機関で設立しました水俣病被害者のための保健福祉のネットワーク、この運営に要する費用及び毎年5月1日に行っております慰霊式を初めとする水俣病犠牲者への慰霊に係る取り組み、そして、もやい直しの取り組みを支援するための経費でございます。

説明欄2の水俣病認定患者保健福祉事業費でございますが、これは、水俣病認定患者の方々お一人お一人の御家庭を訪問して、いろいろ御相談に応じるための経費でございます。

次のページをお願いいたします。

説明欄3の水俣病総合対策事業費のうち、(1)水俣病総合対策費等扶助費は、医療手帳及び保健手帳等を所持する方に対する医療費等の支給に要する経費でございます。

(2)の水俣病総合対策事業は、今申し上げました医療費等の支給に要する事務費と水俣病発生地域の住民の健康診査を老人保健法に基づく診査とあわせまして、各市、町に委託して実施するための経費でございます。

(3)の胎児性・小児性患者等の地域生活支援事業でございますが、これは、胎児性・小児性患者の方々が地域で安心して暮らしていただけるように、在宅での生活支援や施設整備を行う法人等への補助に要する経費でございます。

(4)の新救済策推進費でございますが、これは、水俣病被害者のための新たな救済策が

実現した場合に対応するための当面の経費で
ございます。

以上、水俣病保健課の合計51億6,200万円
余を計上いたしております。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

次に、水俣病対策の状況等につきまして御
報告をいたします。

1枚紙の報告資料をごらんいただきたいと
思います。

恐れ入ります。ちょっと別冊で、一緒にな
っておりませんでしたので、申しわけござい
ませんが、1枚紙で裏表でございます。

水俣病対策の状況につきまして、前回厚生
常任委員会以降の主な経緯について、まず御
説明いたします。

昨年の12月25日の県議会水俣病対策特別委
員会で、水俣病被害者救済の早期実現に関す
る要望書を採択されまして、年明けの1月7
日に、特別委員会の正副委員長から、与党P
T等に対して要望していただきました。

1月15日には、蒲島知事が鹿児島県の伊藤知
事とともに、環境大臣に対しまして、水俣病
問題早期解決のための要望を行っていただき
ました。また、あわせて、与党PTの園田座
長に対しても、チッソの分社化の検討に関す
る要望を行ったところでございます。

それから、3月5日に自民党水俣問題小委
員会及び公明党の水俣問題小委員会が開催さ
れました。水俣病被害者救済等特別措置法案
が示されました。

3月6日に与党PTの会議が同法案を了承
いたしまして、3月13日に国会に提出された
ところでございます。

なお、戻りまして、2月15日の日に、関西
訴訟最高裁判決以降では4回目となります認
定審査会が開催されたところでございます。

2番目に、3月6日の与党PTの会議で、
与党PT後の園田座長の発言としてまとめて
いただいたことを記載させていただいており
ます。

法案の御了承をいただいたという御報告が
まずありまして――裏をお願いいたします。

公明党と熊本県から、法案が被害者救済を
目的とするものであることや水俣病被害者の
位置づけなどを明確にするために、前文をつ
くって書き込んでもらいたいと提案されたの
で、前文を入れるかどうか、入れるとしたら
どんな文案にするか協議すると言われまし
て、最終案としては、協議の結果、前文が追
加されたところでございます。

地域指定の解除につきましては、そのこと
を目的として書いたのではない、これまでの
間にやらなければいけないこと、いわゆる救
済措置の実施、認定申請の処分、それから紛
争の解決といったことが書いてあり、それら
のことをすべてしないといけない、最終解決
の最後にプログラムとして地域指定解除とな
るというふうに明言されました。

そのほか、民主党とも今後協議をしていく、
それと、被害者団体とも話を進めたいとい
うことをお話しになりました。

それから、3番目の認定業務の状況につ
いてでございますが、認定申請の状況は、本
年2月末現在で3,743人というふうになって
おります。

それから、(3)認定審査会につきましては、
先ほど御報告しましたように、2月15日に最
高裁判決以降第4回目の認定審査会が開催さ
れました。最高裁判決以降の認定申請者50
人の審査が行われたところでございます。

それから、水俣病に関する裁判の状況につ
きましては、各裁判ごとに口頭弁論等が行わ
れておりますが、状況の変化はあっておりま
せん。

以上でございます。

○田中水俣病審査課長 水俣病審査課でござ
います。

当初予算について説明いたします。

説明資料の80ページをお願いいたします。

下の段の公害保健費でございますが、説明欄1の公害被害者救済対策費につきましては、主な事業としまして、水俣病認定審査会の運営や水俣病認定申請者の方に対する検診等に係る経費を計上しております。

2の水俣病総合対策事業費につきましては、認定申請後1年を経過した方などに医療費等を支給する治療研究事業扶助費に係る経費を計上しております。

以上、水俣病審査課の当初予算といたしまして、合計6億7,700万円余を計上しております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○山地食の安全・消費生活課長 食の安全・消費生活課でございます。

資料の81ページをお願いいたします。

消費者行政推進費でございますが、3億5,300万円余を計上いたしております。

まず、説明欄2の消費者行政推進費でございますけれども、(1)の消費者行政推進対策事業は、多重債務相談市町村サポート事業において、平成22年度の改正貸金業法の完全施行に向け、カウンセラーを設置し、市町村への助言や実地指導を行って窓口設置を支援するものでございます。このほか、関係法令に基づく事業者の指導等に要する経費でございます。

次に、(2)では、新規事業といたしまして、地方消費者行政活性化事業ということで、消費者行政活性化基金から7,900万円余を取り崩すとともに、一般財源を621万円余計上いたしまして、総額8,700万円余の事業費を計上いたしております。

主な内容といたしましては、市町村に対し、消費生活センターの新設や窓口機能の拡充等のための補助金を交付するほか、県も、中核センターとして強化するため、専門相談アドバイザーの設置や人材育成の養成講座を実施

する等、県及び市町村の消費生活相談窓口の強化を図るものでございます。

説明欄3の消費生活センター費でございますが、(1)の運営費において、消費生活センターの跡地売却に要する地積測量費、登記委託料や建物つきで売却できなかったときの解体費用等を計上いたしております。

1枚おめくりいただきまして、(2)及び(3)におきまして、消費生活センターの相談員による各種相談への対応や出前講座等による周知啓発に要する経費を計上いたしております。

次に、農業総務費でございますが、2,900万円余を計上いたしております。

まず、(1)のJAS品質表示指導事業は、JAS法等食品表示制度の普及啓発や巡回指導の充実に努めるとともに、抜き打ちでの立入調査やDNA鑑定の費用も計上し、監視指導を強化するための経費でございます。

(3)の食品検査体制整備事業でございますが、保健環境科学研究所の検査機器のリース料等を計上しており、引き続き、残留農薬等検査を充実強化し、食に対する安全、安心を確保するためのものでございます。

(4)の食育総合推進事業でございますが、関係機関と連携し、県民大会の開催や、市町村や地域における取り組みを推進するため、市町村の計画策定支援や地域におけるネットワーク構築、連携のモデル事業等を行うものでございます。

以上、合計で3億8,211万7,000円余の予算措置をお願いいたしております。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

次に、報告事項の35ページをお願いいたします。

第2次熊本県食の安全安心推進計画の策定について御説明申し上げます。

本計画は、平成18年度から今年度までの3カ年を計画期間として取り組み中の熊本県食の安全安心推進計画の次期計画として、熊本

県食の安全安心推進条例第7条に基づき策定するものでございます。

本計画は、食の安全、安心確保のための具体的取り組みと達成目標を定めた行動計画とし、くまもとの夢4カ年戦略等と調和を図りながら、平成21年度から23年度までの3年間を計画期間として実施することといたしております。

基本的施策として4つの柱を掲げておりますが、まず、①の生産から消費の各段階での食の安全性の確保では、生産履歴記帳、自主検査の促進や輸入食品の監視、また、新たに消費段階の取り組みを加え、消費者相談体制の充実等を図ることといたしております。

②の正確でわかりやすい情報の提供では、事業者の適正表示の促進、県の監視指導の徹底等。

また、③の関係者の相互理解と信頼関係の確立では、新たにリスクコミュニケーションの促進を加え、行政、事業者、消費者の意見交換による情報共有や相互理解の促進を図るほか、新たに農林水産業への理解と共感の醸成を盛り込み、地産地消や都市と農山漁村の交流の促進等を図ることといたしております。

④の食の安全安心確保のための体制の充実には、これを新たに柱立てし、①から③の施策推進の基盤を整備するとともに、問題発生時には、関係部署と連携した対応、県民への的確な情報提供等を行うことといたしております。

3の策定スケジュールでございますけれども、これまで庁内協議や県民会議のワーキンググループ等の意見聴取を行った上で、本年1月に知事を会長とする食の安全対策会議を開催し、2月末までパブリックコメント手続を実施したところでございまして、今月中に計画を策定する予定といたしております。

37ページ以降に計画の概要等を添付させていただきますので、後ほどお目通しい

ただければと存じます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○高野交通・くらし安全課長 交通・くらし安全課でございます。

資料の83ページをお願いいたします。

まず、交通安全対策促進費でございますが、これは、交通安全に関します諸施策推進のための経費で1,206万9,000円をお願いしております。

説明欄1.交通安全総合対策費の主な事業でございますが、(1)指導奨励費は、交通安全対策の推進に関する会議や研修会の開催、交通安全功労者の表彰等に要する経費でございます。

(2)県民参加型飲酒運転根絶等特別啓発事業は、飲酒運転の根絶と多発しております高齢者の交通事故防止に努めるため、県民の視点を取り入れましたテレビ広報により、広く県民の交通安全意識の啓発を図るものでございます。

2の交通安全思想普及費は、市町村担当者等への助言や指導、研修会等を通じたの交通安全意識の高揚を図るもので、3.交通事故被害者対策費は、交通事故相談所におきまして、交通事故の被害者等から事故に関する各種相談に対応するための事業であります。

次に、84ページをお願いいたします。

諸費でございますが、462万4,000円をお願いしております。

説明欄の社会参加活動推進費の(1)犯罪の起きにくい安全安心まちづくり推進事業は、地域防犯リーダーの育成や地域におきます自主防犯活動団体の情報、意見交換会の開催、防犯用チラシ、リーフレットを作成しての広報啓発、安全なまちづくりの推進モデル事業を行うものであります。

(2)犯罪被害者等支援推進事業は、県民、民間支援団体、警察、行政等の連携共同によ

りまして、犯罪被害者等を支援する仕組みづくりを推進するための事業であります。

次に、青少年育成費でございますが、558万8,000円をお願いしております。

説明欄、青少年育成費の(1)少年保護育成条例実施事業は、少年の健全な育成を図るために、青少年に有害な図書や玩具類等の指定及び指定等に伴います少年保護育成審議会、映画委員会の開催等を行う事業でございます。

85ページの(2)熊本県ジュニアチャレンジ事業は、小中学生及び高校生約110人を対象としまして、異年齢集団を編成、生活体験や沖縄県少年との交流活動等を通じて、夢と思いやりを持った少年を育成するための事業でございます。

以上、合計で1億1,346万1,000円をお願いしております。

次に、条例関係でございます。

93ページをお願いいたします。

議案第86号熊本県交通補導員等災害見舞金支給条例を廃止する条例についてであります。

同条例は、各市町村単位に設立されました交通安全対策協議会と知事が指定される公共的団体の長が委嘱した交通補導員、現在交通指導員でございますけれども、交通安全指導に従事中交通事故により死亡または負傷した場合に見舞金を支給するというものであります。

現在の交通指導員は、各市町村長から直接委嘱を受けており、事故等が発生した場合には、地方公務員災害補償法など、他の災害補償制度の適用を受け救済されるため、同災害見舞金制度を廃止することに伴い、同条例を廃止するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○佐藤人権同和対策課長 人権同和対策課で

ございます。

説明資料の86ページにお戻りいただきたいと思っております。

まず、諸費でございますが、人権啓発推進費2,712万円余をお願いしております。

内訳といたしましては、(1)人権施策推進事業144万円余でございます。

これは、県民の代表の方々から県の人権施策や啓発事業などについて御意見を伺う熊本県人権施策啓発推進委員会や県内の行政、民間団体などが一体となって人権の啓発を推進します熊本県人権啓発推進協議会などを運営する経費でございます。

(2)人権啓発活動市町村委託事業2,567万円余でございます。

これは、法務省からの全額国庫の委託で、市町村が人権フェスティバルなどの各種人権啓発活動を行うものでございます。

次に、社会福祉総務費2億5,118万円余をお願いしております。

これは、このうち、2の地方改善事業費1億8,291万円余についてでございますが、主なものは次の2つでございます。

(1)地方改善事業費1億5,106万円余でございます。

これは、市町村が設置します隣保館等の運営に対する補助、国庫が2分の1で県費が4分の1などでございます。

(2)人権問題連携調整費3,185万円余でございます。

これは、行政や諸団体などと連携して人権問題解決のための啓発活動などに取り組むための経費でございます。

以上、総額2億7,831万円余をお願いするものでございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○福岡人権センター長 人権センターでございます。

予算関係の87ページをお願いいたします。

諸費の人権啓発推進費でございます。

その内訳といたしまして、説明欄の(2)の広報・啓発事業でございますが、これは、県民の人権意識の高揚を図るために、テレビ、新聞などを活用した啓発や人権フェスティバル等の開催に要する経費でございます。

(3)の研修・人材育成事業でございますが、県内の企業や地域における人権教育啓発に係る人材育成のための各種研修会等の開催に要する経費でございます。

(4)の相談事業でございますが、人権に関する相談窓口の運営に要する経費でございます。

(5)の市町村連携支援事業でございますが、これは、市町村における人権教育啓発の取り組みへの連携支援や資料提供、情報提供等に要する経費でございます。

センター合計1億2,007万円余をお願いいたしております。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○重村栄委員長 以上で環境生活部からの説明が終了いたしましたので、議案等について、まず質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

○大西一史委員 75ページ、廃棄物対策課にちょっとお尋ねですけれども、この中で、一般廃棄物等対策費がついてはいますが、特に一般廃棄物については、市町村が主なメインで大体いろいろルールを決めてやっていくということなんです。以前もこれは私も本会議あたりで質問させていただいたんですが、分別収集が県内で非常に差があるということで、きちんとガイドラインを決めなさいよということで、現在はその分別収集ガイドラインというのが、これはもうつくられて、17品目に分別をするのが望ましいというようなガイドラインをつくっているはずで

それとあと、第5期の分別収集促進計画あたりも策定されたというふうに思いますけれども、市町村の今のそういう分別収集、あるいはリサイクル率の取り組みということについて、毎年これは公表するよということについて提案を以前しまして、これは公表されているんじゃないかなというふうに思いますが、きのうちょっと県のホームページ見る限りでは出ていませんでしたけれども、私の探し方が悪かったのかどうかちょっとわかりませんが、現状、どういうふうな、要はリサイクル率というのは上がっているのかどうなのか、分別収集というのが進んでいるのかどうなのか、その辺ちょっとどういう状況かをお聞かせいただきたい。

それからもう一つは、公表について、今後どのように対応していかれるのかということをちょっと教えていただきたいと思います。

○山本廃棄物対策課長 まず、公表の話でございますが、これは8月のたしか4日だったと思いますけれども、18年度の——これは年度はこのくらいおくれるものですから、申しわけございません。県内の一般廃棄物の排出処理の状況の概要ということで実は公表させていただきまして、実はマスコミでも取り上げていただいた記憶がございます。

済みません、ホームページは、私もちょっときょうはチェックをしたんですが、載っていないければ載せるようにいたします。それはすぐやります。

まず、排出の状況でございますけれども、総量としましては、現在約65万トン程度、県下ですけれども、出ていまして、これは前年より、ごくわずかですけれども、0.03%ということで減少しております。ただ、一般廃棄物は1日1人当たりで勘定するものですから、1日1人当たりは、前年度が951グラムだったのが、18年度が953グラムとわずかにふえた勘定になっております。人口で割ると、

こういうふうになってしまいますので、こういうことで数字になっております。そういうことで、少しずつは全体の量は減ってきているんだと思っております。

それから、リサイクル率でございますが、これは、前年度が16.2%だったものが17.2%ということで、リサイクル率はわずかに上ってきておると思っています。長い目で見ると、もっとレベルは上がっていると思っております。

以上です。

○大西一史委員 これは、私もずっと数年来これは聞きながら追っかけてきている話なんです。やっぱりなかなかこのリサイクル率——でも、それでも1%でも向上したということであれば、それはもう結構なことだというふうに思うんですが、どうしても市町村の行政によるものですから随分ばらつきが県内で出てくると。一番効果が大きいの都市部ですね。ですから、熊本市あたりの取り組みというのは相当大きくこのリサイクル率にかかってくると思うんですよ。

ですから、これはもう熊本市も独自でやられていることだとは思いますが、県下全体を見たときに、これは熊本市のリサイクル率というのは非常に悪いですよ。ですから、この辺をもう少し、県が指導というわけにはいかぬでしょうけれども、しっかり助言をしていただいて、この辺のリサイクル率、県全体上げていただくようお願いをしたいというふうに思います。

それと、ついだというか、同じ廃棄物対策課なのでお尋ねなんですけれども、不法投棄の防止対策事業というのが、これ、76ページついています。不法投棄については、最近余り以前のような悪質な例というのは聞かれていないんですが、昨年というか、今年度でも昨年度でもいいんですが、傾向としてどういうふうな状況なのかをちょっと教えてください。

い。

○山本廃棄物対策課長 最近、法制度がこの10年ほどにわたって非常に厳しいものに変わってきたせいもあってだろうと思っておりますが、大きな不法投棄というのは見つかりませんが、やはり我々としては改善をしなければいけないと思われるようなものが実はございまして、平成19年度の数字で恐縮なんですけれども、142件見つかりしております。その前の年が223件と。これは年によって少しずつ変動しますんですけれども、そういうことで、毎年パトロールをしておる関係上発見をさせていただいて、そして改善、指導しているところでございます。

○大西一史委員 それでも142件あるわけで相当あるんですが、実は私がちょっと心配しているのは、不法投棄でも、家電とかそういったものが今後ちょっと出てくるんじゃないかなと。実はテレビが、デジタル家電への買い替えというか、地デジということになりますと、これは対応が相当いろいろ、電気屋さんとかでも相当リサイクルということに関しては徹底されるというふうに思いますが、やはりあちこちで、山の中とかいろんなところにまだまだ捨てられているという事件があちこちあります。これがやっぱり2011年か、ですから、間もなくだろうと思いますが、それまでに買い替えが相当進むとなれば、やはり引き取りに費用がかかると、リサイクルに費用がかかるということになると捨ててしまえという非常に安易なことが起きやしないかと思っておりますので、この点についてはもう答弁は要りませんが、そういうことを見据えながら、ちょっとその辺の対策もよく考えておいていただきたいということを要望しておきます。

以上です。

○中原隆博委員 廃棄物対策課の方にちょっ

とお尋ねいたしますけれども、ちょっと説明
の中ではなかったんですが、関連しますので、
よろしいですか。

○重村栄委員長 はいどうぞ。

○中原隆博委員 例えばアルミ缶のたぐいで
すね、これは熊本市は条例化して、それを勝
手に持っていった場合には厳罰に処すという
条例が制定されたと思うんです。現に、例え
ば、私が知っている中でも、警察をやめたO
Bの方、これは不意のいろんな形でやめざる
を得なかったと。非常に泥酔した人から後ろ
から殴られて蜘蛛膜下出血状態になったと
か、いろんな生活の中での、あるいは職場の
中におけるそういう人々もいらっしゃるわけ
です。

私が申し上げたいのは何かといいますと、
そういう人たちは、いろんなところに行って
もなかなか就職がないという中で、もう自分
の飯の種と思っただアルミ缶そのものもと
ったら厳罰に処すというような形の中で、じ
ゃあ私たちはどうやって生きていったらいい
んですかというようなお話もあるわけです
ね。

だから、これはアルミ缶をとったらいかぬ
とか、それは条例で熊本市は市で決まったこ
とでもありますし、それまでに私はこの問題
も取り上げてきたという経緯で、県も熊本市
を指導なさった経緯というのものもあるかもし
れません。しかしながら、その厳罰に処すとい
う形の中で、じゃあ何か犯罪でもしなければ、
背に腹はかえられぬというようなことだ
って十分考えられると思うんです。ついぞそれ
は犯罪に走るというようなことを防いでい
かなければならない。とるなとか、あるいは、
それは業者委託だから業者に任せるとい
う部分からするならば、売り上げが減る
じゃないかというの、それは商売上一理
はあると思うんですが、その辺の問題を
どう考えておら

れるのか、どうあるべきだと思っておられる
のか、あわせてお聞かせいただければあり
がたいと思います。

○山本廃棄物対策課長 今の一般廃棄物の
ごみの収集に伴うというか、毎週決まった
ときにアルミ缶を出しなさいと、それを
収集される前に一般の方が持っていかれ
ると、それに伴う話だというふうに御理
解すればよろしいかと思いますが、申し
上げたとおり、まず、これは第1に、
一般廃棄物でございますので、市町
村の方の管轄ということになります
ので、私の方からどうのこうのと、
まずストレートにどうするとい
うことは申し上げにくいと思
いますが、あれは、私どもとしましては、
やはりまず原則としては廃棄物
はきちんと適正に処理をされる
べきだということでございま
すので、適正な処理ができる
よう市町村がきちんと収集す
べきだというのは第1の原則
だと思っております。

それから、済みません、犯罪とか、も
しくは生活の問題とこの問題がどう
つながるかという話でございま
す。特に持ち去りの問題を多
分おっしゃっておられると思
いますけれども、これも、所有
権をどっちのものにするか
とか、そういう問題で裁判が
全国でも起こっておりまして、
きちんとした所有権、例えば、
もう市に出したんだったら市
のものになるんで、それを
持っていけば、やっぱりそれ
は犯罪になるというような
議論もたしかあったと思
います。が、そういったよう
なことで適正な処理という
観点からきちんとその辺は
整理されていけばよろしい
かと思っております。

済みません、ただそれが、生活保
護とか、そういうことになり
ましたらまた別問題として
考えさせていただきたい
と思っております。

○中原隆博委員 私が言いたいのは、もう生

活保護を受けてもやっぱりやっていけないとか、それによって一家離散とか、いろんな形が起こっているわけですね。だから現に、もうそれは条例としてそれは決まったことに対して云々はないけれども、そういうところをもう少し、これはもう車のハンドルじゃないけれども、そういったものを厳罰に処していくという形であるならば、再就職が不可能な人に対して、それは絶対できませんよというようなことに対する、もう少し大所高所からの指導があってもよかったんじゃないかと、そういうことに対してどう思っておられるかということ——なかなか難しいことと思うんですが、我々、理屈じゃわかるんですが、しかしながら、きょうあした食うに困っている人たちに対してまでもそういう仕打ちを果たしていいのかという、私は行政の気持ちを酌ませていただきたいという思いで申し上げたわけです。

○重村栄委員長 よろしいですか。——ほかにございませんか。

○城下広作委員 68ページの例の新規事業の地下水の熊本の水「夢戦略」事業、本県のすぐれた地下水を国内外にアピールしてということで、これは具体的には熊本の地下水のこういう飲めるという、ペットボトルとかいう、こういう例えば商品があれば、こういうのもどンドン表に出していこうということに頑張っていくのかなと読み取れるんですが、そういうことなのかということと、一方で、地下水の飲用でPRできる部分と、企業誘致でIT関係に洗浄水として非常にいい水ですから企業に来てくださいと、水はただですからということで戦略的によく頑張っておられたことも事実でございまして、この辺の絡みと、いわゆる水という形で、本当においしいから、これをがんがん国内外に出していこうという、この辺のちょっと関係をどう考えている

かということ。

○小嶋水環境課長 確かに非常に大義的な言葉で一応書いておりますので、今先生がおっしゃられたような御疑問も出てくるかと思えます。

私どもが、今回この熊本の水「夢戦略」事業ということで事業化をしようかなというふうに考えておりますのは、これにつきましては、まず、先ほども申しあげましたように、本県のすぐれた地下水というのが非常に戦略資源であると。これはもう諸外国も含めまして水が非常に枯渇してきている、特に地下水につきましてはその傾向にあると。それが熊本の場合には潤沢に今のところあると。ただこれは、限られた資源、ある意味ではそういう資源だもんですから、やっぱり適切な水循環というものを構築しないと、熊本の水とても水量、水質ともに安泰というわけには、今の現状もそういう状況ではございませんので、そういった熊本の宝であるこの地下水資源というものをしっかり守っていくと。これがまず第1の基盤にございます。

ただ、そうはいいいながらも、先ほど申しあげましたように、この戦略資源というものを保全だけという形では、なかなかそれはやっぱりうまく使い方とは言えないんじゃないかなと。それで、活用というものを考えた場合に、今先生もおっしゃっておられましたように、ウォータービジネスといえますか、ペットボトルに詰めて売るとか、そういうふうな形もそれは確かに一つのバリエーションではあるかと思うんですけれども、そういったことではなしに、主として水が持っているその付加価値というものをしっかり引き出して、ブランド化を図り、そして熊本の地域イメージというものを対外的にアピールをし、さまざまな形で活用をしていこうと、そして保全活動にもつなげていこうと。ただ、その過程の中で、先ほどもおっしゃっておられました

ように、企業誘致にもそれを生かしていただくろうし、観光振興、地域振興にも生かしていくことができるだろうし、ある意味では、そういう水そのものの価値に着目した活用の仕方みたいなものもあるかもしれません。そういったことをしっかり考えていくための事業をこの夢戦略の中でやっていこうと。

具体的には、まず、県下の湧水源の基礎調査をやって、これもしばらくやっていないもんですから、約1,000カ所ほどあるというふうに言われておりますけれども、まず、この基礎調査をしっかりやって、どの程度の地下水資源といいますか、そういったものが賦存しているかということをもっとしっかり調べよう。そしてその上で、どういう形でこれを保全していくのか、そしてまた活用していくのか、そういったことを有識者で構成します熊本水の戦略会議みたいなものも設置しようというふうに考えておりますので、そういう形で広く検討をしてみたいと、そんなふうに思っております。

○城下広作委員 大体意味わかりましたけれども、具体的に水のよさを知るには、飲んでもらうという形の売り方の水のPRの仕方、もう一つは、工業で、きれいな水だからこそ、逆に言えば、企業が立地するという条件になるという水の使い方とかアピールとか、こういうのがいろいろあると思います。ただそれは、痛しかゆしで、どんどん水を使うものに逆に言えば縛りがないと、とにかく潤沢に使うだけ使う、枯渇する。だけど、それを余りセーブすると、逆に言えば企業が来ないと。

ちょっと私も何回も質問したことがあって、いわゆる水というのは、逆に言えば、これだけ大事なものになる、次は石油よりも水の世界になる、戦争になるだろうと言われていろいろ注目されている。そのときに、これがずっと——たまたま地下水に恵まれているから、ただであっていいのかと、そこには

ある程度税ということも過去に考えたこともある。こういうことも真剣に考えながら、しっかりと大事な水だからこそ皆さんには応分の負担といいますか、使う方にはその部分のことが発生してもいいのではないかとという考えもあっていいのではないかと私は個人的にはそう思っています。

また、一方で、今外国の方に輸出するものとして、やはりこれは水というものを、かなりある意味では大事な戦略になり得ると思って、ある程度余裕があるなら、熊本市なんか水をちゃんと売っていますがね、ああいうものとか、また、県内でいろんなところで水なんか売するようなビジネスも考えられないことはないなということも、これはあっているんで、特に中国なんていうのは、牛乳を最近送った送らぬという話で話題になっておりますけれども、水だけでも商売になるかもしれないということも、富裕層には水だけでも商売になるような可能性もあると。いろいろと戦略的に考えられるのかと思う。

一方で、その後、2番目にあります地下水保全の事業ですけれども、熊本市がいわゆる菊池台地とかというところに水田との契約を結んで、いわゆる直接補てんをして、水を張ってもらうという事業あるんですけれども、これは、こういうことはどんどんと——休耕田の場合で、とりあえず休ませているよりは水を張った方が温暖化にも、例えば水田の機能の保全にもいいというふうに聞いておりますし、その辺もどんどんある意味では事業が、まだまだ私は県は進めて広げてやってもいいのではないかと思います。そういうのが総合計画とかいろんなのにリンクしてくるのでしょうから、どんどんと頑張っていただきたいと思いますので、ぜひまたよろしく願います。

○大西一史委員 水環境課、ちょっとお尋ねなんですけれども、この上げてある予算の中

で、水とみどりの森づくり税あたりから入っているお金というのはどのくらいあるんですかね。

○小嶋水環境課長 水環境課でございますが、水森税の方からの分は入っていなかったと思います。これはもう先生方御存じのとおりでございます、条例上使途というのが入っております。それで、今のところ水とみどりの森づくり税という形になっておりまして、頭に水というのが入っているものですから、そういった形で水回りの事業にも充当できるのではないかなという感じもあるんですけども、実際はこれは、森林が持っている保水能力の広域的機能に着目した税という構成をとっておりますので、今のところその使途の中には入っていないと、そういうことでございます。

○大西一史委員 わかっと思ってわざと聞いたんですが、つまり、この使途についても、やはり県民の、あれ、県民税の超過という形で取っているわけですよ。だから、あくまでも、さっきの城下委員の方からもいろいろ税制の話もちらっと出たものですから、やはりその使途についても今後議論をしていくべきじゃないかなというふうに思ったわけです。

せっかくいただいて、大事な1人500円ずつ——取られていると思っている人は意外とわからないという人が結構多いんですけども、聞いてみると。やはりこういったものも使途に入れることによって、まあ、ただ単に森を——森林のそれは保全という意味ではすごく大事なことはありますけれども、やはり連携をしながら、こうやって貴重な財源を使っていくという考え方も今後私はしていかなければならないと思うんですね。

そういう観点で、水環境課の方でも、そういった使途についても検討できないかどうかということも考えておいていただければと思

います。

以上です。

○重村栄委員長 ほかにございませんか。

○平野みどり委員 まず、61ページの干潟等沿岸海域再生推進事業というのと水環境課の水質環境重点調査事業、ともに有明海、八代海ということで、荒瀬ダムが河口近くにあるということで、荒瀬ダムの影響というのはなくはないという発言を知事もされていると思うんですが、ただ、今まで有明海、八代海、特にここでは八代海ですが、に関しての定点的なあるいは長期間にわたる調査はしていないので、それがどんなふうに水産資源に影響しているのかはわからないというような答弁があるわけですけども、今回のまず水環境課で言うと、水質や底質についての重点的な調査と、さらに、環境政策課に関しては、再生に向けた地域活動の支援ということで、この結果を受けてどういうふうな形の活動を支援していくかという、これとこれはすごい連携をしているんじゃないかなというふうに思っているんですが、課同士ではそういうようなお話になっているのかということ。

それと、水環境課に関しては、この調査に関しては、どういったスパンで、時間軸で、それとその重点調査、地点ですか、ポイントされるのかということについてももう少し伺いたと思います。

○森永環境政策監 環境立県推進室でございますが、最初に、有明海再生の全体の動きの中での今、平野委員からもお話がございました当課の干潟等沿岸海域再生普及啓発事業とそれから水環境課の事業との関係でございますけれども、この干潟の沿岸域の再生事業につきましても、いろんな再生に向けてのハードの事業等が各事業部局で取り組まれておりますけれども、やはり啓発というか、意識の

改革というのが大事なテーマでございまして、再生に向けていろんな身近なところでの、それこそ家庭の残飯処理でございましてとか、海岸の清掃等でございましてとか、そういういろんな取り組みを各地域、具体的にことし八代と玉名の方で、いろんな環境関係の活動団体とか、漁協さん、あるいは地元行政等入って定着するような、そういうソフトの取り組みと申しますか、そういうのができないかということで今検討させていただいているところでございます。

そういった水、あるいは海岸のいろんな水質、海域の環境全般について啓発して、また取り組みにつなげていくという運動でございまして、水環境課の、この後説明もあると思っておりますが、これについては、海の中の水質についての原因の検討等やっている事業でございまして、これは全体、有八の県の計画の中に位置づけたそれぞれの事業ということでございまして、連携して進めさせていただいているところでございます。

○小嶋水環境課長 ただいまの質問の中でも出ておりましたけれども、水環境課といたしましても、水循環のやっぱり最初とゴールに当たるのが海だと思うんですね。最初に海から始まって、また海に返ってくるというふうな形でございまして、それで、そういう大切な海域環境の保全というものは、より質の高い形で維持されることが望ましいというのが基本的に私どもも考えているところでございます。

ただ、そういったも、一方で、有明海、八代海の水質、近年も赤潮の発生等も続いておりますし、特に海域の一部では、水質環境基準を満たしていない未達成海域もあることも事実でございまして。

陸域からの汚濁の負荷の抑制につきましては、有明海・八代海再生計画に基づきましていろんな取り組みが進んでまいっております

し、また、県の方でも、工場、事業所の排水基準を平成17年に改正をいたしまして、3年後の20年4月に試行もいたしてきたところでございます。そういった面から見ますと、なかなかやっぱり海域の汚濁のメカニズムというのがわかりづらい面があるということで、私どもの方といたしましても、今回、この重点調査の中で、環境基準の未達成海域の中のモデル海域を中心といたしまして、もう少し通常の水質調査の中では把握できない鉛直方向と申しますか、縦方向の濃度分布でございまして、底質の状況でございまして、そういったところを重点的に調査をしてみようということで取り組もうとしているこの重点調査でございまして。

内容的には、従来やっておりました環境基準点におきますところの常時監視と申しますか、これはもう年間を通じてやっておるわけですけれども、それに付加したような形で調査項目の中に、全燐、燐関係、燐、窒素あたりを中心としながら調査項目を設定いたしておりますし、調査地点につきましては、八代海の中北部海域ということで、どちらかといいますと、湾奥部とそれから球磨川の地先、もちろんこれは、先ほどおっしゃっておられましたように、荒瀬ダムの影響にささかでも海域面から一応迫ってみようかなということで、そういう地点を調査しようということでございまして、そういう形で調査ポイントを設定いたしまして、できれば、21年度から5年程度かけまして調査を実施しているかなというふうに考えているところでございまして。まだちょっと先の予定は詳しくはあれなんですけれども、21年度に八代海、22年度、23年度あたりに有明海の方も調査をしながら、調査データを積み重ね、分析を重ねてまいりたいと、そんなことを今考えているところでございまして。

○平野みどり委員 数週間前に県立大の堤先

生のお話とかも伺ったりしたんですけども、大雨が降った後の八代海の状況というのが、ちょっといろいろ問題だな。先生は、国土交通省の事業でそういう調査をされたりしているんですね。県立大ですから県の関係の大学でもありますし、そういった国交省とか、いろんなところからの事業でやられているような調査等も連携をしてやっていただきたいなというふうに思っています。

何か県が調査していることと、その県立大で調査されていることが重なってうまく相乗効果が出ていくような調査にさせていただいたらなというふうに思っていますので、要望としてお願いします。

○重村栄委員長 ほかにございますか。

○城下広作委員 個人的に感想といいますか、この議会でよくイノシシとかシカとか猿とか、そういう猿害が、非常にそういう動物の話題が結構多かったなというふうに思っています。かなり我々の知らないところで困っているというふうに思ったんですけども、私たちは食肉を食するために、牛や馬、豚とか、いろいろ肥育とかやりながらやるんですけども、逆に肥育しないでたくさん自然界にいて、多くて困るとなると、これをとって食べるというか、本来の形でやると、何かありがたいというふうになる、昔のイメージではそうあるんですけども、有害鳥獣と言われる、これを例えばとって食べるというそういう形でもっと有効になるようなことは全く考えられないのか、現実にもっと一般の食料として出回ることというのはなかなか難しいのか、それ、ちょっとよくわかりませんが、ちょっとこれを確認したいなど。

例えば、奄美とかあちらの方では、ハブがいて、これは大変危険だから、1匹とると5,000円ということで、行政から、逆に役場に持っていくと5,000円もらうということで、

ばんばんそれが、とることがビジネスになって、逆に言えば、薬なんかいいハブは使うということで、いいバランスがとれているというのがあるんですけども、このイノシシとかシカとか——猿を食うというのはいちよっとなかなかできぬでしょうけれども。イノシシとかシカとか、本来なら食べる習慣もあるが、この辺なんかどうなんでしょうか。

○久保自然保護課長 食べるというふうなことですけども、答えていいのかわかりませんが、自然保護課とすれば、野生鳥獣との共生といいますか、そういったものが基本的な話でございまして、基本的にはとってはいけないと。とっていい場合は狩猟ですね、狩猟という概念がございまして、当然狩猟ということは、それなりの鳥獣資源を何からかの形でとって食べると、活用するというふうなことで成り立ってきたということで、そういった部分については規制緩和ということで、狩猟においては、期間、あるいは狩猟鳥獣というふうな形で定めまして、現在やっている。

猿については、非狩猟鳥獣でございまして、そういった場合にもとりません。猿を食べるというのは、ある地域でちょっと話があったようですが、なかなかそれはないです。

シカについては、実は、昭和の時代は、私も大分山に行きましたけれども、ほとんど見なかったと。平成に入ってから急激にふえてきたという状況でございまして、恐らく食べるという、山奥の一部の地域では食べるという習慣があったんでしょうけれども、恐らくそういった考え方はなかったと思う。急激にふえてきて、非常に慌てて食べているという状況が今日まで続いているという状況でございまして。

イノシシにつきましては、これは戦後の記録がありまして、捕獲という形でやっていま

して、これも球磨地域を中心に食べるという、食という形で捕獲をするという、これは文化がございました。ただ、御承知のように、天草地域なんていうのは、平成5～6年ごろ急激にふえました。それと、熊本地域もおろすことはおったんでしょうけれども、食べるという考え方はなかったと。県北もこれは同じだと思います。

そういった部分で、急激にふえていまして、それと食べるという考え方がうまくマッチングしていない状況は現実にふえているのかなというふうに思います。

自然保護課でこういった話をしているのかどうか分かりませんが。

○村田環境生活部長 食べるという視点で言うと、イノシシの方はどちらかというところたくさん食べられる状態、シカの例でちょっとお話ししますと、実は3年間で管理計画をつくってあるんですが、実は約4万頭殺す計画なんです。自然保護課でその計画をつくっている非常に残酷な話の状態、いわゆる殺処分という形になるんですが、うまく食べる方向につないで、もっと自然にいかないかという話は実はあるんですけども、シカの場合、肉はどうしても血の処理が問題になると。屠殺して数時間後に血の処理をしないと美味しく肉は食べられない、そういう意味で割とこじんまりした使い方は可能だけれども、あの重たいのを引っ張ってきて行く間にもう食べられなくなる。だから、結果的に埋めるというふうな場面が多い。

そういう意味では、シカの肉をそういうことで食べるようにしてどこかに囲い込んで、そこでそういう食肉用としてやるという方法はあると思うんですが、球磨の方面で若干そういう試みもありますけれども、今大量に食文化として云々というところまでなかなかうまく転がっていない。結果的に、牛みたいに牧場で飼って、それを肉の方につないでいく

ということは可能なんではなかろうけれども、そこが非常に難しい状態で、ただ、3年間で4万頭殺しても実は減っていないんじゃないかというふうに言われているようでございます。

だから、結果的には、特に林業への被害がとてつもなく大きい。それが里山までおりてきて、だんだん農作物の被害までなっているということで、今やってもやってもその被害が減っていない。それが今回議会でたまたま象徴的にイノシシと猿とシカ、3つ一遍に出たわけですけども、そういう意味では非常に実は悩みが多いことになっておりまして、市町村に権限をおろす話とか、市町村でいわゆる、これは農政の方になりますけれども、農業被害を少なくするための施策としてやる、そこら辺の連携の中でどういうふうにするか、林業家の方々から言わせると、全然実効性が上がっていないがゆえに非常に我々責められるという、しかし自然は守らなきゃいかぬ。余りやり過ぎますと、例えば、猿なんか特に動物保護団体からのプレッシャーというのは相当ありますので、結果的に猟師さんたちも、威嚇銃といいますか、上に向かって撃つしか撃てなくなる。しかしそれでは猿は死なない。これは悪循環になっている。

実は、非常にそういう悩みの多い状態で仕事をやっているということで、並行して今言われたような食べるということの中でうまく減らせないかということも一つの研究のテーマであろうかというふうに思っております。それは、いろんな地域団体あたりとの中で模索はしたいと思っておりますけれども、なかなかうまくいっていないというのが実は正直なところと思っております。

猿は、特に東北方面は食べる文化があるみたいですね。九州では食べる文化がないということで、猿はやっぱちょっと——質問でもあつてましたけれども、手を合わせるというのがありましたけれども、なかなか難しい。

ちょっと悩みを吐露したところでございます。

○城下広作委員 私も猿は食べ切らんとお思いますけれども、シカとイノシシは食べたことがあるからあれですけれども。やっぱり答弁を聞いていると、その地域その地域でかなり深刻で、とにかくいわゆる人間の情だけで済むことではない。現実には人間の生活を脅かすものの一線を越えたら、それはやっぱりある程度の量を規制していくというためには、捕獲と申しますか、いろんな処理もしなければいけない。また、埋めるということだって、その4万頭ぐらいだったら相当埋める場所だってこれは苦勞するだろうと思うし、何か有効な手だてと申しますか、これはもうずっとこのままこまねいていたら、まただれかがイノシシの話、シカの話というふうに堂々めぐっていきますので、真剣にこの際考えるべきじゃないかというふうに思います。

○重村栄委員長 ほかにございせんか。

○大西一史委員 ちょっと何点かありますが、済みません。

1つは確認です。86ページの、これ、人権同和対策課ですけれども、地方改善事業費がついていますが、この市町村が設置する隣保館等の運営指導等に関する経費ということで1億5,000万円余です。これは隣保館って県内何カ所あるんですかね、大体。

○佐藤人権同和対策課長 人権同和対策課ですけれども、県がかかわっているものが19館ございます。それと、隣保館的な事業、広域隣保事業と申しますけれども、それを行っているものが2館、合計21あります。

○大西一史委員 この21館に対する補助というか、あれで1億5,100万円ですかね、とい

うことだと思います。この中身というのは、補助というのはどういうあれですかね、運営費というのは、人件費とかそういうのがかなりかかるんですか。

状況を教えてください。

○佐藤人権同和対策課長 大半は、今おっしゃったように人件費であります。例えば、館長みたいな人がいますし、あと、館にいる職員の人々の相談事業とかの活動費、それとか、館がありますので、そちらでいろんな講座とかそういったものを作って、つまり、その周辺におられる方、いろんな方に来ていただいて交流をしていただきたいということが大きな目的になっております。

○大西一史委員 わかりました。じゃあそれは結構です。続けて、済みません。

それと、83ページ、高野課長、交通・くらし安全課のところですけれども、実は、この交通安全総合対策費ということで出ていますが、これは事業をやるに当たっては、例えば青少年の関係の団体であるとか、あるいは県関係の団体であるとか、そういったところとの連携というのはどういうふうになっていきますか。何か連携してやるということですか、それとも単独でこの交通・くらし安全課の方でできる事業をやるということなんですかね。

○高野交通・くらし安全課長 交通安全対策促進費の……

○大西一史委員 いや、総合対策費のいろいろ事業の中で、例えば、これは表彰の制度はあれなんですけれども、例えば交通安全思想普及費とか73万3,000円ですから、そんなに大きくはないんですが、例えばこういうものとか、それから交通安全意識啓発、これは研修会だから市町村というふうなことになるう

かというふうに思いますが、この辺は、じゃあ特段そういうことは自分のところの団体でということ、よその関係の団体でやるということはないんですかね、何か共同してやるとかそういうことは。

○高野交通・くらし安全課長 振興局単位で各自治体の担当者あたりを中心として、地域の活動されている方を集めていただくという形はとっておりますけれども、いろんな資料の作成、広報啓発資料の作成からいろんな手続面についてはうちの方で現在やっております。

○大西一史委員 実はこれ、なぜそういうことを聞いたかということ、例えば、最近実は交通安全に関しての非常にクレームが多いのが、例えば高校生とか大学生の自転車の無灯火であるとか、非常に危険なスピードを出したりですね、自転車あたりですね、そのマナーの悪さというのが非常にあるということで、確かにこういう飲酒運転のあれとか、それからあれはあるんだけど、交通安全意識の啓発とか、例えばそういう学校との連携とかですね、これはもうその辺は教育委員会とかあるいは警察本部の方である程度予算化されるところはあろうかというふうに思いますが、その辺との連携というのは当然やっていかないかぬのかなというふうには思います。

ですから、予算がここでつくつかないということは別にしても、事業として一緒にやっていく、そして相乗効果を出していくというようなことをぜひ考えていただきたいということ、これ、要望としてお願いしておきますので。

○重村栄委員長 何かありますか。

○高野交通・くらし安全課長 交通安全推進

連盟のメンバーとして一応警察、教育委員会すべて入っておられます。それで、各地の交通安全運動またはいろんな対策をする場合には、皆さん集まっていただいて、それぞれの機関、団体においての取り組みあたりをお願いしておりますので、その点の連携というのはきちとなされているものと考えております。

○大西一史委員 わかりました。

あと、もう1つ、ごめんなさい。これは水俣病保健課、水俣病対策特別委員会でいろいろ聞いていますので、もう余り長くは言いませんが、ただ、この新救済策推進費でこの3億7,500万円、当面の対応ということで対応されるというあれですけども、この法案が与党から国会に提出されて、その後のリアクションも随分変わってきたわけですね。

例えば、先日の報道では、被害者団体の一部、出水の会ですか、与党、こういう法案に対しても完全に救済策について拒否をするというふうな話が出ている。あるいは民主党の方からも一時金の金額を明示した形で法案を出す予定と、まだ出していないということですが、出す予定ということで報道がなされておりました。

こうしたちょっと特別委員会の後にも少し状況が変わりましたので、そういった状況についてはどういうふうにとめているのかというのを、これはもう部長でも課長でも結構ですが、ちょっとお答えをいただきたいというふうに思います。

○谷崎水俣病保健課長 先般の委員会以降、委員会の中でも意見書をまさしく与野党一致して提出いただくということで、御決議いただいたところではございますけれども、確かに、その後一部の団体の方、これは報道等によりますと、環境省が法案の説明に回っているさなかにいろんな御意見が出ているという

ことがあります。それと、民主党さんの方でも今月末ないしは来月の初旬にでも案を出されるという――。

前段の団体の方でございます。これにつきましては、前回の与党PTのときも、先ほど報告いたしました、園田座長の方が取りまとめをされたときに、民主党さんあわせて、各団体とも話をするということをお伺いしております。まだその動きは私どもの方としては伝わってきていません。その先陣を切って環境省が先に説明に来られているんだろうなと思いますが、公明党の江田先生の方にも一緒になって団体に対する御理解いただくための働きかけをしたいということをおっしゃっていただきましたので、とりあえず法案が13日の日に提出されましたけれども、今後審議過程の中で団体との協議もなされていくようになるというふうに思っております。

とりわけその中で、出水の会の団体加算金の話は、これはもう当初から出ておりますけれども、私もちょっと非常に悩んでおりますけれども、このあたりにつきましても、団体としては、与党PTのメンバーに対して再三御要望されています。前回平成7年のときに、各団体に対してそういう団体加算金が折り込まれたということで、今回の解決にあっても、その団体加算金を考慮していただきたいという主張でございました。この行方についても、我々としても、与党PTとその団体との問題とはいえ、これは注目をしていきたいと思えますし、私どもとしても団体との接触を図っていきたいと思っております。

それから、民主党の案につきましては、民主党さんは一応、先ほど言いましたように、独自の案を出されるということで、これもまだ、知事答弁でも申し上げましたが、正式に私どもに対して何かの形の案が固まった形でお示しされている部分ではないと思えます。これは、仮にそういう案をお持ちでまた提出される状況の中でも、これは、前回特別委員

会の中でも全会一致で一応議決を求められましたように、与野党の中で政策間の協議というのを、それは頻りにやっていただいて、これは政局の中でそれそのものをやろうとして、政局に左右されるようなことがないようにという御意見が出ておりました。我々としても、ぜひそういう方向で与野党の協議がなされていっていただければというふうなことで、本当にこれも注目しながら、またそういう期待を込めております。

○大西一史委員 この問題について、また、進捗状況とか、いろいろ議論の状況を踏まえて、また特別委員会などで審議をすることになるというふうに思いますが、当面今スタートしたということで、それはいろいろ批判も出ているというのは、これはもう当たり前だろうというふうに思います。私自身も、それは今までのいろんな分社化の議論も含めてですけれども、相当チツソに対しても嫌なことを言ったし、いろんなことを言ってきました。国に対しても非常に批判的なことを言ったこともあります。

ただ、そうはいっても、やっぱり何としても一日も早い救済を、残された方々、被害者の方々にしたいという思いがあつてこうやるとるわけですから、そういう意味では、こういったいろんなリアクションが出るのは、私たちが法案が、多分これはもう県の執行部の方もそうだと思いますけれども、この法案がベストだとはだれも思っていないだろうと思います。しかし、やはり現実的な解決策ということを探る中では、やはりこの案をベースにやはり歩み寄るように努力をしなければ、これはもうそれこそ今後の、これが頓挫してしまうと、本当未来永劫この解決というのは閉ざされてしまうというふうに非常に懸念をしております。

ですから、一番大事な時期であろうかというふうに思いますので、そういう意味でも、

この被害者団体、当然国に対しては、知事が国会に対しては、与党、野党問わずにしっかり働きかけるといこともおっしゃっておられますから、特に県の執行部としても、特にこの被害者団体あたりともできるだけざっくばらんな形で、ざっくばらんにはいかないでしょうが、しっかり連携といいますか、接触を図って、やはりそういう点を探っていただきたいということを、これはもうお願いをしておきます。

以上です。

○重村栄委員長 ほかにございませんか。

ないようでございますので、議案についての質疑はこれにて終了したいと思います。

次に、報告について質疑をお受けしたいと思いますますが、報告についての質疑ございますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○重村栄委員長 ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○重村栄委員長 ないようでございますので、以上で質疑を終了いたします。

ここで、健康福祉部及び病院局の入室を求めますので、5分ほど休憩をしたいと思います。

再開後に議案等の採決を行いますので、よろしく願いいたします。

じゃあ、しばらく5分ほど休憩をいたします。

午後4時3分休憩

午後4時12分開議

○重村栄委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第57号、第60号、第72号、第77号及び第84号から第86号について、一括して採決したいと思います。異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○重村栄委員長 異議なしと認めます。一括して採決をいたします。

議第57号外6件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○重村栄委員長 異議なしと認めます。よって、議案第57号外6件については原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、本委員会に今回付託されました請願を議題とし、これについて審査を行います。

それでは、請第27号について、執行部から状況の説明をお願いいたします。

木下薬務衛生課長。

○木下薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

請第27号について、状況を説明いたします。

この請願の趣旨は、改正薬事法の関係省令に規定されました郵便等による販売、いわゆる通信販売ができる医薬品を整腸薬などの第3類医薬品に限定せず、第2類医薬品である漢方製剤などの伝統薬についても認めるよう、国に対する意見書の提出を求められているものでございます。

具体的には、平成18年に薬事法が改正されましたことに伴い、本年2月6日に関係省令が公布され、医療機関向けでない、いわゆる一般用医薬品のうち、胃潰瘍薬などの第1類医薬品と漢方製剤や風邪薬などの第2類医薬品につきましては対面で販売することとされ、インターネットなどの販売は、情報提供が十分でないという理由から規制がなされました。

その結果、熊本県内の伝統薬企業8社が行ってきました電話での会話等による伝統薬の通信販売につきましても、これと同様にみなされ、本年6月からはできなくなります。これまで県では、省令原案の段階から国に対して県内の伝統薬企業の状況を説明し、これまでどおりの販売ができるよう原案の見直しの

要望書を提出するなど強力に働きかけを行ってまいりましたが、原案のまま省令が公布されたものでございます。

省令公布後の今月2日には、知事が厚生労働大臣と直接会って、これまでどおり伝統薬の通信販売ができるよう要望したところでもございます。

本県内の企業各社は、自社の伝統薬を熟知した薬剤師が、相手の症状などを確認した上で、薬の飲み方や効能効果や注意事項等を詳しく説明し、電話等で十分に情報提供をいたしております。しかも、これまで利用者からの健康被害などの報告もなく、対面販売に全く劣ることのない販売形態であると考えております。

執行部といたしましては、厚生労働省に設置された検討会において、引き続き通信販売のあり方等についての議論がなされる予定でございますので、その動向を見きわめながら、全国の伝統薬企業で組織する団体などと連携し、また、各都道府県にも協力を求めながら、伝統薬の通信販売ができるよう国に強く求めていくことといたしております。

以上でございます。

○重村栄委員長 ただいまの説明に関しまして質疑はございませんでしょうか。

○平野みどり委員 私も基本的にこれは賛成なんですけれども、薬品をネットで買って薬害に遭ったという方が、これはやっぱり規制すべきだというふうな御意見とかも出てたりするんですが、それに対して、この伝統薬の通信販売を維持するということで、そういった御心配に対しての手だてみたいなのというのは、この法律等に盛り込めるんでしょうか。

○木下薬務衛生課長 基本的には、製造・販売者が責任を持って責任をとることが第一義的にございまして、万が一医薬品によ

る副作用による被害がありました折には、国の措置といたしまして、医薬品機構という制度の中で被害者救済基金というのがございますので、そっちの手当がございませぬけれども、基本的には今後情報提供をしっかりとやっていくというのが今度のベースでございまして、そのあたりの考え方が若干国の方がちょっと厳しいという考え方は基本にございませぬ。

○平野みどり委員 それは、広く伝統薬で救われるというか、重宝されている方たちのことをやっぱり考えて、これはということなんですね。

○木下薬務衛生課長 そのとおりでございます。

○平野みどり委員 わかりました。

○重村栄委員長 よろしいですか。——ほかに質疑はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○重村栄委員長 ないようでございますので、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第27号についてはいかがいたしましょうか。

(「採択」と呼ぶ者あり)

○重村栄委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りをいたします。

請第27号を採択することに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○重村栄委員長 御異議なしと認めます。よって、請第27号は、採択とすることに決定をいたしました。

ただいま採択と決定をいたしました請第27号は、国に対して意見書を提出していただきたいという請願であります。そこで、意見書

(案)については作成しておりますので、事務局に配付をいたさせます。

(資料配付)

○重村栄委員長 担当書記から意見書を読み上げてください。

○中村課長補佐 それでは、私の方から意見書(案)について読み上げをさせていただきたいと思います。

読み上げます。

伝統薬の郵便等販売に関する意見書
(案)

熊本県における伝統薬の歴史は古く、江戸時代に創業された薬屋や肥後藩主が開設した御薬園を由来とした薬が、明治、大正、昭和を経て今日に至り、くまもとの伝統薬として、県民をはじめ全国各地の皆さんに愛用されている。

現在、県内には、伝統薬を製造・販売する業者が8社存在し、全国の約5万6,000人の皆さんに伝統薬として供給され、病気の治療や健康回復に多大な貢献をしている。

また、伝統薬業者は、自社製品を知り尽くした薬剤師が、服薬の方法、効能効果、副作用等を詳細に説明するなど情報を十分に提供しながら、病気の治療などで伝統薬を求めている皆さんに、郵便等による方法により販売している。しかも、これまで利用者からの健康被害等は報告されていないことから、通常の店舗で行う対面販売と比較しても、遜色のない販売形態であると考えている。

しかし、平成18年の薬事法の改正に伴って、平成21年2月6日に公布された薬事法施行規則の一部を改正する省令では、医薬品の郵便等販売は、整腸薬等の第三類医薬品に限定され、第二類医薬品である漢方製剤等の伝統薬は認められていない。

これまでの長い歴史の中で、全国の皆さん

の治療や健康を支えてきた伝統薬の郵便等販売が認められないということは、販売の多くをこの方法に頼っている県内の伝統薬業者にとっては、倒産の危機に直面することになるとともに、伝統薬を必要とする皆さんにとっては、その薬を購入することが困難となり、治療や健康回復の機会が奪われることになる。

よって、国におかれては、このような状況をご理解いただき、下記の事項について、特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

郵便等による販売ができる医薬品を第三類医薬品に限定せず、第二類医薬品である漢方製剤等の伝統薬についても認めるよう措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

○重村栄委員長 ただいま配付をいたしました意見書(案)について何か御意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○重村栄委員長 よろしいですか。

○中原隆博委員 2段目の明治、大正、昭和というのはわかるんですが、もう平成21年になっているわけですから、平成になって20年を経過しているのであれば、昭和で打ち切るんじゃないかと、平成を経て今日に至りという方がいいんじゃないかと。ことしが平成元年ぐらいだったら問題ないんですけども。1項目、平成と入れた方がいいんじゃないかなという気はしますけれども、いかがでしょうか。関係ないかな。20年経過しているんだから……。

○重村栄委員長 じゃあ、文案については御

一任をいただけますか。ちょっと検討してみたいと思います。

○大西一史委員 内容的にはこれで問題ないとは思いますが。

○中原隆博委員 趣旨はいいんです。

○重村栄委員長 じゃあそういうことで、文案につきましては御一任をいただきまして、この意見書(案)を委員会提出議案として本会議に提出をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○重村栄委員長 それでは、この案を本委員会提出議案として本会議に提出することに決定いたしました。

次に、継続中の請願を議題といたします。

これについて審査を行います。

それでは、請第24号について、執行部からの状況の説明を願います。

吉田少子化対策課長。

○吉田少子化対策課長 少子化対策課でございます。

請第24号は、昨年9月の認可外の保育施設に係る請願でございます。

保護者の連絡会と施設経営者の連絡会から出されたもので、1つには、施設の安全、衛生対策の設備整備費、2つには、保育用具の購入に対する助成を求める内容となっております。

認可外保育施設は、県や熊本市の認可を受けて運営される認可保育所以外のもので、県はこれまで、職員や児童の健康診断費に対する助成や職員に対する研修を実施するなど、支援を行っております。

この請願を受けましてから、昨年末から県内の70の認可外保育施設に係る実態調査を行っておりまして、2月中旬に施設からのアン

ケート調査票の回収が終わったところでございます。

調査項目は、施設の利用状況、開所時間、施設の規模、職員の状況、保育料、行政の要望事項等、28項目にわたるものでございまして、現在、その集計・分析作業を行っております。

こうした結果も踏まえまして、また、ほかの県の状況、あるいは国の動きなども見ながら、請願で要望事項となっている事柄を含めてどのような支援ができるのか、検討してまいりたいと思っております。

なお、21年度は、安心子ども基金を財源としました保育士研修の中で、認可外保育施設の職員を対象にしました保育充実のための研修、発達障害児への対応、あるいは児童虐待への対応、こうしたものを新たに実施することとしております。

以上でございます。

○重村栄委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんでしょうか。

○城下広作委員 認可外の保育園の助成はまだふえるということではなかったですかね。ちょっと確認を。今の分だけだったですかね。確認だけです。

○吉田少子化対策課長 従来からやっております部分が、職員と児童の健康診断費の助成、それから研修も一部、危機管理をテーマにした研修をやっております。

21年度は、今申しましたように、保育充実のための研修ということで予定をしております。

なお、公的な制度的な助成というのは、まだ国の方では本格的にございまして、ただ、安心子ども基金の中で緊急的に賃貸物件によって認可外保育施設が認可保育所並みの基準でもって新たに開所する部分につきまして

は、今回基金の中で制度化というのがされておりますが、あくまでも期間限定、さらに条件付きのものでございまして、公的な制度としてはまだないという状況にございます。

○城下広作委員 了解です。

○重村栄委員長 ほかにございませんか。

ないようでございますので、これにて質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第24号についてはいかがいたしましょうか。

○山口ゆたか委員 今後の国の動き等々かんがみても継続が妥当だと思いますが、いかがでしょうか。

○重村栄委員長 継続という意見がございしますので、継続についてお諮りいたします。

請第24号を継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○重村栄委員長 異議なしと認めます。よって、請第24号は、継続審査とすることに決定をいたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○重村栄委員長 異議なしと認め、そのように取り計らいます。

最後に、陳情が3件提出されております。

お手元に写しを配付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

それでは、これもちまして第6回厚生常任委員会を閉会いたします。

午後4時27分閉会

○重村栄委員長 なお、最後の委員会となりますので、一言ごあいさつをさせていただきますと思います。

この1年間、小早川副委員長とともに円滑な委員会運営を心がけてまいりました。委員の先生方、そしてまた執行部の皆さん方には非常に御協力いただきまして、無事にこの1年間を務めさせていただきました。本当にありがとうございました。心から感謝申し上げます。

なお、職員の中には、今月3月をもって退職される方もいらっしゃるようでございますけれども、本当に長い間御苦労さまでございました。今後は、どうぞ健康に留意をされまして、一県民として、またしっかりと県政を支えていていただきたいとお願いを申し上げます。

なお、執行部の皆さん方におかれましては、県政も非常に厳しい状況でございます。そしてまた、委員会が終わる前にいろんな問題も出てまいっております。いま一度心を引き締めて、そして県政発展のために、しっかりと御尽力を賜りますようによろしくお祈りを申し上げます。

最後になりましたけれども、委員の皆さん方、そして執行部の皆さん方のますますの御健勝と御活躍を祈念して、本当に意は尽くしませんけれども、御礼の言葉にさせていただきます。

1年間大変ありがとうございました。お世話になりました。(拍手)

副委員長から一言。

○小早川宗弘副委員長 皆さん本当にきょうは長時間にわたり委員会審議、御審議いただきましてありがとうございました。

4時半ということで、私も議員になってから6年目だったんですけれども、初めて4時半まで議論をしまして、多分遅くなるならと

思って私も全然発言しませんでしたけれども、本当にまた委員さん方には1年間充実したこの委員会に御協力いただきましてありがとうございました。

きょうは、もう最後になりますけれども、委員、執行部の皆さん方には、今までのこの委員会でいろいろ議論されたことをしっかりと踏まえてから、県政発展のため、あるいは厚生分野の発展のために、頑張っていたきたいというふうに思います。

委員の皆さん方、そして執行部の皆さん方、本当にありがとうございました。(拍手)

午後4時29分

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

厚生常任委員会委員長